

衆議院 法律事務委員会 議 録 第 五 号

令和四年十一月八日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 伊藤 忠彦君
理事 藪浦健太郎君 理事 谷川 とむ君
理事 藤原 崇君 理事 宮崎 政久君
理事 鎌田さゆり君 理事 寺田 学君
理事 沢田 良君 理事 大口 善徳君
理事 東 国幹君 理事 五十嵐 清君
理事 石井 拓君 理事 石橋林太郎君
理事 岩田 和親君 理事 小田原 潔君
理事 奥野 信亮君 理事 加藤 竜祥君
理事 熊田 裕通君 理事 鈴木 馨祐君
理事 田所 嘉徳君 理事 高見 康裕君
理事 津島 淳君 理事 鳩山 二郎君
理事 深澤 陽一君 理事 山下 貴司君
理事 鈴木 庸介君 理事 中川 正春君
理事 山田 勝彦君 理事 吉田はるみ君
理事 米山 隆一君 理事 阿部 弘樹君
理事 漆間 譲司君 理事 日下 正喜君
理事 平林 晃君 理事 鈴木 義弘君
理事 本村 伸子君

法務大臣 葉梨 康弘君
法務副大臣 門山 宏哲君
文部科学副大臣 築 和生君
法務大臣政務官 高見 康裕君
政府参考人(警察庁長官官房審議官) 親家 和仁君
政府参考人(法務省民事局長) 金子 修君
政府参考人(出入国在留管理庁次長) 西山 卓爾君
政府参考人(外務省大臣官房参事官) 今福 孝男君

政府参考人(文部科学省大臣官房学習基盤審議官) 寺門 成真君
政府参考人(文部科学省大臣官房審議官) 里見 朋香君
政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官) 青山 桂子君
政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官) 野村 知司君
政府参考人(厚生労働省大臣官房審議官) 本多 則惠君

参考人(学習院大学法務研究科教授) 大村 敦志君
参考人(東北大学大学院法学研究科教授) 久保野恵美子君
参考人(弁護士) 近藤 博徳君
法務委員会専門員 白川 弘基君

委員の異動
十一月八日
辞任 加藤 竜祥君 補欠選任 石井 拓君
山下 貴司君 小田原 潔君

同日
辞任 石井 拓君 補欠選任 加藤 竜祥君
小田原 潔君 山下 貴司君

十一月七日
感謝料額算定の適正化を求めること等に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三小(林元治)(第一〇七号))

「谷間世代」への一律給付実現を求めることに關する陳情書(札幌市中央区北一条西一〇 坂口唯彦)(第一〇八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これは、本案審査のため、参考人として、学習院大学法務研究科教授大村敦志君、東北大学大学院法学研究科教授久保野恵美子君及び弁護士近藤博徳君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に委員会を代表して一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いです。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、大村参考人、久保野参考人、近藤参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきます。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできません。御了承願います。

それでは、まず大村参考人をお願いいたします。

○大村参考人 おはようございます。学習院大学で民法を担当しております大村敦志と申します。本日は、このように意見を申し上げる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

法制審議会の民法(親子法制)部会の部長を務めさせていただいておりましたけれども、本日は、その審議に参加した一研究者としての個人的な意見を申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回の民法改正は、一方で、未成年の子に対する親権に関する見直しを、他方で、実の親子関係の成立ないし確定に関わる見直しを内容とするものでございます。以下、このうち実親子関係に関わる見直しを中心に私の考えるところを申し上げますけれども、一言で申し上げますと、いずれの改正案も、子供の立場を重視しつつ、親子関係に関する民法上の規律を現代的な観点から見直そうというものであるというふうな理解をしております。

親権の見直しに関しては、詳しいことは後に久保野教授が述べられるのではないかと思いますので、私からは一点だけ。新たに原則的な考え方が明示されるということは、親子法において意味があるだけではなく、人というものの価値を重視する民法の大きな流れに合致したものであり、今後の立法の指針にもなる重要な提案であるというふうな位置づけをしているというのみを申し上げます。

そこで、実親子関係に関わる見直しについてでございますけれども、実親子関係は、これまで、母親が婚姻中にその子を懐胎したか否かによって、嫡出の親子関係と嫡出でない親子関係に分けられてまいりました。この二種類の親子関係を通じて主として問題になるのは父と子の関係、父子

関係でございますけれども、父子関係の成立ないし確定については、嫡出子には嫡出推定という制度が、嫡出でない子には認知という制度が設けられております。今回の改正案は、嫡出子の父子関係を中心にしつつ、嫡出でない子の父子関係にも及ぶものでございます。

嫡出子の親子関係に関して最も重要な点は、婚姻中の母が産んだ子は原則としてその夫の子とされるということでございますけれども、これを嫡出推定と呼んでおります。このようにして、嫡出子の父子関係は自動的に定まり、一定の期間内に夫が父子関係を否定する嫡出否認の訴えを起すことで、それが認められない限り、夫が父であるということが確定いたします。今回の改正案の中心を成すのは、以上のような嫡出推定と嫡出否認とを組み合わせた広い意味での嫡出推定制度を見直すという点にあると理解しております。

具体的には、第一に、嫡出推定が及ぶ範囲を広げて、現在は推定が及ばない、婚姻の成立から二百日までで生まれた子に嫡出推定が及ぶこととしております。

これは、夫婦の間に生まれた子は、婚姻前に懐胎されていたとしても、婚姻後に生まれれば嫡出子として扱われるということを意味しております。嫡出子の概念を拡張するように見えますけれども、婚姻成立の日から二百日までで生まれた子も嫡出子として届出ができるという従来の判例、戸籍実務の考え方を正面から認めた上で、子の地位をより強化したものでございます。

あわせて、重要なのが、再婚後に生まれた子の扱いでございます。

現在は、婚姻の解消などから三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎されたものと推定されまして、前の夫の嫡出子であると推定されますけれども、再婚後に生まれた子については、前の夫の子であるという推定と後の夫の子であるという推定が重なるという場合に、後の夫の子であるという推定を優先させるという提案、これが併せてなされているところでございます。

これによりまして、三百日問題と呼ばれております、離婚後出生子の親子関係に関わる問題のうち、母が再婚をしたというケースにつきましては、後の夫の嫡出子としての届出が可能になります。

また、このように二つの嫡出推定が重なる場合につきまして優劣を定めるということにいたしますので、これによって、この推定が重なること自体を避けようという考え方に基づいてできておりました再婚禁止期間というものが必要になります。女性についてもみ存在していた再婚禁止期間の廃止というの、そのため提案されているところでございます。その結果、従来懸案になっておりました男女平等の実現が図れるというふうに評価しているところでございます。

第二に、従来、子の出生を知ったときから一年以内とされておりました嫡出否認の訴えの期間を三年以内に延長し、かつ、訴えを起こすことができる者を子供や母にも拡張することとしております。

これまでは、子や母が父子関係を否定したいと考えていても、訴訟を起こすことができるのは夫だけでしたので、夫の協力なしに父子関係を否定するということはできませんでした。

しかし、この提案によりまして、子や母の側から父子関係を否定することができるようになりますので、再婚によって後の夫の子とされず、前の夫の子のままであるという場合であっても、子や母の側から嫡出否認の訴えを起こすことが可能になります。これもまた、三百日問題の解消に資する提案であるというふうに評価できるかと思っております。

なお、この提案は、二〇二〇年に制定された生殖補助医療に関する法律にも影響を与えるために、必要な修正をするということも提案されているというふうに理解しております。

嫡出でない子の親子関係についても、若干の提案がなされております。嫡出でない子の場合には、認知によって成立な

いし確定された親子関係が、場合によっては認知無効の訴えによって覆されるという仕組みになっておりますけれども、従来、認知無効の訴えには期間制限というのがございましてした。これは、子供の地位をいつまでも不安定な状態に置くことになるということで、事情に応じて認知無効の訴えを権利濫用で制限する必要があるということが言われてまいりました。しかし、どのような場合に権利濫用となるかということは明らかではありませんので、改正案では七年という期間を設けるということが提案されております。

なお、この提案との関連では、国籍法上の取扱いも問題になりますけれども、従前同様、濫用には一定の対応をすることを前提にしつつも、認知無効の主張に期間制限を設けて子の地位の保護を打ち出すことができたということは、全体として評価できることなのではないかと考えております。

以上のような実親子関係の成立ないし確定に関する見直しは、民法制定以来百二十年ぶりに行われるものであるというふうに理解しておりますけれども、従来の基本的な考え方自体を変更するものではないと見ます。すなわち、嫡出推定あるいは認知という制度によって、生まれた子供に父を与え、子供の養育環境を整えるということをベースとするものでございます。

その上で、一方で、嫡出推定の重複につき合理的な解決を与えるとともに、従来は余りにも厳格に制限されていた嫡出否認の訴えを緩める、他方で、従来は全く無制限であった認知無効の訴えに一定の制限を設けることを通じて、全ての子供の父子関係をバランスの取れた形で保護しようというものであるというふうに見ることができると考えております。

もちろん、今回の実親子関係の成立ないし確定に関する改正案に関しましては、検討はされたものの最終的には提案に至らなかったものもございします。その理由については、次のように考えております。

実親子関係の成立ないし確定という問題については、子供の立場に立ちつつ、父の立場、母の立場を考慮に入れるとともに、制度の整合性、安定性ということも考えなければなりません。また、戸籍窓口での対応可能性ということも重要な要素でございます。当事者の方々には様々な御意見があるであろうと思えますし、実務家や研究者の間にも様々な異なる見方がございます。

そうした中でよりよい制度を考えていくには、多くの人たちが同意できる項目から始めて、意見対立のある項目へと進んでいくということが必要なのではないかと考えております。今回の改正案は、そうした検討方法を通じて取りまとめられたものであるというふうに認識をしておりますので、誠にありがとうございます。

最後に、全体的な評価と今後の見直しについて、一言だけ触れさせていただきますと思います。

親子法に関しては、近年では、二〇一一年に親権の喪失、制限につき、二〇一九年に特別養子につき民法の改正がなされ、また、二〇二〇年の生殖補助医療法により民法の特則が設けられているところでございますけれども、今回の民法改正案は、親権行使の態様に関する原則を定めるものと実親子関係の成立ないし確定という親子法の根幹に関するものから成っております。非常に重要度の高いものであるというふうに認識をしております。この改正が実現し、さらに、親子関係の中心的な効果である親権につき具体的に定める規定やこれと密接に関連する規定の見直しが進むということを切に願っております。

私の意見は以上でございます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 ありがとうございます。

次に、久保野参考人をお願いいたします。

○久保野参考人 東北大学で民法を担当しております久保野恵美子と申します。今日は、このような場で意見を申し上げる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

法制審議会民法(親子法制)部会にも幹事として参加しておりましたが、本日は、民法改正案に対して研究者としての意見を申し上げますと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

民法改正案の内容の概要は、今、大村教授から御説明のあったとおりですけれども、親権に関する見直しの子の立場を重視するとの意義があることはもちろん、実親子関係の成立、確定に関するルールの見直しも、親の立場がどのようにあるかということと独立して、子の立場を重視し、子の利益を図ろうとするものであり、法案は、全体として、民法の親子関係に関するルールを子供の立場を重視する観点から改善していくものであり、子供の立場に立脚した民事基本法制の推進としての意義を有するものであると考えております。

以下では、基本的に親権の見直しに絞って二つの観点から意見を申し上げます。運用上考慮されるべきと考える点と今後の課題に触れたいと思います。

法案の親権の見直しに関する部分に対する評価ですけれども、まず、児童虐待への対応としてということからです。

児童虐待防止の観点からの民法の親権法の改正は、二〇一一年に続くものです。二〇一一年の改正は、主に、親権者が子の利益を害する態様で親権を行使しているときに、どのように介入して子供の利益を確保するかという点に関わるものでした。

同改正は、親権の不適切な行使に対して子供を保護する方策を取るに当たり、民法の規律が使いにくいものであるとの指摘を背景に行われました。つまり、親権の喪失よりも効果の軽い親権の停止あるいは制限する制度が必要だという指摘でありまして、結果として効果の軽い親権の停止制度が新設されたというのが、使いやすい制度への改正の代表的事項でありました。これは、この二〇一一年改正以前から、児童虐待防止法の制定や児童福祉法改正によって対処されてきたことと共

通する課題に込めるものであったと言えると思えます。

これに對しまして、今回の改正案は、子の利益が害されているという事例への事後的な介入というよりも、子の利益のために親権がどのように行使されるべきかを法文上明らかにするという、これまでの親権法改正では必ずしも十分に対処できていなかった、いわば残された課題に込めるものと言えます。

具体的には、現行の民法八百二十二条に存する懲戒権の規定を削除し、さらに、新たに親権者が子を監護、教育するに当たつての一般的な指針となる事柄を示す規定、改正案の中の新たな八百二十一条、これを新設することが提案されております。新しい規定となります八百二十一条案には、子供の人格の尊重、年齢、発達程度の考慮、そして、体罰などの禁止が盛り込まれております。事後にどのように子供を保護するかということのみならず、事前に一般的な観点から親権の適切な行使とはどのようなことかということを示すということによって、より包括的に児童虐待への対策に資する内容の改正だと評価できます。

さらに、今回の親権法の見直し案には、児童虐待防止対策にとどまらない、一般的な意義があると言えます。

先述のとおり、二〇一一年改正は、親権喪失、停止制度の整備が主たる事項でしたけれども、同改正は、さらに、子供の立場を重視しての親権法の見直しという、より一般的な重要な意味も持っていました。

少し振り返りますと、その二〇一一年の改正で親権を濫用しなどと親の行為態様の側から定めていたものを、子の利益が害されるかどうかという、子の状態の側から定める内容に転換しました。また、懲戒の範囲について、懲戒権規定の削除はそのときは成し遂げられなかったわけですが、懲戒の範囲について子の監護、教育に必要な範囲に限られるということを示しただけで

はなく、その監護、教育ということは子の利益のために行われるべきなのだとすることを明記したこと。これらに、子の利益という観点からの親権法の見直しとしての一般的な意味を一定程度持っていたというのが二〇一一年改正でございます。

二〇一一年改正の以前から、民法は元々親権を子を支配する権限として規律しているわけではなく、このことは理解されていたことではありますけれども、この二〇一一年の改正は、子の利益のための親権を監護、教育の指針として正面から明示するという重要な意義を有しました。

もつとも、子の利益というのは抽象的で内容を定めにくいものであることも確かです。今回の改正案で提案されている新しい八百二十一条というのは、親権者と子の間であっても、子供を一人の人格として尊重し、子の年齢や発達程度を考慮しなければならぬとして、子の利益のための親権の行使の仕方についての指針を具体化するものであります。

今回の改正が実現しますと、親権についての当事者の協議や裁判所における判定において、改正法案八百二十一条で示された指針が、運用や解釈に生かされていくことになることが期待されます。

子供の人格の尊重ということで申しますと、子供の意見や、子供の状態や、どのような意向を持っているか、あるいは子供の状態ということに、あるいは価値観に配慮し、自らの価値観や考え方を不当に押しつけるという形ではなく親権を行使するというのが期待されます。また、年齢や発達程度に応じた個々の子供の状況に応じて、それに適した形で監護や教育を行うということが要請されていくことになると考えられます。

このように、今回の改正は、二〇一一年の親権法の改正で示された子の利益のための親権という指針の延長にありつつ、子の利益を具体化するという意義があるとまとめることができます。

以上、親権の見直しについて二つの観点からその意義を述べました。

続いて、今後について望むことと課題に簡単に触れさせていただきます。法案の下での、法案が実現した場合、改正が実現した場合の実務運用について望むことです。

意見の最初の方で、今回の法案についてこのように述べました。親の状態がどのようにあるかということと独立して、子の立場を重視し、子の利益を図ろうとするものと評価できるといふふうに申し上げました。

しかし、子の利益を図っていくためには、できる限り、親が不適切な養育を行うような状態となる原因を取り除いていくことが望ましいわけですから。

親権の見直し案では子の利益のために親権者がこうすべきとの指針が示されましたけれども、様々な事情からその指針どおりに行動することが難しい事情を抱える親がいることも想定されます。

法案が親権者に指針を示すことは、その周知や運用の仕方によっては、困難を抱える等の事情のある親を追い込み、かえって子の利益を害するということになりかねないとの懸念も表明されています。親の抱える経済社会、保健心理面での様々な困難や状況について、適切な対応や支援がなされるのが重要であると考えます。この点につきましては、既に法案に対して複数の法学者からも指摘されていることでありまして、特に付言させていただきます。

なお、このように支援を強調しますと、他方で、支援によっても状態の改善や子との関係性の良好な構築が図り得ない親への対応として疑問であるとの御懸念も抱かれようかと思えます。

この点につきましては、先ほど触れました二〇一一年の改正で親権喪失制度が改正され、親権停止制度が創設されたものの、それらが十分に活用されているかということに検討の余地があると考えているということ、具体的には、支援が重要だ

と申しましたけれども、その限界を見極め、限界を超えた悪意ある重篤な事例においては親権喪失の請求をちゅうちよせずに行っていくということもまた、支援の充実と同程度に必要であると考えているということを示し添えます。

ここで、少し親権の見直しから離れますが、悪意のある事例に関連して、実親子法の見直しについて一言加えます。

それは、認知によって成立した父子関係の否定のルールの改正による子の保護について、国際法の側面において、なお不徹底であり課題が残るとの指摘がなされていることですが、国籍の不正取得という悪質な事例への法対応という課題と関連している問題だと認識しています。

国際法の問題は、民法研究者としての私の専門を超える問題であり、申し上げられることは少ないですが、ただ、この点は強調したいというところがございます。それは、国内法において、先ほど大村教授からも御説明ありましたとおり、父子関係の成立の方法が嫡出推定か認知であるかということの違いによって子の身分関係の安定化にできるだけ違いを生じさせないよう、現行法の認知無効の制度を改正し、子の利益の確保の方法の平準化を図っていくということ自体が、実親子関係の基礎ですとかその成立の方法に関して様々な意見が存在している中で、その改正課題の達成自体が決して容易ではないというふうに捉えております。したがって、これをまず実現することが非常に重要な一歩だと考えているということをお伝えさせていただきたいと思っております。

今回の法案に含まれている国籍法の改正案は国籍に関わる子の立場を現行法よりも悪化させるものではないと認識しておりますけれども、国内法において上記のような子の利益を基軸とする平準化の改正、これが行われることが、間接的に国際法の側面における状況によい影響を与えることを期待しております。

最後に、今後の課題として期待されることとして、運用の留意点として、子の立場を重視し

ていくためには、親が困難な状況等に置かれないことが重要であり、支援の充実が期待されるというふうな申し上げましたけれども、その支援の充実の一環として問題となり得る民事法制に関わる点としまして、法的な問題の解決手段へのアクセシブルの容易化、充実化があると考えております。

夫婦や親子の関係に関わる相談や解決について、家庭裁判所の各種手続や前段階に位置づけられる法律家、自治体、関係諸団体等による相談や支援について拡充が図られるよう、法改正や人的基盤の強化を含む制度改善がなされていくことを願っているところでございます。

以上で意見とさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)
○伊藤委員長 ありがとうございます。次に、近藤参考人にお願いたします。

○近藤参考人 おはようございます。私は、弁護士近藤博徳と申します。日本弁護士連合会の人権擁護委員会難民国籍特別部の特別委員であります。また、特定非営利活動法人JFCネットワークの役員でもあります。

本日は、意見陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。今日は、今国会で改正が審議されています国籍法三条三項の新設について意見を申し上げます。私たちが弁護士有志は、国籍法三条の改正について、十月二十七日付の意見書を作成し、共同提案団体とともに発表し、委員の皆様にもお届けをしております。

私の発言の趣旨を最初に申し上げますと、提案されている国籍法三条三項の新設には反対するという内容です。

本日、ポンチ絵を資料としてお配りしていますので、これを見ながらお話をさせていただきます。まず、関連する法律の改正案について、簡単に整理をしたいと思っております。ポンチ絵上段右側に、国籍法三条の現行法と、

その下に赤字で、追加が提案されている三項が記載をされています。追加される予定の三項追加法案を見ますと、「前二項の規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しない」というふうになっています。

つまり、認知について反対の事実があるとき、認知をされたけれども父と子に血のつながりがなかったときは、認知による国籍取得は認めないという内容です。

このような条項が追加される理由というのは、民法七百八十六条の改正案にあります。そこで、ポンチ絵上段右側の、青の白抜きで書かれている部分について見ていただきたいんですが、民法七百八十六条の改正案は、先ほど大村参考人からもお話がありましたように、原則七年間、認知あるいは認知を知ったときから七年間経過したら認知は否定されない、認知を争える当事者の範囲を限定し、認知を否定する方法は確定裁判のみという制度を設けています。

ところが、これに対して国籍法三条三項は、これはポンチ絵の上段左側の赤地白抜きで書かれている部分ですが、民法七百八十六条一項改正案の適用を否定して、父と子に血のつながりがないときはいつまでも国籍の取得を否定し、しかも、裁判所も関与せず、行政庁の判断で国籍取得を遡って否定するというにすると、つまり、国籍取得をなかつたことにするという扱いをするものになります。

認知が事実と反する場合に国籍取得を認めない、そういう現行の運用ですが、これを維持しようという考え方の基には、認知の濫用あるいは国籍の不正取得目的の偽装認知、そういうお考えがあるのかと思っております。

けれども、ちょっと考えていただきたいんですけど、認知をしたけれどもそれが事実と反していた、親子関係が、実は父と子との関係がなかったというところは、外国人の子供だけに発生するわけではございません。

この改正もされている嫡出推定あるいは認知

の制度、これは、届出のときに子供が父の子であるかどうか生物学的には証明することができない、つまり、父の子ではないかもしれないということを前提につくられている制度です。そういう意味では、親子関係がない認知ということは、日本人同士でも当然起こっているわけです。

私が実際に経験した事件ですが、子供が生まれて、生まれたときから父親はその子がずっと自分の子供だと思っていました。子供はフィリピンに住んでいるので、毎年毎年子供のところに行つて一緒に暮らし、子供をたまに日本に呼んで、一緒にドイツニderlandに行つたりしてかわいがつてきました。子供がもうすぐ二十歳になるときになって、子供に選択肢を上げたい、子供が日本でも暮らすかフィリピンで暮らすか、彼の将来の選択肢を広げてあげたいという気持ちで認知をしました。そして、国籍取得をしようとしたら、できませんでした。親子関係がないというふうには法務省が判断しました。

そんなはずはない、俺はこの子が生まれたときから知っているんだ、母親も俺の子であると認めているし、顔がそっくりだ、誰が見てもこの子はおまえの子だと言う。それで私のところに相談に来られました。私も、全くそのとおりだと思つて、もう一回国籍取得の手続をするためにDNA鑑定をしました。そうしたら否定でした。父親は本当にショックを受けていました。子供も泣いていました。

そういうことは普通にあると思っております。日本人でもそういうことはあります。当然御理解いただけると思っております。外国人のケースが偽装で、国籍取得目的の、濫用の、偽装認知だというふうに決めつけることはできない。私たちの弁護士としての感覚としては、むしろ、父も母も、その子が本当の子供であるというふうな信じていたというケースの方が多々あります。

そういうケースを、国籍を喪失させるのが現在の運用で、民法七百八十六条の改正案は、そういう場合には子供を救おう、子供の地位をひっくり

りかすという運用で、民法七百八十六条の改正案は、そういう場合には子供を救おう、子供の地位をひっくり

返すことはやめよう、そうすると子供がかわいそうじゃないか、認知が事実に戻ることについて子供に何の責任もない、そもそも、婚外子として生まれたことについて子供に責任はない、そういう子供を救おうというのが民法七百八十六条の趣旨です。

ですが、国籍法の三条三項改正案の追加案は、認知が事実に戻ることについて責任がない子供に最大の不利を負わせよう、その責任を全部子供に負わせよう、そういう制度です。

この三条三項が新設されることによつてどういふ問題が発生するか。ボンチ絵では中段に四つの点を書いてありますが、ここでは簡単に五つの点を申し上げたいと思います。

まず、中段の①ですが、認知後何年たつても、そして何歳になつても、取得した日本国籍をみんな国籍取得のときに遡つて剥奪されるということになります。

民法七百八十六条一項の改正案によれば、認知があつてから、あるいは認知されたことを知つてから七年たてば、認知は覆されません。認知はまづ有効であるものとされて、認知無効の判決があつたときに初めて無効になるという扱ひがされます。

ところが、国籍法三条三項は、それから何年、何十年たつても、行政庁の判断で、認知がなかったものと事実上否定されて、国籍を奪われます。しかも、国籍取得をしたときに遡つて失います。

お配りした、以前にお届けした意見書に事例が書いてありますが、この子供は、十四歳のときに父から認知をされました。ところが、二十八歳のときに認知無効の判決が出て、日本国籍を失いました。しかも、彼は日本国の国籍選択もしていません。けれども、国籍喪失によつて、彼は日本人としての十四年間を全てなかつたものとされました。

民法七百八十六条の改正の趣旨は、子の身分の早期安定による子の権利利益の保護にあります。けれども、国籍法三条は、日本人父から認知され

た子の身分を永久に不安定な状態に置くということとを法律によつて宣言するものです。今まで実務によつて事実上行われていたことを法律の中に明文化するという事です。今回の民法の改正の方針と全く正反対の方向を目指しているものと言えます。

また、ボンチ絵の中段の②ですが、認知によつて日本国籍を取得した人が国際結婚をして子が生まれ、またその子が国際結婚により更に孫が生まれた。ところが、元々認知を受けた、認知を受けた国籍を取得した人の認知が事実に戻るとして遡つて日本国籍を失うと、その子や孫も日本国籍を失います。つまり、ドミノ倒しに日本国籍をみんな出生時に遡つて喪失していくわけです。社会は大混乱になると思います。戸籍の扱いもどうなるか分かりません。大変な問題が出ると思います。

二つ目は、国籍を失つた子が日本で生活している場合、遡つて日本国籍がなくなる、その結果、その子は不法滞在外国人となつてしまうということです。元日本人として日本に住んでいた子がです。

不法滞在外国人になつてしまうと、仕事をするのはもちろん許されません。例えば皆さんのような国会議員、あるいは裁判官や検察官、霞が関などの官庁で働いている職員、自衛官、警察官、これらの人も、本人には何の落ち度もないのに、当然にその地位を失います。

健康保険、銀行口座、住民票など、普通の人が当然に持っているものを失います。住まいを失っている人すらあります。仕事ができませんから、収入がありません。身分証明ができない。不法滞在、法律違反をしている人だということで、家に住めない、新しく家を借りられない。家、住まいを失つてしまう人もあります。本当に、生きていくこと自体が非常に困難な状態に陥ります。

しかも、町中で警察官に声をかけられたら、ほぼアウト。職務質問をされて、不法滞在外国人として逮捕されてしまいます。元日本人だった人が

です。

それでも、日本で生まれたり、あるいは小さい頃に日本に連れてこられたその子にとつて、母の母国に帰つて生活するという選択肢はほとんどありません。日本が母国です。子供にとつては、母の国は全くの異国です。生まれ育つた日本で生きて、生活していきたいと思ふのは当然です。

けれども、そのためには在留特別許可というものを得なければなりません。この在留特別許可は、法務大臣の広い裁量にあります。これが認められるという保証はもちろんありません。もし認められたとしても、その結論が出るまでには年単位の時間がかかることも少なくありません。その間、彼は入管法違反の容疑者として扱われ続けま

す。意見書に記載した事例では、認知無効の判決が確定して、日本国籍を失つてオーバーステイになつた彼が入管に行つた。日本の入管に行つて、私は日本に住みたいといふふうに言つたら、本当の父親の認知が得られなければ在特は出せないと言われたそうです。彼は当時二十歳でした。母親が二十数年前に交際していた男性、しかも、母親から見れば外国人である日本人の名前と当時の住所を漢字で正確に再現するなんて、ほとんど不可能です。奇跡的に彼のケースではできたので、本当の父親を見つけて出して、認知の裁判を起こして、認知を獲得し、在特を取ることができました。本当に奇跡です。

もしこれができなかつたら、彼は今でもオーバーステイです。もしかしたら強制送還されてい

たかもしれません。彼には全く責任はありません。彼は、この人が父親だと母親に紹介され、私がおまえの父親だと父親に言われ、認知してもらい、国籍を取ってもらい、日本に呼ばれて、日本で暮らしていました。彼には何の落ち度もありません。

一旦日本国籍を失つた人が再度日本国籍を取得する方法は、通常、帰化手続によることになりま

留資格を持つていなければならぬので、在特を取る。さっきの問題が発生します。

しかも、帰化は法務大臣の裁量が非常に広いです。どんなに広いかというと、法務大臣は、帰化が認められない、不許可の理由を説明する義務もないといふふうにされているほどです。帰化が認められるかどうかは全く保証ができません。むしろ帰化が認められるという方が少ないくらいです。いつ結論が出るかも分かりません。帰化は、国籍法三条三項によつて日本国籍を失つた人が元の地位を取り戻すための救済手段とは到底言えないです。

三つ目は、ボンチ絵の中段の③ですが、認知によつて日本国籍を取得した子が、その日本国籍しか持つていない。日本国籍を失うと無国籍になります。無国籍になると、どここの国からも保護を受けられなくなります。

無国籍の発生防止と解消は国際的な要請です。無国籍者の地位に関する条約、無国籍の削減に関する条約、これらは年々締約国が増加しており、無国籍の発生防止は今日では国際慣習法と言われています。UNHCRも、二〇二四年までに無国籍者をゼロにすることを目指したBeijingというキャンペーンを展開しており、今回の国籍法三条に対しても、私たちと同趣旨のコメントを出しています。

そのコメントでも詳しく述べられていますが、親子関係が無効となることによつて国籍を失わせる、そういう制度を持つている国は、通常、無国籍となつてしまう場合には国籍を失わせないという制度も併せて設けています。

我が国の国籍法は、国籍唯一の原則に立つているとされています。国籍唯一の原則は、必ず一つの国籍を持つていふことを含んでいます。つまり、無国籍の防止を要請しているわけです。この要請に基づいて、国籍法二条三号は、無国籍者の発生を防止するようにしています。また、八条四号は、無国籍者の解消、無国籍だった人に、帰化によつてですが、国籍を与えるという制度を設け

ています。

国籍法の本来の適用によって無国籍者を発生させるという条項、制度は今の国籍法にはありません。国籍離脱の制度、憲法で保障されている国籍離脱ですら、本人がほかの国籍を持つていない場合、つまり、日本国籍を離脱すると無国籍になつてしまう場合には国籍離脱は認めていません。

なのに、三条三項は、国籍を失わせた結果、本人が無国籍になつてしまふ可能性があるということとをその制度として当然に予定している、そういう制度です。そういう制度を国籍法三条三項で新設するということになりません。

無国籍になつても救済する制度があるという意見があります。それでも、そこで想定されているのは、法務大臣の広い裁量に委ねられる帰化であったり、あるいは裁判所の判決が必要な手続であったりして、無国籍者の救済になる保証は全くありません。

そもそも、無国籍となつた人を救済するためにまた国籍を与えるというのであれば、最初から国籍を失わせなければよいのです。無国籍になつてしまふ場合には日本国籍を失わせない、そういう UNHCR の提唱する仕組みは、本人のためにも、また行政の側からも、非常に合理的なものと言ふことができます。

四つ目は、ポンチ絵の④ですが、嫡出子との差別を法律によって固定化するという点です。

今回の民法改正案条文を対照しますと、嫡出否認の訴えと認知無効の訴えは非常に似た制度になつています。先ほどお二人の参考人からの御説明にもありましたように、嫡出親子関係、非嫡出親子関係のなるべく両方を整合性があるようにする、同じような扱いにすることが今回の改正の眼目であるというお話がありました。嫡出関係、認知無効、いずれも、それを主張するために裁判によるなきやいけない。裁判を起こせる人を制限する、裁判を起こせる期間を制限する。それによつて、裁判によつて嫡出否認あるいは認知無効が確定しない限り親子関係は否定しないとい

うのが今回の民法の改正案の方針です。

では、国籍法の扱いはどうか。

明文の規定はありませんが、嫡出子については、今の法務省は、嫡出否認によつて親子関係が否定されない限り、仮に父と子に血縁がなかったとしても国籍を失わせることはしない、そういう扱いをしています。では、非嫡出子はどうなるか。民法七百八十六条の改正案は、仮に血のつながりがなかったとしても、認知無効の判決が出なければ認知は有効なものとして扱う、一定の期間がたつたらそれを誰も争えなくなる、そういう制度をつくっています。

ところが、国籍法は、認知が事実に戻るときはいつまでもひっくり返せる、そういう制度です。つまり、民法のレベルでは嫡出子と非嫡出子をなるべく同じ扱いにしようとするのに、国籍法のレベルでは嫡出子と非嫡出子の扱いを差別化しようとしています。今まで実務によつて事実上行われてきたことを、法律によつて差別的な扱いを固定化しようというのが今回の国籍法三条三項の内容です。これは、私は憲法十四条一項、法の下の平等原則に反するというふうな考えています。

もう一点、これはポンチ絵には書いていないことですが、実務上非常に重要な問題があります。

現在の国籍法三条の規定の運用では、国籍取得の審査の過程で父子に血のつながりがないことが判明したときは、職権で父の戸籍の認知の記載を消すという扱いがされています。戸籍の認知の記載が消されると親子関係の証明ができなくなりま

す。認知を否定するのと同じことです。今回、民法七百八十六条の改正によつて、一定期間が経過したら認知の無効は主張できない、つまり、戸籍の認知の記載は消せないということになります。ところが、その後に認知が事実に戻ることが明らかになつて、国籍取得を否定する、あるいは国籍を失わせる、それと同時に、法務局が職権で父の戸籍の認知の記載を消すということができるとなると、民法七百八十六条を無視して父の戸籍の記載が消せるということになります。

これは民法七百八十六条の規定を否定するものと言わざるを得ません。

長くなりましたが、私の意見は、今いろいろ問題点を申し上げましたが、根本には、今回の民法七百八十六条、民法の改正、嫡出子と非嫡出子の間の差別的な取扱いをなるべく減らしていこう、その方向と国籍法三条三項の方向は正反対の方向にあるということですが。

恐らく、その根底には、これも申し上げたように、偽装認知による国籍の不正取得を防止するということがあろうかと思ひます。ただ、現在既に、平成二十年の大法廷判決を受けての国籍法の改正によつて国籍法三条が改正された、その際の附帯決議に基づいて、法務省は認知による国籍取得には非常に厳格な審査を行っています。それでも、かなり偽装認知の国籍取得は防止できていないというふうな言うことができます。

更にそれに加えて、今のような子供の不利益な取扱いを維持する必要があるのか、差別的な取扱いを法律によつて固定するべきなのか。子の利益という、子の地位の早期安定という今回の法改正の目的に反するのではないか、これが重要な懸念です。

是非、委員の皆様には、この点についてよく御理解、御検討の上、法案審議をしていただきたいというふうな考えております。

○伊藤委員長 ありがとうございます。(拍手) 以上です。ありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○伊藤委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。藤原崇君。

○藤原委員 参考人の皆様方には、今日は貴重なお時間をいただきました。ありがとうございます。自民党衆議院議員の藤原崇でございます。私の方から幾つか、三参考人の皆様方に、お話を踏まえて、お聞かせをいただければなと思つてお

ります。

今日余りお話しは出なかつたんですが、今回一つ大きな耳目を集めているのは、懲戒権の削除というものがござい

ます。これは大村参考人にちよつとお伺いしたいなと思ふんですが、二〇一一年には見送られました

が、今回は一転して削除という結論になりました。

これは、十年前から事情も変わつてきているということもあるんだと思ふんですが、是非そこを、議論の中で、どういう経緯でこういうところに至つたのか、部会長を務めていた大村参考人からお聞かせをいただければと思つております。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。お答えいたします。

議員御指摘のように、二〇一一年の改正の際には、懲戒権の規定についての削除は、検討されましたけれども実現には至りませんでした。その際には、懲戒権を削除することに對する懸念というものもございまして、それに配慮したということもござい

ます。これも議員御指摘のとおり、その後、懲戒権を口実とした虐待等というものが減らないというよう

な御指摘がありまして、そうした認識が社会に浸透してきたというふうな理解をしております。児童福祉関係の立法の方もそのような考え方に基

づいて改正がなされている、それを踏まえて、今回、削除に踏み切つたというのが一つござい

ます。それから、もう一つございまして、懲戒権の規定は、親権の内容を定める八百二十条の後に続きます幾つかの各則規定の一つでございます。前回、削除に当たりましては、他の各則規定とのバランスを考慮する必要があるのではないか、他の規定をそのまま残すということが必要なのかどうなのかというふうなことも議論になりました。今回はその点も併せて検討いたしました。他の規定については残す必要があるのではないか、この規

定については削除しても構わないのではないかと、このように議論をしたということでございます。

以上でございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

百二十年前、まさしく民法ができてから基本的なラインが変わっていないのと同時に、時代に即してということで今回は懲戒権がなくなったということ、よく内容は分かりました。

そういう中で、久保野参考人にお聞きをしたいのは、今回、親権の内容についても、人格の尊重であるとか年齢や発達の程度に配慮というようなことが入ったということなんですが、この運用のところであつたんですが、やはり、では法律を変えたからそれでいいかというと、現場現場で、お父様、お母様、あるいは養親子、養親関係もあると思うんですが、そういう方々が、では実際、そういう考えに基づいてしっかり親権を行使できるかというところ、これはやはり別の問題なんだろう。サポートが必要だというお話があつたんですが、こういう内容で改正をしたとして、どういう取組をしていくことが、その現場現場というか、家庭家庭で、それにのつとつたような親権の行使が行われるようになってくるのか。そこについて、ちょっとお考えをいただければというふうに思っています。

○久保野参考人 御質問ありがとうございます。

御質問いただきましたとおり、このような一般的な文言の条文が入ったからといって、直ちに親の方々の行動が変容するというわけではないと思えます。

ただ、まず一つは、外国の経験として明らかになっていますのが、立法当時は、体罰等について、体罰という文脈も同じだというふうに私の中では理解しておりますけれども、そのような親権の行使について必ずしも国民の十分な理解がなかったということが統計的に明らかであったところ、やはり、立法するということ自体を契機に、それを広く周知徹底していくことで驚くほど国民

の意識が変わつたということが紹介されています。

日本の場合、既に児童虐待防止法の改正によって、児童福祉という狭い文脈ではなく、広く周知のための非常に分かりやすいパンフレットなどが発行されているかと思えます。そのような取組について、民法の改正というより基本法制の改正というものに即して、徹底的にと申しますか、行っていくということが、予想する以上に意味があり、行動変容を促すのではないかと期待しているところでございます。

ちよつと一般的なお答えになつてしまつて恐縮ですけれども、以上でございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

なかなか、正直難しいというのが、今の答えじゃなくて、これはどんな法律を改正したとしても、なかなかそれが、では普通の御家庭にその理念が本当に浸透するかというところ、やはり難しいなというのは、これは一つ一つやっていかなきゃいけないんだらうなというふうに思つて何つておりました。

それと同時に、久保野参考人のお話、これは感想なんですけれども、やはり経済、保健心理面、様々な面でしっかり支援をしていって、そういうふうな親権をしっかりと行使できるようにサポートするのすごく大事だというお話があつて、それと併せて、今はまだ不十分かもしれないけれども、やつたとしても、やはり、喪失ではなく停止など、ちよつとちよつとというお話があつて、なかなか、恐らく、このことを考えれば、それが一番いいことなんだろうというふうに思つております。

ただ、その一方で、私、何かお話を聞いていると、これは単なる感想なんですけれども、ちよつと今までの家庭と国の在り方とはかなり、結構転換をするようなニュアンスなんかは感じて、ただ、それも、やはり時代の中で、ある程度後見的

な関与というものをもちつと広げていく要請もあるのかなんかということをおもひながら、お聞かせをいただきました。

そういう中で、近藤参考人にちよつとお伺いをしたいんですが、個別の事例なので、なかなか言えること、言えないことはあると思うんですが、私、ちよつと聞いていて、三条三項の問題というのは、バランスの中で、非常に難しい問題が確かにあるなというの私もおもひしております。

そういう中で、少しお聞きをしたいのは、先ほど、近藤先生が取り扱った事件で、国の方ではこれは親子関係がないというふうになつて、そんなはずはないということ、DNAも調べたらそうだったということなんですが、逆に、国は、何で一回目はそれで親子関係がないと判断ができたのかなというところは、結構、聞いていてちよつと疑問に思つたところなんですけれども、そこは恐らく調査の仕方にも関わると思うんですが、ちよつとその点について、差し支えない範囲で御教示いただければと思つています。

○近藤参考人 御質問ありがとうございます。

具体的な事案のことなので、なかなか、どこまでお話ししていいかという問題がありますが、これは任意認知のケースだったんですね。

任意認知による国籍取得の場合には、法務省は非常にたくさん資料を要求します。父母それぞれ、知り合つてから子供の妊娠、出産に至る経緯ですとか、父母それぞれ、母が子を懐胎した当時の、どこにいたか。日本にいたか、本国にいたのか。日本に来たんだつたらば、渡航記録ですとか、日本の当時の外国人登録の資料とか、外国にいたのであれば日本の外への渡航記録であるとか、そういうものをいろいろ出させます。

そういうものを全部突き合わせて、母が子を妊娠した当時、その男性とその女性、母との間に交際、妊娠に至ることができるような関係があつたかどうか、状態があつたかどうかということをお調べするわけですね。DNA鑑定というものをやるわけではないんです。こちらのDNA鑑定を出せば

受け取りはしませんが、法務省の方が積極的にそれをやるわけではないので。

そういう事実調査の過程で、例えば、本人側が十分に資料を出せなかった、インタビュのときに聞き取り間違いがあつたということで、事実認定が誤つていたということもあります。

間々、例えば、これはこのケースではないんですけど、実は、母親が日本に来ていて、日本で男性と知り合つて、交際して妊娠した。そして、国に帰つて、本国で出産した。ところが、母親は他人名義で日本に来ていたので、そのことを言うわけにはいかない。ですの、国に帰つてから知り合つた。たまたまその男性の方も、その女性を追いかけて国に帰つていたので、そこで知り合つたというような説明をしたというケースが、別ですがあります。

ただ、そうすると、妊娠期間が短くなつちゃうんです。そのときに関係を持ったと言つてから、出産まで七か月しかない。でも、では未熟児だつたかというところ、普通の大きさで生まれてるので、これはおかしいといつて、法務省が不許可にした、認知国籍取得を認めなかったというケースもありました。

だから、本人の説明が何らかの形で不十分であつたり、間違つていたりということもありますし、資料の認定評価の仕方でもひっくり返つたという事例もあります。そこは様々です。

○藤原委員 ありがとうございます。

なかなか、全当事者が真実だと思つている中から、それを資料だけで洗い探して違ふ事実を認定するというのは、かなり、能力というのか、簡単ではないなというの思ひながら聞いておつたので、ちよつと聞かせていただきました。

認知することについて、私も意見書を読ませていただいたので、フィリピンの方の事例を聞かせていただいたんですが、やはり認知というのは非常に重いものであるということ。わらの上からの子というか、私の子じゃないんだけれども子供と同様に育てたいという気持ちもよく分かるんですが、

ただ、ルールとして、認知というのは自分の子であることが前提だというふうなところを、これはある意味でそういう認識がなくなってしまうところもあるのかなというの思っています、確かに、非難の程度としてはかなり違うんだろうというふうには思ったんですが、やはり、結構簡単に考えてやってしまうけれども実は大ごとになるというの、結構あるのかなと思っております。

そういう中で、これは大村参考人にお伺いするんですが、この三条三項、確かに、公法と私法の分野の違い等ございます。まさしく近藤参考人の資料にあるとおり、認知、親子関係、私法上の関係については普通に確定をさせる一方で、「反対の事実があるときは」というふうになって、これはいろいろな考え方があって現行の扱いを継続するというふうにしたんだと思うんですが、その議論の経緯をちょっと教えていただければと思っております。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。民法七百八十六条の認知の訴えに関する期間制限の問題と、今御指摘の国籍法三条三項の問題というのは、何度も、様々な御意見がありまして、議論を重ねたところでもございます。紆余曲折があつて、最終的に今回のような案になっているというふうな理解をしております。

先ほど久保野参考人からお話がありましたけれども、七百八十六条をこのような形にして期間制限を設けるということ自体に、国籍法の運用との関係で障害があるのではないかと意見もございました。

はないかということもございましたけれども、最終的には、今回出ておりますように、三条三項を新設すると。ただし、これによって従来の、これは久保野参考人もおっしゃいましたけれども、従来の取扱いを変えるというものではないという理解の下で七百八十六条の改正案を実現する、このようなプロセスであつたというふうな理解をしております。

○藤原委員 ありがとうございます。いろいろ、まだまだ三参考人にお聞きしたいこともあつたんですが、ちょっと私の時間が参りました。これから、今日の御意見を踏まえて、また審議を進めさせていただきたいと思っております。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、平林晃君。本日は、三人の先生方におかれましては、貴重な御意見を聞かせていただきまして、大変にありがとうございます。

私、長い間、これまでずっと、法ではなくて工学の分野で生きてまいりましたもので、法学については本当に初学者の立場からの質問ということで、御指導いただければというふうな思います。よろしくお願ひいたします。

時間の許す限りになりますが、主に嫡出推定制度について大村参考人にお伺いできればと思っております。その後、懲戒に対する考え方と無国籍条項に関しても、可能な範囲で久保野参考人、近藤参考人にお聞きできればと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、まず、嫡出推定制度についてお聞きできればと思ひます。現行民法第七七十二条第一項において、婚姻中の懐胎、また、その同二項において、「婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」、このようにされているということでございます。

この条項、先ほどから何度も出ていますけれども、百二十年以上前の明治三十一年に制定された民法の規定がそのまま受け継がれたものと聞いております。一八九八年といえは、日清戦争、日露戦争の間という、本当に、工学の世界にいた人間としては、はるかかなたという昔のような感じがいたします。現代とは風俗に対する考え方も異なつていたと思ひますし、また、DNA鑑定などの技術も全く存在をしていない時代であります。こうした今と大きく異なる時代の嫡出推定制度がどのような背景で、どのような考え方に基づいて制定されたものであるのか、大村参考人にお伺いできればと存じます。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。議員御指摘のとおり、百二十年間の間にいろいろなことが変わりましたけれども、今回の法案は、嫡出推定、否認の基本的な考え方を維持しようとするものでございます。

その基本的な考え方と申しますのは、婚姻中の男女の間に生まれた子供につきましては、父親というの婚姻が定める、これはヨーロッパの法格で、父は婚姻が指し示すというのがございまして、これが基本にある考え方であるということだろうと思ひます。

そして、このような考え方によつて、父親が定まるということの利益というのが子供にとつて非常に大きいというのが基本思想である。そうであるがゆえに、嫡出否認の訴えというのは非常に厳格に制限されてきたということであるというふうな理解をしております。

以上でございます。○平林委員 ありがとうございます。父は婚姻が定める、指し示す、そのことが子にとつて利益が非常に大きいというお考えであるというふうにお伺いをいたしました。その上で、今、婚姻の成立から二百日、また、取消しから三百日、こういう規定があるわけですが、この二百日と三百日という期日に関して素朴な疑問を感じている部分もありまして、教

えていただければと思うんですが、二百日は恐らく早産、三百日は恐らく晩産というんですか、遅い出産の日数で決められているというふうな理解をしております。

ここで出てくる疑問といたしまして、離婚後直ちに再婚をして懐胎した場合には、新しい夫の子が離婚から三百日以内で出生することもあり得るということでもあります。離婚後の妊娠が早産であれば三百日以内ということも、元の夫とは違って、あり得るということでもあります。実際、法務省の調査でそのようなケースが三〇%から四〇%程度あつたということも伺っております。

現行法では、これを避けるために百日結婚禁止規定があり、今回の改正案によれば、再婚すれば出生の直近の婚姻における夫の子、すなわち新しい夫の子と推定することになるわけですから、結婚しなければ前の夫の子と推定されるということになるわけがあります。

離婚したばかりの女性の中には、再婚を望まない方も少なからずおられるのではないかとすることも想定をいたします。このように、事実婚を選択される方もやはり出生届を出さないことになつて、無戸籍問題というのに対して効果が限定的ではないのか、こういう意見があるということもお聞きをしております。こんなケースを排除するために、離婚後三百日以内の嫡出推定の規定を廃止するというのも、こういう選択肢もあるのではないかと意見もあるということも承知をさせていただいております。

今回の法改正では、この三百日規定は維持をされているということでありまして、早産のみ削除して晩産を残すという点では、論理的にも若干アンバランスを感じる部分も私は思っておりますけれども、この三百日規定をもし削除してしまつたときに発生する何か問題点、そういったものがございましたら教えていただきたたく、大村参考人の見解を伺ひます。

○大村参考人 ありがとうございます。二百日、三百日という期間の定め方について、

一言まず最初に申し上げさせていただきますと存じます。

これは、議員御指摘のように、平均的な妊娠期間というのをベースにしておりますけれども、明治時代に、当時の帝国大学の医科大学に鑑定を依頼しまして、この期間を出していただきました。

今回の改正に当たって、早産で助かるケースなどというのも増えておりますので、この点について期間の見直しが必要ではないかということも検討いたしました。やはり医学部の先生に御意見をいただきましたが、基本的にこれを変える必要はなからうということで、二百日、三百日という日数の長さ自体は維持しております。

その上で、御質問の三百日というのを削除した場合にどうなるかということがございます。

確かに、離婚後三百日以内に生まれた子供の中には、前の夫の子供でない子供というのが含まれていることは確かでございます。そうであるがゆえにこそ、再婚した場合には後の夫の子供だというルールを今回提案しているわけでございます。

では、反対に、全ての子供が前の夫の子供でないというふうに言えるのかというと、それはそうではないというところがございます。

日本には明確な別居制度というものがございませんで、離婚に至るまで夫婦の間に関係があるということも少なからず存在するというふうに言われております。そうなった場合に、前の夫の子供を依然として保護する必要があるというところで、その三百日以内という規定についてはなお残す必要がある、それを前提にその対応策を考えたということであるというふうに承知しております。

以上でございます。

○平林委員 ありがとうございます。
あくまで前の夫の子の可能性、これは否定できないという考えの下に、この三百日規定が維持されているというところで理解をさせていただきまし

もう一点、諸外国の制度も教えていただければ

と思うんですけども、嫡出推定制度に関する規定で、韓国が日本と同様の制度を有しているというふうなことを伺いました。すなわち、婚姻中妊娠した子は夫の子、また、婚姻から二百日あるいは婚姻終了から三百日、これを嫡出と推定するというところですけれども、本制度に関して、韓国国内について何か議論されている部分があるのか、もし御存じであれば、また、韓国でなくても他の国において参考になる制度や議論があるのか、この点も大村参考人に伺えればと思います。

○大村参考人 ありがとうございます。

韓国について一言申し上げますが、韓国につきましては、嫡出否認の訴えの期間をいつから計算するかということにつきまして、憲法問題となつて争われたことがございます。それに基つて民法の規定が改正されたということがございます。

それは、韓国は嫡出否認の期間、二年という期間なのですけれども、子供が生まれたということを知ってから二年という規定が憲法違反である、生まれたということを知つただけでは、自分の子供であるという事は分らないじゃないかということ、自分の子供ではないということを意識した、認識したところからというふうに変更したのが韓国法にとつては一番重要な改正かというふうに思っております。

以上でございます。

○平林委員 ありがとうございます。
様々教えていただきました、引き続きよくこの今回の改正案について思索してまいります。

続いて、懲戒権に関しまして、久保野参考人に伺えればというふうに思います。
学校教育法第十一条では、校長及び教員が、教育上必要があると認めるときは、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる、ただし、体罰を加えることはできない、こう規定をされていると認識しております。

今回の改正案では懲戒そのものを否定しておりまして、体罰も含めてと認識しますけれども、懲

戒を否定しているということと認識をしております。親も教師も共に、教育を行うという立場では同じ立場というふうに考えますけれども、一方は懲戒全体を否定して、一方は体罰以外の懲戒が許されるという状況、この差異に関しまして、久保野参考人の御意見を伺えればと思います。

○久保野参考人 御質問ありがとうございます。

御指摘ございました学校教育法での懲戒や体罰についての定め方と父母ができることとの関係というのは、この改正との関係でも学会等でも議論されていることでございますが、目的や状況等が異なるので、直ちに参照し合つて考えることの不適切さ、あるいはそれを慎重であるべきだという議論が主と認識しております。それは集団生活である学校の特徴ですとか、あるいは、広く言えば監護、教育に当たるようなことを担っているとしても、目的が異なることですとか、あるいはその専門性も異なるのではないかと思います。

父母について先ほどいろいろ申し上げましたけれども、大事なことは、医学ですとか教育心理学の最先端の知見を生かした監護、教育方法を父母が選択しなくてはいけないということではないと思っております。

そのような父母の状況と比べましたときに、教育の現場というのは、いろいろな事情はありながらも、専門性を持った場ということになりますので、参照し合いつつ、議論は必要だと思いが、今申したような違いを踏まえての個別の議論が必要だと考えております。

以上になります。ありがとうございます。

○平林委員 ありがとうございます。
目的、状況、そういった差異を考慮して検討していくべきだ、考えていくべきだということで理解をさせていただきました。ありがとうございます。

最後に、国籍問題について近藤参考人に伺えればと存じます。
先ほどの意見陳述で、大きな部分に関しては、

御意見、理解させていただいたところでございます。

今回の改正のそもそものきっかけというのが、私の認識の範囲ですけれども、平成二十年の国籍法の一部を改正する法律の立法過程で、国籍取得における虚偽認知に対する強い懸念が示されたことにもあるというふうな認識しているわけですが、この部分に対応すること、先ほども少しお述べになられたと思っておりますけれども、改めてもう一度、端的に教えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○近藤参考人 御質問ありがとうございます。
平成二十年の大法廷判決を受けて、平成二十年に国会で国籍法三条が改正されて、それ以前は、準正の成立、認知プラス両親の婚姻が要件だったのが、両親の婚姻という要件が外されて、認知があれば国籍取得ができるというふうに変まりました。

ただ、その改正の過程で、偽装認知による不正な国籍取得がされるのではないかと、その懸念が大きいということが、大変な大きな御意見がございまして、国会の審議で、法条そのものは認知により国籍取得されるというふうになりましたが、附帯決議で、偽装認知による国籍の不正な取得がないように審査には慎重に期するという、たしかさうでしたかね、あの附帯決議が衆参議院でなされました。

それを受けて、現在、法務省では通達を出しております。まず、国籍法の施行規則に、こういう手続や審査をするという規定を設けて、こういう書類を提出しないというものを定めています。また、通達を發出しまして、その中で、さらに、詳しい書類の提出ですとか、こういう内容、手順で審査しなさいということを事細かく決めています。現在はそれに従つて運用されています。非常に審査は厳格になっています。

ただ、さつき申し上げましたように、DNA鑑定までやるというわけではないので、事実認定として誤つた認定がされる可能性というのはゼロで

はもちろんありません。それは、その誤った認定の原因は、本人が不正確な話をした、さらには、ちゃんと資料を提出したんだけどもその資料が不十分だった、資料からの法務省の担当者の認定が不正確だった、適切でなかった、様々な事情がある、ケース・バイ・ケースです。

ただ、もちろん、偽装認知、国籍を不正に取得するための偽装認知というのが、私どももゼロであるとは申し上げません。でも、恐らくそういうケースは、現在の運用によって、かなりの程度排除されると思います。

他方で、先ほども申し上げた、両親共にこの子が自分の子供だというふう信じている場合、本人の考えている事実関係のつじつまが全く不整合がない、それを聞いた法務省も、ああ、そのとおりだなというふう思つて国籍取得を認めるケースはあると思います。

そういうケースが後で国籍取得がなかったことになるとするのは、往々にして夫婦間のトラブルが発生してということがあるんですけども、そうやって、現在でも、認知が事実と反するけれどもも国籍取得してしまったというケースはあり得る。そういうケースで、今回、国籍法三条三項が新設されると、認知はあるのに国籍が奪われてということが起こってしまうというものであるというふうに思います。

以上です。

○平林委員 時間となりましたので、質問を終わります。

○伊藤委員長 次は、鎌田さゆり君。

○鎌田委員 おはようございます。今日もよろしくお願いたします。

今日は、親子法制の法制審の部会長を務められました大村敦志先生、そしてまた、私の地元の仙台の東北大学から、この法制審では幹事をお務めくださいました久保野恵美子先生、ありがとうございます。今日は、近藤先生、長きにわたっているような方々

の救済、様々な御苦労をされてきたこともあったと思います。今日はお話、ありがとうございます。

時間が限られておりますので、私は、今回の民法改正のことについて、参考人の先生の方々に、特に、とても気になる点を絞つて伺つていきたいと思つております。想像は察するかなということですが。

先ほどは、自民党の藤原委員も、そして、公明党の、公明会派の平林委員もお触れをくださいました。やはり皆さんちよつと気になつていらつしやるんだな、確認したいんだなということのを再認識したところでございますが、国籍法の三条三項が新設をされたということなんでしょうね。

先ほど、大村先生、部会の中でも紆余曲折があつたというふう率直に御回答されていらつしやいました。どのような紆余曲折があつたか、ちよつとお披露したいだけありがたいんですけども、お願いたします。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。先ほど述べさせていただいたのが基本でございますけれども、七百八十六条の改正を実現したいということ、国籍法との調整を図る必要があるということ、その調整の仕方について様々な意見が出されたということでございます。

その中身につきましては、民法の方に制限規定を置くという考え方が一方で出されました。そのようなものを置くというのとは適切ではないということであるとする、今回の七百八十六条の改正は見送らざるを得ないのではないかというような意見も出ておりました。

そこで、国籍法の方で手当てをして、従来の国籍実務にこの民法の規定が直接には、直ちには変更を加えるものではないという了解の下で、七百八十六条にこのような規定を置き、国籍法の三条三項を新設するという形で案を作らせていただいたということであるというふう承知しております。

○鎌田委員 ありがとうございます。

一部会長として御苦労もされたということは拝察をさせていただきます。

では、その気になる点について、今度は参考人の久保野先生とそれから近藤先生、教えていただきたい、お伺いをいたします。

国籍法は日本国民たる要件を定めているところとは周知のところですが、今回の民法改正に併せて、この国籍法の三条三項が新設されたことによつて子に生じる不利益についてであります。

この三条三項には、認知について反対の事実があるときは適用しないとあります。先ほど来質問もされております。つまり、これは国籍を失うということ、国籍がいわゆる剥奪されてしまうということだと私は解釈をしております。そういう解釈でよろしいかということをお伺いします。

あわせて、この期限の定めがないということなんです、これはいわゆる無期限になるということとでよろしいんでしょうか、重ねて伺います。

○久保野参考人 御質問ありがとうございます。この国籍の問題につきましては、意見を申し上げましたときに申述べましたとおり、国籍法の適用あるいは解釈に固有の問題、固有というのはちよつと、強調するのは不適切かとは思いますが、けれども、国籍に関わる問題について、余り、申し上げるのが難しいところが専門上でございます。

それで、子に生じる不利益につきましては、本当に痛ましいといえますが、対処すべき問題だということに事例を見ては存じますけれども、先ほど申し上げた認識のとおり、国内法についても、ど申し上げた認識のとおり、国内法についても、濫用的なものや好意的なものが両方あり得るところをどういうルールにするかといったような問題がある中で、国籍の側面について、現在と同じ状態を法文上はやむを得ず保つということ、段階的に方向へ、様々な利益衡量をしつつ、立法を進めるに当たつてやむを得ないといえますか、というふうにご考えているという認識は先ほどのとおりです。

ただ、これも繰り返してしましますけれども、国内法が先ほどのような理念に貫かれて、難しい調整をしつつも、一歩はかりかじを切るだろうということでありますので、運用面での改善というものが期待されるということは考えております。

また、父子関係について、国内法上は影響を与えないと認識しておりますので、状況は今よりは、父による対応等を含めて、期待できないかということとは少し考えております。

ちよつと、無期限かの点につきましては、冒頭に申し上げた理由でお答えは差し控えていただきたいと思います。御理解いただけましたら幸いです。

○近藤参考人 まず、国籍法三条三項が適用されると、子供は日本国籍を失います。これは、条文を御覧いただいてもお分かりのように、法務大臣の裁量ではございません。適用しないとなつていきますので、国籍は取得できない。一旦取得した国籍は取得したときに遡つて失う、これは行政権の判断によつて変えることはできません。もう確定的な処置になります。ですので、国籍を失うのか、剥奪されるのかという御質問に対しては、そのとおりということになります。

次に、無期限かという御質問については、無期限です。これも、現行の民法における認知の考え方は、これは先ほど申し上げましたが、認知が事実と反するときには、最初からいつまでも無効である。その考え方がそのまま国籍法に移つて、認知が事実と反するときには国籍は取得できないとなります。ですので、認知が事実と反するときには、いつまでも国籍を剥奪できる、無期限で剥奪できるということになります。

○鎌田委員 ありがとうございます。

久保野参考人、久保野先生からは、運用の改善というフレーズもございました。だから、こちらがマイナスの方向に、子の不利益の方向に行かないように期待をしたいというお気持ちは察したということとは述べたいと思います。

また、近藤参考人からは、はっきりと、これは

無期限であつて、そして国籍を剥奪されるということになることを確認させていただきました。

続いて、また済みませんが、久保野先生と近藤先生に伺いたいんですけども、つまり、認知された後何年たつても、何歳になつても、国籍取得届出時に遡つて、これは、今回の法改正でいくと、国籍取得届け時に遡つて国籍を失つてしまう可能性があるという解釈でよろしいのでしょうか。

というのは、私は、間違つても、このことによつて不法滞在扱いはいけないと思つておられます。不法滞在にされたら、その方の人生は、どんな環境に、どういう状況に、どの国に、どんな社会に生まれるかなんて、子供は選べる権利も選択も何も無いわけで、大人や親の様々な事情でこういう境遇にさらされてしまうわけですから、間違つてもそのことで不法滞在扱いはいけないと私は思つておられます。

なので、改めて伺いますが、国籍取得届け時に遡つてという可能性はあるか。そして、不法滞在扱いされてはいけないと思つ、そのためのケアは、この法律改正ではどういうものが含まれているのでしょうか。教えてください。

○久保野参考人 御質問ありがとうございます。

これも同じ、国籍法の解釈について専門的に回答できる立場にはございませんが、遡つて喪失される可能性があるかという点では、可能性はあるということだろうと理解はしております。

その上で、ちょっと少しされるかもしれませんが、立法しますと考えますときに、直近で生じている非常に深刻で気の毒な事案への対応ということと同時に、中長期的な方向性、影響をどう与えるかということ、両方視野に入れて考えるんだというふうな思つておられますけれども、遡つてという問題が生じるのは、やはり生まれる時点での対応というものは、あるいは生まれるまでの人々の行動に関わるルールというものをしっかりと考えていくということが重要だと考えておられて、何年もたつてから認知の問題や国籍を失うような

問題が生じないような出生時までのルールの形成や情報提供、とりわけ出生の前後における情報提供といったことを検討していくことが重要なのではないかと思つております。

ちよつと、今問題になつてきているような事例におきまして、養子縁組がどう働くかとか、済みません、詳しく詰めてきていないんですけども、そのような国籍を遡つて失うような事態にならないように、父母や関係の支援関係者等が動くような法制度や運用をつくっていくということが中長期的に見たときに大事であるというふうな思つております。

以上でございます。

○近藤参考人 先ほども申し上げましたように、事実を反する認知は最初から無効とされます。ですので、認知によつて国籍取得をしたがその認知が事実を反するときは、最初から国籍取得の根拠がなかったの、国籍取得自体が否定されます。つまり、遡つて国籍がなくなります。これは現在の運用でよし、それを否定することは不可能だ、その現行の制度を前提にする限り不可能だと思つてます。

民法が、七百八十六条が改正されたことによつて、それが適用されれば、認知無効の判断がされたときから国籍がなくなるということはある得ると思つてますが、この規定を適用されないというふうなされている結果、やはり今後も、国籍取得時に遡つて、最初から国籍がなかったというふうなされます。

これも、行政の裁量はありませんので、どうしても、自動的に国籍がなくなる、そのときに遡つてオーバーステイになるということになります。

例えば、意見書に書いた事例では、フィリピンで、国籍取得をしてから日本に来ました、その日本国籍取得がなくなる、そうすると、彼は、日本人ではないのに日本人と装つて日本に入つてきた不法入国者ということになります。また、日本に在る間に、外国人というのには日本に在るときは在留資格を持っていますが、その後日本国籍を取

得した。ところが、それが遡つてなくなると、元の在留期間を過ぎた時点でオーバーステイ外国人というふうな扱いになります。もう何年も前から、ビザの更新なんかできません、もちろん。ですので、自動的にオーバーステイという扱いになつていきます。これは避けようがありません。

○鎌田委員 ありがとうございます。

この法律が新設されることによつてのメリット、デメリットとか、光と影の部分については、委員会でも我々はきちんと審議をしなければいけないんだということを改めて認識をいたしました。

最後に、大村先生と近藤先生に、時間の許す限りなんですが、UNHCR、国連の難民高等弁務官事務所が、今回の民法改正を、無国籍者を減らすということ、終止符を打つためにこの改正は非常に歓迎するという声明を出していますね。これは団体として正式に出しているものですが、すばらしい法改正だと思つておられます。歓迎する、ただし、この国籍法の三条三項の新設については、ここについては提言をしたいと思います。このことを正式に表明させていただきます。

私、これは、国連難民高等弁務官事務所、UNHCRが組織として出しているものですが、非常に重いものだと思うんですね。ですので、これを同じように重く捉えるべきだと、大村先生、お感じになられるか、近藤先生、どのようにお感じになられるか、それを聞いて、私の質疑を終わりとさせていただきます。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。

国際機関からの日本法、民法についての要望というものは、この問題以外についても幾つか伺つているところでございます。

それらについては、今回の再婚禁止期間の規定削除というのはその一例でございますけれども、国内法の現状に照らして、可能な限りで配慮していくことが必要であるというふうな考えておられて、そのように対応をしているというふうな認識をしております。

○近藤参考人 先ほども申し上げましたように、この国籍法三条三項は、制度的に無国籍者を発生させる可能性があるという規定です。今の国籍法にはそういう規定はありません。無国籍者を制度的に本来の適用によつて発生させる可能性のある唯一の原因になる可能性があります。

そういう意味では、UNHCRの懸念は当然のものであるというふうな思つておられます、無国籍になる場合には国籍を剥奪しない、喪失させないという規定一つを設ければ済むことです。そういう意味では、対応は十分に可能だというふうな考えています。

以上です。

○鎌田委員 ありがとうございます。

終わります。

○伊藤委員 次に、漆間護司君。

○漆間委員 日本維新の会の漆間と申します。本日は、お時間いただきまして、貴重な御意見もいただき、本当にありがとうございます。質問に移させていただきます。

まず、近藤参考人にお伺いいたします。虚偽認知による国籍の不法取得に関して、これを防止するには、今の仕組み、通達で十分できるんだ、ゼロとは言わないまでも十分防げているというところでしたけれども、ここについてもう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

この法が、三条の三項が成立することで、三条の三項によつて、実際これがあることでゼロになるのかどうかということも含めてお伺いしたいと思います。

○近藤参考人 現在の運用については、法務省が、平成二十年十二月十八日第三三〇〇号、三三〇二号という通達によつて、国籍法の運用が細かく規定されています。その中で、国籍法の施行規則プラスこの通達によつて様々な詳細な書類の提出が求められており、また、このような形で審査をすべきであるということが事細かに規定されています。ちよつと今その詳細まで述べる余裕はないのですが、それによつて、現実には、かなり

の事実と反する認知による国籍取得がはじかれて
いるというのが実情だと思えます。

ただ、先ほど私が具体的な事例として申し上げ
ましたように、それが、全部が全部、国籍の不正
取得目的の虚偽認知ではないということが事実で
す。さつき申し上げたように、そういう事例がゼ
口だとはもちろん言いませんけれども、そうでは
ない、本当の子供だと信じていた、客観的に聞い
たらそういうふうな考えてもおかしくないだろう
という事案もたくさんあります。

例えば、男性が女性と交際している、そのとき
その女性が別の男性と交際しているということは
男性側から必ずしも分からないので、その女性が
妊娠した子が自分の子供であると信じていること
というのは普通にあることです。

そういう場合に、認知は事実と反しますが、そ
れが国籍の不正取得目的であるとは言えません。
でも、そういうケースの場合に、入管の、法務省
の審査をスルーしてしまう、通ってしまうという
ケースもあります。それは今回の三条三項でも必
ずしも止められるものではないだろうというふう
に思っています。むしろ、一旦取得した国籍を後
で剥奪する、それによって不法滞在者にしてし
まったり無国籍者にしてしまったりということが
問題である。

後で国籍が奪われるというのは、例えば、法制
審議会の中の資料では、刑事事件の中でそれが判
明するとかということも書いてありますが、あと
考えられるのは、父と母の関係が悪くなって、父
が母に対して離婚を求めて、その中で親子関係が
ないんじゃないかということを法務省に言ったり
とか、あるいは、母が帰化申請あるいは永住申請
をする、その中で慎重審査の過程で不明点が、
疑問点が発生したというようなことがあるかと思
います。

それらも様々な事案はありますけれども、そうい
う中で発生する、どちらにしても子供には責任が
ないケースです。親に何か不正の目的あるいは軽
率な点があったとしても、その責任、不利益を子

供に負わすというのはおかしいんじゃないか。今
回の民法改正はそこにも大きな眼目があるんじや
ないかと思っておりますが、その点が国籍法改正に
は欠落しているところが問題だというふうにお思
っています。

○漆間委員 ありがとうございます。

次に、参考人の皆様にお伺いしたいと思いま
す。

今回は懲戒権や嫡出子推定規定などが議論され
ておりますけれども、家族法制全般については、
ほかにも共同親権だったり選択的夫婦別姓など、
様々な議論されているところであります。

そこで、ちょっと大きな質問なんですけれど
も、ざっくりとした質問なんですけれども、政府
の進める家族法制の議論について、皆様それぞ
れの思うところや所感や課題などありましたらお聞
かせいただきたいと思えます。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。

議員の御質問の中にもございましたし、私の陳
述の最後にも申し述べましたけれども、現在、離
婚後の養育などを中心とした次の改正についての
検討もしているところでございます。

私、この家族法の立法について、多少その原案
作成に関与している者として考えていることが一
つございまして、それは、この家族の問題は国民
全ての方々が関心を持っていて問題であって、簡
単にどれかの考え方で割り切れるというのには非常
に難しいものだとこの場でございまして。様々な考
え方を参照しつつ、少しずつその改正というのを
進めていくということが大事なのではないかとい
うふうに思っております。

今回の懲戒権の問題にいたしてもそうござい
ます。二〇二一年の改正の際に、できるところは
こまめで、将来の課題はこれだというふうな仕
切りまして、その将来の課題を受けて、今回、新
たな改正案が出ていますというふうな承知しており
ます。

今回の改正案につきましても、できるところは
こまめで、残るところについては将来を期待

したい、そのようなことで少しずつ進めていくと
いうことが非常に大事なところではないかとい
うふうな考えております。

以上でございます。

○久保野参考人 御質問ありがとうございます。

家族法改正全般についての御質問としてお答え
をさせていただきますけれども、家族の多様化で
すとか価値観の変化ということが語られる中で、
一方で、子供を中心に、あるいは高齢者も入るか
もしれませんが、主に子供をどのように生育させ
ていくかということが家族を考えるときの一つの
視点になると思っております。他方で、多様性
を踏まえて、その様々な大人の関係を、契約で自
律に行えば済むと考えるのか、もう少し何か必
要と考えるのかという辺りが家族をめぐると中心
な論点だと思っております。

それらの両方につきまして、既存の、制約を設
けずに改正を考えていくという動きが比較的次々
と、もちろん、遅いという御批判の目で御覧に
なっている方もいらっしゃるかと存じますけれど
も、難しい中でも進んでいっているのではないか
というふうな基本的には好意的に捉えておりま
す。

また、この家族をめぐると問題について、冒頭の
意見でも少し申しましたが、支援ですとかアクセ
スの問題の改善ということは非常に重要だと考え
ておりますので、民法や裁判所というようなこと
だけではなく、保健、教育、母子保健といった必
ずしも司法という分野ではない分野、官庁でいい
ますと厚労省の関わりといったようなことが重要
だというふうな、今後、もちろん、官庁の再編と
いいますか、新たな動きというのもございまして
けれども、申し上げたいことは、法的なアプローチ
と非法的な福祉や教育等のアプローチが連携しな
がら考えていくということが重要であるところ、
私の知る限り、そのような取組は、会議体レベル
あるいは実際の立法の検討レベルで精力的に進め
られているように感じておりますので、それをま
すます推進していったらいいというふうな思っ

おります。

以上です。

○近藤参考人 御質問の内容は一介の弁護士には
大変大きな過ぎる内容で、どこまでお話しできるか
分かりませんが。

私が実務をしながら感じておりますのは、今回も
問題になっております婚内子と婚外子の扱いの違
い、差別と言つとちよつと言い過ぎかもしれませ
んが、扱いは差異をなるべく少なくしていく方向
であるべきではないか、また、家族関係における
男性と女性の間の扱いの違いもなるべくなくして
いくべきではないか、そういう方向にあるべきで
はないかというふうな考えているのが一つ。

それから、直接民法の問題ではないんですが、
家族と密接に関わる問題として戸籍の問題がある
というふうな感じております。特に国際結婚の場
合、配偶者が外国籍、子供が外国籍の場合に、戸
籍の記載が極めて不十分で、戸籍を見てもきちん
とした親子関係が分からない、家族関係が分から
ないということが間々あります。

一点、象徴的なことを申し上げますと、日本人
の父が外国籍の子供を認知すると、父の身分事項
欄に認知された子供の名前が記載されます。日本
人と外国人が結婚をしてその子供が生まれた、嫡
出子です。ところが、外国に住んでいて国籍喪失
をすることがあるんですね。国籍法十二条という
規定で、一定期間内に国籍留保をしないと日本国
籍を失うという規定があります。その日本国籍を
失った子は、嫡出子なのに父の戸籍には載りませ
ん。戸籍を見ても、その子の存在はどこからも
分かりません。そういうアンバランスがありま
す。せめて、出生しているんだから出生の事実
を書いてほしいというふうな法務省に何度も言っ
ているんですけども、そういう扱いはしないとの
一点張りです。

そういう、戸籍法は家族関係を公証する制度で
すが、現在の、国際結婚が非常に増えてきてい
る、その実態を反映していないという問題があっ
て、かえって日本の家族関係を混乱させる元凶に

なっています。これは早急に改善していただきたいというふうなことが、家族法そのものではないですけれども、関連することとして私が考えていることです。

以上です。

○漆間委員 ありがとうございます。

続きまして、大村参考人、久保野参考人にお伺いしたいと思います。

今法案の懲戒権の削除であったり、再婚禁止期間の撤廃については、これまでの国会の議論では、この削除や撤廃について時間がかかり過ぎだとか、段階を踏み過ぎだといった意見もあるところでありまして。先ほど大村参考人の御意見では、少しずつ進めるべきだという御意見もあつたところなんですけれども、この懲戒権削除、再婚禁止期間の撤廃それぞれについて、今法案までに要した時間やこれまで段階を踏んだことについて、この長さについてそれが妥当だと思ふかどうか、早過ぎるか遅過ぎるかについてそれぞれお伺いできたらなと思ひます。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。

立法をスピード感を持ってやるということとは必要なことだと思ひますけれども、他方で、先ほど申し上げましたとおり、一步一步進むということも非常に重要なことだろうと思ひます。今回、この案に至るまでの時間が長かったか短かったか、これはなかなか評価の難しいところなわけではないかなと思ひます。どちらとも言いえないというふうなことを考えております。

しかし、いずれにしても、この一連の流れの中で、ともかくもここまで至られたということは何となくよかったのではないかと思ひます。二〇一一年の段階でも議論がありましたので、その段階での削除ということはあり得たのだと思ひます。

○久保野参考人 懲戒権の削除につきましては、

二〇一一年の段階でも議論がありましたので、その段階での削除ということはあり得たのだと思ひます。

いますけれども、しかし一方で、懲戒あるいは監護、教育のために一定の事柄ができるということ、その懲戒権規定の存否にかかわらず親権者はできるのではありません、しかもその懲戒というのはつまり、つまりはちよつと時間もありますので控えます、懲戒として行えることにつきましても、子供の利益のために必要なことができるということについては解釈上は明らかだったことであるので、その規定自体の削除が遅過ぎたとは思ひます。

また、再婚禁止期間につきましては、確かに女性のみが再婚に制限がかかるという意味での深刻性は大きいものの、最高裁判例などでも議論されましたとおり、やはり嫡出推定制度を維持する以上は結びついて出てくる結論だった面があると思ひます。過剰な面は最高裁判例の後にすぐに改正がされておりますので、嫡出推定制度を根本的に変えることは子の利益との関係で慎重に、まさに今行っているような議論が必要などころだったわけですので、こちらは嫡出推定制度と一緒に今回ということで、遅過ぎたとは言えないのではないかと思ひます。

○漆間委員 以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 次は、鈴木義弘君。

○鈴木義弘委員 おはようございます。国民民主党の鈴木義弘と申します。

本日は、三人の先生方に、貴重な意見陳述を拝聴することができまして感謝を申し上げます。今日のいろいろ議論を聞いていて、私もなかなか自分の中で考えをまとめ切れずにいるんですけれども、一番このところ余り議論されていないのが、日本人のアイデンティティーって何だろうかというのがあります。これだけグローバルな時代になって、人も動くし、お金も物も動く時代の中で、もう一度、日本というのはどういう国なのか、日本人というのはどういふことかという

のを私は再確認した方がいいんじゃないかと思う一人なんです。簡潔で結構ですから、三人の先生方から一言、本日は通告を出してお聞きするのが私たちのルールなんですけれども、いきなりの質問なので、お答えできるところで結構ですから、御答弁になつて個人の見解で結構ですから、御答弁にだけいただければと思います。

○大村参考人 ありがとうございます。

私は、大学で研究者になりました四十ほどになりますけれども、日本法というのは何かということはずっと考えているところでございます。今回の改正との関係も含めて申し上げますけれども、私どもの法は、明治期に外国から導入された法であります。その意味で、諸外国に広い関心を向けて、そのよいところを取る、これが日本法の一つの在り方なんだろうと思ひます。

他方で、明治に法典を導入する以前の私どもの長い文化というものもございまして。これを基礎にして法典を運用してきたというの、私たちの一つの特徴なのではないかと思ひます。

この二つの面というのを日本法の特徴としてうまく組み合わせたいというところで考えてまいりました。今後も考えていきたいと思ひます。それが、私にとっての日本というものということになるかと思ひます。

○久保野参考人 御質問ありがとうございます。

日本人としてのアイデンティティーということに直接お答えできる器は私にはございませんけれども、ただ、やはり法律を専攻する、研究する者として、西洋近代法の枠組みを参照し、継受して日本法の体系を組み立てた背景の下で、西洋法での在り方と、日本のとりわけ立法を考えていくときにどう考えるかということの関係というのは、やはり考えるところがございまして。今回の親子、実親子というのはそのような難し

さが特に出る分野だと感じておりまして、血縁や社会的な親子関係としての実態、これは国籍との関係で、今例で出ているようなものがよく分かりやすい例だと思ひますけれども、そのような実態、そして、父母や子の意思といったものをどのように組み合わせて調整していくかということ、これは私の理解ではどの国も模索中だと思ひます。

西洋法の先行例を見ることによって、一定の指針、今回日本が平準化するという方向もそれに即すものだと思ひますけれども、子の利益というものをどちらかという相対的に優先するといったようなことは、外国からも見て取れると思ひますが、しかし、細部はどの国も相当苦勞しております。

例えば、日本で二十一歳までの子供についての否定ルールを今回入れたこととすとか、七年間でよいのかですとか、三年間というのはどうかといったことにつきましては、頻繁に改正できる法律ではないといふものの、血縁や社会的な親子関係としての実態ということについては日本の国でどう考えるのかということ、社会通念も含めて、そういうことを、養子縁組との関係なども視野に入れながら考えていかなくては行けない。そういう意味での国の事情ということは大いに感じておられます。

○近藤参考人 アイデンティティーというのは、非常に難しい問題だと思ひます。

私自身、ずっと先祖も日本人で、実家のお墓には、墓碑には、一番古いのは元和というふうな書いてあります。自分が日本人であることについては、私自身はみじんも疑っていませんけれども、私が父と母の子ではない、拾われてきた子だということが後で分かったら、今ここに立っている私は何者だろう、近藤という名字も本当は違うのかもしれない、日本人の血も、元和からの血も流れていないのかもしれないと思ひました。

以上でございます。

ういうふうにするか、想像もつきません。

他方で、私は今は自分をきつすいの日本人だと考えているので、正直実感として分からないところはありますけれども、欧米で複数のパスポートを持つておられる人、その人は、パスポートはどの国で何かあったときにそこから逃げるための、自分を守るためのものだ、そういう認識でいるというふうにおっしゃる人もいます。

他方、ある人は、米国の片田舎に住んでおられる。そこにはほとんど日本人はいない。日本人を見ることもめつたにない。そういうところで日本語の先生をしている。その方は、この地では私は唯一の日本人、みんな私を見て日本はこういう国だと、日本人はこういう人だというふうに見る、理解をする。私はここで日本を代表している、変なことではできない、そういう気持ちでいるということをおっしゃったこともあります。

アイデンティティーは、血でももちろん生まれまると思いますが、そこで生きることによって、日本の文化に触れて、言葉を理解して、人間関係を身につけることによってでき上がる、そういうものだというふうには思っています。

以上です。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。突然の質問で、感謝を申し上げます。

それを受けて、今回の民法の改正の中で、そもそも話をさせていただきたいんですけども、一つは、嫡出推定制度を、今も取り入れて、民法の改正になるんですが、これは審議会の中でも議論があったと思うんですけども、DNA鑑定だとかミトコンドリアを測定することによって、すごい精度が上がるぐらいの、親子関係が分かる時代になってきました。自分の父方をたどっていかうとすればDNA鑑定、母方をたどっていかうと思えばミトコンドリアでそれをたどっていくことができる時代になったんですね。

その中で、嫡出推定制度を、先ほど大村先生の方から、少しずつ少しずつ時代に合わせていった方がいいんじゃないかという、何回も御答弁され

ていると思うんですけども、この運用の仕方をもうやめた方がいいのか、存続していった方がいいのか、その辺の御意見を三人の参考人の先生にお尋ねしたいと思います。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。

親子関係を確定するのに、嫡出推定ですとか認知といった制度によらずに、議員御指摘のような科学技術を用いていくというのは一つのあり得る考え方であろうと思います。

しかし、嫡出推定や認知というのは、そうした生物学的など申しますか、あるいは遺伝上の親子関係ということに立ち入ることなく、親と子の関係ということを決めることができる、そういう制度である、そういう制度として、私どもがこれを受け入れてきたんだらうというふうには思っておりまして。生まれた段階で、全ての子供について、その父が誰であるかということ必ず明らかにするという制度が、その子にとって、あるいはその両親にとつて幸せなことであるとは限らないというふうには思っております。

さきさきながら、DNA鑑定が用いられることになったことによつて、生物学上の親子関係というのが分かるという事象が増えてきておりますので、それに対する対応というのはしていかなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○久保野参考人 御質問ありがとうございます。

先ほど、血縁と社会的な実態とのバランス、あるいは意思のバランスを取つて、微妙なバランスを取っていく必要があるというふうには申しましたけれども、今後、安定的なパートナーとして結婚といったものをするといったような社会の在り方が劇的に大幅に変わるといったことがあればまた別だとは思いますが、そのときはまた別の考え方があり得ると思うんですけども、そうではない中では、劇的に変わらない状況の下で、結婚しているカップルの子供については、生まれて直ちに父が決まり、基本的に父が安定して与えられていく、それによつて安定した養育環境が生ま

れた途端に確保されるといったこの仕組みの価値というのは否定できなく、維持されていくのが基本だというふうには今の時点では考えております。諸外国も、その点については根本から否定するというところはなかなか現れていないというふうには理解しているところであります。

また、DNA鑑定を必要に応じて使っていくということが必要だというのは、私も大村参考人と同じでありますけれども、DNA鑑定をした結果、父として名のり出ている方、あるいは養育したいと言っている方々、全てと関係が否定されるということもあり得るといったことも視野に入れて制度を構築していく必要があるかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○近藤参考人 今のお二人の御意見を拝聴しながら私も考えましたが、やはり、子供は、生まれたときにその子供を親として養育している人に育てられることが一番いいのではないかとこのように考えます。生まれた瞬間にDNA鑑定、ミトコンドリア検査を行つて、即座に、実際の、血縁の父、父母が、母が確定できるのであればまた違うのかもしれないけれども、それは、技術的にも経済的にも、多分、制度的にも難しいというふうには思います。

そうすると、やはり、子供を自分の子供として育ててくれる、その子供との親子関係を守ることが、まず子供のためには大事なんじゃないかというふうには思います。

以上です。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

それともう一点だけ、もう時間がないので、お尋ねしたいんですけども、今回の法律の改正でも、子の最善の利益という言葉をよくお使いになるんですね。今回の法律の改正でも、三年間とか五年間とか七年間とか二十一歳とか、そういう数字を切っていくんですけども、失礼なお尋ねかもしれませんが、じゃ、当事者である子供が成人した後に、いろいろトラブルがあった御家

庭が多いんだと思うんですけども、その当事者の子供の意見というのを聞いたことがあるのかどうかということなんです。

意外と、子育て支援だとか、いろいろな施策を国会も取り上げて法律化していくんですけども、当事者である子供の意見を聞いたことというのは余り聞いたことがないですね。だから、やはり、法律を改正していったときに、一番難題を抱えておられる、当事者である子供、ある程度の年齢にならないと自分の意見というのは言えないと思うんですけども、是非、その辺の考え方を今後取り入れてもらえたら、もつともつといい制度になっていくんじゃないかと思うんですが、それについて一言コメントいただければありがたいんですが。

○大村参考人 ありがとうございます。お答えをいたします。

子供、立法の関係者である子供の意見を立法に際して聞く必要があるのではないかとこの御指摘であるというふうには了解をいたしました。

議員御指摘のように、例えば今回の嫡出否認の問題などですと、多くの場合、幼児、小さな子が問題になりますので、意見を聞くには適しないという場合もございます。他方で、一定の年齢以上の子供さんの意見を聞くべき場合があるというの、議員御指摘のとおりだろうと思っております。

例えば成年年齢の引下げのときには、法制審の部会だったというふうには記憶をしておりますけれども、一定の年齢の方々にその意見を聞きに行くというふうなこともしたように記憶をしております。

他方、この後、離婚後の養育などの場面につきましても、これは、相手の方の、意見を聞く方の御事情というのがありますので、なかなか容易ならざるころはあるのですけれども、可能な範囲で、関係を持たれているような方々の意見を、未成年者であっても聞くことはあり得ることであるうし、必要なことだろうというふうには思っております。

以上でございます。

○久保野参考人 御指摘のとおり、非常に大事なことだと考えております。

今進んでいる様々な家族法改正でも、研究会や審議会等で成人した後の方々、当事者の方々にお話を聞くという機会は設けられてきており、拡充していただきたいと思えます。また、子供、未成年の方の直接の御意見を伺うのは難しいですけれども、その子供の意見や意向について、専門的なトレーニングを受けて関わっている専門職の方々の方が厚くなっていると思っております。で、その方々の積極的な関与というのは今もあると思えますが、この後も充実していけばというふうに願っております。

以上です。

○近藤参考人 私は法制審議会に関わっていないので、直接法制化のことについて申し上げられませんが、平成二十年の大法廷判決の事件、私は代理人として関わっております。あの事件は、お父さんから認知を受けた子供が、お父さんは日本人なのに何で私は日本人じゃないのと言ったことから始まった事件です。

その子は、第一審の地裁で、裁判官に向かって、私は裁判官になれないのですかというふうに言いました。もちろん能力の問題ではなくて、資格の問題です。国籍がないので私は裁判官になれないのですかという問いかけをしました。子供であっても、自分がどういふものであるべきかというこの気持ちは持っております。それは是非問いてあげるべきだと思います。

今回の国籍法の三条三項の改正も、身分関係は変えないというのであれば、私はお父さんの子、日本人であるお父さんの子なのに、何で国籍を取れないの、認知ができていのに何で国籍をもらえないのということになるだろうと思えます。その発言は、私は大事にしなきゃいけないというふうに思っています。

○鈴木(義)委員 どうも今日はありがとうございます。

ました。終わります。

○伊藤委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。

大村先生、そして久保野先生、近藤先生、お忙しい中、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、大村参考人の方に伺いたいというふうに思います。

大村先生は法制審議会の民法の親子法制部会の部長ですけれども、懲戒権の削除の部分に関わって、法制審の最終段階で、児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止する文言が加わったわけですが、これはなぜでしょうかという点。

また、部会の議論で、無国籍の方や無国籍になつてしまった方や、あるいは支援する方々からヒアリングなどは行われましたでしょうか。その声はどのように反映され、あるいは反映されなかったのかという、この二点、お伺いしたいと思います。

○大村参考人 御質問ありがとうございます。

懲戒権につきましては、一方でこれを削除することの可否ということが検討されましたが、議員御指摘のとおり、積極的な規定を入れる必要があるのではないかとということが、ある段階から議論されるようになりまして、最終的に、先ほど御指摘のような規定を置くことができたというふうに理解しております。途中までは、やはり懲戒権を削除できるかどうかということに重点を置いて議論をしておりましたけれども、それについて法制審の中では意見がまとまったという段階で、更にもう一歩進めないかということが中心な話題として浮上してきた、このように理解しております。

それから、二点目の御質問ですが、これもなかなか、先ほども触れましたが、関係者というか、子供そのものというのにこの問題について意見を聞くことは難しいのですけれども、御両親

とか、あるいは関係をしている、活動している方々については、ヒアリングの機会というのを設けたというふうな理解をしております。そしてそれは、審議に際して参考にさせていただいたというふうな承知をしております。

以上でございます。

○本村委員 大村参考人そして久保野参考人に伺いたいというふうに思います。

この懲戒権の削除に関しましてなんですけれども、児童虐待というのは起る前に防がないといけないということが基本だというふうに思いますが、けれども、この法案の中では、身体的暴力である体罰の禁止とともに、児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動が禁止されているわけです。これがどういう言動を指すのか分からなければ、なかなか防止する効果は発揮しないというふうに思うんですけれども、児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に関して、保護者の方が適切に判断できるように、どのようなものなのかということを少し具体的に示す必要があるのではないかと思いますけれども、その点、伺いたいと思います。

というのも、例えば、保護者の信仰を理由にしたものは、なかなか、今までは虐待というふうな認識がされにくかったようので、対応してもらえないということがあって、今は、通達を出して、それも児童虐待であるというふうなことで、それが社会的な認知になってきているというふうに思っていますので、そういう点も含めて教えていただけたらというふうに思っております。

○大村参考人 ありがとうございます。

先ほど久保野参考人からお答えがあったところでございますけれども、今回のこの八百二十一條の規定というのは、基本的な考え方を示すということに主眼を置いております。その基本的な考え方を示すものとしては、シンプルなものとして、メッセージ性の高いものとしてその規定が提案されているのではないかと思います。

他方で、しかし、その中身、あるいは限界とい

うのがどういふものであるかということにつきましては、ここに書くことはできませんので、先ほど御指摘ありましたような通達と、そして、それを適切に広報するという形で、その時々、これに当たるものは何なのかということをお話全体で考えていくということが望ましい、必要なことなのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○久保野参考人 御質問ありがとうございます。

審議の過程での資料では、大声でどなりつけるといった、罵詈雑言を浴びせかけて子の人格を傷つける行為や、また、これは一つの例となり得るものということだと思えますが、子供が非常に大事にしているものを目の前で壊すといったようなことがあり得るといふことが指摘されております。

ただ、評価の幅がある程度生じることとは避けられない、避けられないといふべきか必然だというふうな思っております。それは、一方で親にとって困難を招くというのは先ほど申し上げたとおりでありますが、考え方を支援とともに示していく対応していくということ、その体制整備や、財源も含むかもしませんが、といったものを充実していくということがやはり何より大事なんじゃないかと、ちょっと、また繰り返しで申し訳ありませんが。

ただ、法案を踏まえて、議論として広くも狭くも両様に解し得る、広い方向と狭い方向と両方あり得ると指摘が既に学会でされておまして、それは、事後的に、例えば、一番極端な例では刑事罰を科すといったようなことを考えるときの、してはならないという問題と、事前に、つい手を上げてしまう親というのは何かやはり手差し伸べてやらなくては、支援をする必要があるのではないかとということで、何かしら動かすという段階での視点とか段階によって、やってはいけないことと一言で申しまして、広狭があり得るのではないかとということも指摘されております。

今お答えしまして、ますます分かりにくいとい

うふうになつてゐるようにも心配しませんが、むしろ、しかし、そのような、手を上げたから直ちに刑事罰を科されるといったことではないといったこととすとかということを含めて、ごめんない、手を上げたからという表現は、ちよつと、済みません、修正させていただきます。

ここで、手を上げるというのは、手を上げてたたくということ想定しているという意味ではありませんが、注意を与えるために肩に手を当てて振り向かせようとしたのが、見方によっては、客観的に見れば体罰と言ふべきだといったような場合などを考えますと、限界事例では親にとつて難しいということがあると思ひますという趣旨でございますが、そのようなことについて適切に発信していくということがやはり何より重要ということ、繰り返しで申し訳ございませんが、以上になります。

○本村委員 ありがとうございます。
続きまして、近藤参考人にお伺いをしたいというふうにあります。

国籍法三条三項について、政府は虚偽の認知を防ぐためだというふうに言ひますが、先ほどお話がありましたように、子供さんには何の責任もないのに一番非難の対象となり、最も大きな不利益を受けるということ、当事者に接しているからこそ大きく胸を痛めておられるというふうに思ひます。

先ほどのお話の中で、職権によつて父の戸籍の認知の記載が削除される、消されるというお話もありましたけれども、なぜそういうことになるのか。そして、今回の法改定ではその手当てがなかなか見えていないというふうに思ふんですけれども、どうお考えになるのか、お示しをいただきたいというふうに思ひます。

○近藤参考人 先ほど、職権によつて父の戸籍の認知の記載が取り消されるというふうに申し上げました。これは戸籍法の二十四条に規定がありまして、簡単に言うと、戸籍の記載に間違いとか漏れがある場合に、本籍地の市町村長が届出人、届

出をした人に、ここは間違つてゐるから直してくださいというふうに伝えたり、あるいは、法務局長の許可を得て職権でそれを直すということができるといふふうな内容です。

字が間違つてゐるとか子供の生年月日が間違つていたとか、そういうレベルのことを多分想定していると思ふんですが、その規定を使つて、認知が事実と反するときには認知の記載を消すということをやるといふことです。これは、さつきも紹介しました平成二十年十二月十八日の民一第三〇〇号の法務省の通達、このような扱いをすることというふうに明記がされてゐます。

恐らく、国籍取得を認めないだけではなくて、その国籍取得の申請の届出の基になつた認知の記載も消して、事実と反する認知そのものをなくしてしまおうということがこの制度の目的だろうと思ひます。

現行法では、これはもう何度も繰り返して申し訳ないんですが、認知は事実と反するときには初めからいつまでも無効なので、その戸籍を消すといふのは当然の発想になつたのかも知れません。だけれども、民法が改正されて、七百八十六条で認知無効の制限がされまして、その認知無効の制限が利いた以降は、誰も認知を争えないはずですので、今の職権による戸籍の削除の手続がされると、法務局の判断によつて戸籍が消されてしまふ、認知がなくなつてしまふということになつてしまふ。

本当にそういう扱いをするのか、それとも、民法七百八十六条ができたなら、もうそういう取扱いはないのか、この通達を改定して、取扱いをしないようにするのか、そこは全く分かりません。今回の法制審の記録を見ても、それについての言及は全くありませんし、元々が通達で運用が決められたことなので、今回も法律ができた後に法務省が通達でどのようにするか、あるいはこれは全く変えないのか、そこも法務省が決まようと思ひているのかなというふうに思つてゐますが、戸籍が消えてしまつたら、結局、認知が証明できない

ので、身分関係が否定されると同じことになりまふ。民法七百八十六条を否定するようなことになると思ひますので、そこは十分御理解いただき、御検討いただきたいというふうには思つてゐます。

○本村委員 その点も国会審議に生かして、政府質疑に生かしていかなければいけないというふうな思つておられます。

日本国籍しか持つていない人の日本国籍をこの三条三項によつて失せると無戸籍になる、無戸籍になるような不利益があるのかというのを示したいのだと、また、弁護士の方が支援する際にも、法テラスは使えない、様々な持ち出しなどもあるかというふうに思ふんですけれども、その点の事情もお話をいただけると大変ありがたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○近藤参考人 無国籍になる場合というのは幾つかのパターンがありますが、どの場合でも、無国籍になつてしまふと、どの国からも保護を受けられないことになりまふ。つまり、どの国からもパスポートなどの身分証明を発行してもらうことができなくなりまふ。つまり、自分が何者かを証明できなくなりまふ。身分証明がないので、携帯電話を持つことができなくなる可能性が有ります。銀行口座も作れません。部屋を借りることもできなくなりまふ。海外に行けない、修学旅行、みんな韓国に行くのに、自分はパスポートがないから行けない、社員旅行に行けない。そういうふうな事例は幾らでも有ります。

こういう場所で無国籍について議論していると、無国籍は保護しなきゃいけないというお気持ちになるかと思ふんですけれども、例えば皆さんがアパート経営をしていて、私、国籍がないんですけれども、身分証明がないんですけれども部屋を貸してくださいと言つたときに、どんな感じになるでしょうか。何かうさん臭い、こいつ、パスポートを持っていないって変なんじゃないか、ちよつとこの人に貸して逃げられたら回収がつか

ないと思ふ人が多分多いと思ひます。実際、国籍が無国籍だと言つたら、どの国からも排除されている、あなた、テロリストなんじゃないかというふうに言われた人もいたそうです。

無国籍者に対する弁護士士の支援なんですけれども、まず、先ほど御指摘ありましたように、法テラスというのは基本的に裁判支援をするものでして、無国籍者に対する行政支援、国籍取得の手続ですけれども、行政支援、これには法テラスは使えません。また、無国籍であり、また在留資格もない場合に、不法在留外国人に対しては法テラスは使えないということになってゐます。

そういう場合には、日本弁護士連合会が設けている委託援助という制度、これは弁護士が払つた会費の中から基金をつくつて、経済的な支援が必要な事件に対して、ほんの少しですけれども弁護士費用を肩代わりするという制度ですが、それを使つて弁護士は活動してゐます。けれども、ほとんど持ち出しになつてしまふケースです。

ただ、その人が、下手すれば命に関わる、少なくとも日本にいられなくなつてしまふ、そういうケースが弁護士のところに来て、残念ながら無国籍の事件について対応できる弁護士というのは限られてゐますので、自分がやらないとこの人はもうどうにもならないという気持ちで、多くの弁護士は手弁当で対応しているというのが現状です。

○本村委員 ありがとうございます。国会審議に必ず生かしていきたいというふうに思ひます。本当にありがとうございます。

○伊藤委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の各位に一言御礼を申し上げます。参考人の皆様方には、貴重な御意見を述べていただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

参考人の方々には御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官親家和仁君、法務省民事局長金子修君、出入国在留管理庁次長西山卓爾君、外務省大臣官房参事官今福孝男君、文部科学省大臣官房学習基盤審議官寺門成真君、文部科学省大臣官房審議官里見朋香君、厚生労働省大臣官房審議官青山桂子君、厚生労働省大臣官房審議官野村知司君及び厚生労働省大臣官房審議官本多則恵君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口善徳でございます。今日は、御理解いただきまして質問させていただきます。ありがとうございます。

また、葉梨大臣、また門山副大臣、高見政務官、本が大変期待をしております。葉梨大臣とはもう長年のおつき合いの中で、特にこの法務行政に通曉されておりますので、大変期待しております。どうかよろしく願っています。

まず、今回の改正では、もちろん、親権の行使、懲戒権の削除、非常に重要な課題であります。これは同僚議員が聞かせていただきます。そして、無戸籍問題を解消する、そのための嫡出規定の見直し、これを行うということでございます。

本当に無戸籍の問題は、出生届をしなければならぬのに、何らかの事情でそれが出せない、国民でありながら戸籍がないまま暮らさざるを得ない、そういう方々、それは本当に人権上の極めて大きな問題で、これを解消していくことは重大な課題であると思えます。

我が党も、平成十九年に、無戸籍問題の解消のためのプロジェクトチーム、これを設置をいたし

まして、そして、嫡出規定の見直しや無戸籍者の救済策の拡充に取り組んでまいりまして、平成三十年には、当時の法務大臣に対して、嫡出推定の規定の例外規定を設けることや、新たな無戸籍者を生み出さない民法の改正等についてを内容とする無戸籍問題対策に向けた提言、これを出させていたいただいたところでございます。

今回、民法の改正におきましては、嫡出推定の規定の見直し、女性の再婚禁止規定の廃止、嫡出否認制度の見直しや認知無効の訴えの見直しを行うこと、それによって無戸籍者の問題を解消する等、大きな前進であると評価しておりますが、大臣に、今回の民法改正の意義、そして無戸籍者問題に対する御所見をお伺いしたいと思えます。

○葉梨国務大臣 御党には、無戸籍問題に本当に積極的に取り組んでいただきまして、敬意を表させていただきます。ありがとうございます。

もうおっしゃるとおり、無戸籍の問題、国民でありながら戸籍という社会的基盤が与えられておらず、社会生活上様々な不利益を受けるという、人間の尊厳にも関わる重大な問題です。

法務省では、平成二十六年、ちょうど私が最初の副大臣をやったときだったと記憶しています、無戸籍者の徹底した実態把握、全国各地の法務局における丁寧な手続案内、そういった寄り添い型の支援というのを行ってまいりました。

しかしながら、このような支援による無戸籍問題の解消にはやはり限界があります。将来にわたって無戸籍者問題を抜本的に解消していくためには、法制上の課題などに取り組んでいく必要があると考えています。

本改正案は、そのような法制上の課題等に対応し、無戸籍者問題を解消する観点から、嫡出推定制度に関する規律を総合的に見直すものです。これによって、無戸籍者問題の解消に大きく前進すると考えております。

○大口委員 今回の改正案は、無戸籍者が発生する原因とされてきた、婚姻の解消の日から三百日以内に生まれた子は前夫の子と推定するとの原則

を維持しつつ、例外を設け、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定することとしております。

無戸籍者の解消に一定の効果は期待できると思えますが、ただ、法務省の民事局の調査、令和二年九月末時点によれば、無戸籍者で離婚後三百日以内に生まれた子のうち、母が離婚後三百日以内に婚姻しその後出生した者の割合は三五・八％ということ、限界があるというふうに言われております。

私も令和三年の三月の法務委員会でも御紹介させていただいたんですが、無戸籍問題に取り組んでおられる現場の弁護士から、無戸籍問題を根本的に解消するには、離婚後三百日以内に生まれた子を前夫の子と推定する現行法の規定を撤廃する必要がある、こういう御意見もいただきました。DNA型鑑定が以前よりも迅速、容易に行えるようになったので、DNA鑑定で法律上の親子関係を確定する方法を導入してはどうかという考え方もあるわけです。

今回、見直しにおいて、離婚後三百日以内に生まれた子を前夫の子と推定する嫡出推定の原則は維持することの趣旨についてお伺いしたいと思えます。

○金子政府参考人 お答えいたします。

離婚後三百日以内に生まれた子を前夫の子と推定する、この推定の原則を維持することにした趣旨は、第一には、一般的な妊娠期間からすると、婚姻の解消等の日から三百日以内に生まれたお子さんの場合、婚姻中に懐胎した可能性が相当程度あるということが言えます。

我が国では、協議離婚制度の下、離婚に先立って一定期間別居するということが離婚の要件とはされていないため、離婚に至る前の時期において、離婚後に出生した子の懐胎の契機としての夫婦の性関係の基盤が失われていたとは一概に言えず、婚姻中に夫の子を懐胎し、子の出生前に協議離婚に至り、しかる後に子を出生するといった事実が一定数存在するものと考えられる。これが一

つ目の根拠です。

それから二つ目としては、生まれた子について、早期に父子関係を確定し、子の地位の安定を図ることがございます。婚姻の解消又は取消の日以降に生まれた子については、前夫の子と推定されないというふうな扱いを一律にするということも考えられますが、そのようにしますと、真実は前夫の子である場合であっても、前夫の認知によらなければ直ちに子の法律上の父が確保されないということになり、子の利益を害するおそれがあります。

このようなことから、三百日の推定を維持しているということになります。

○大口委員 そういうことで、今回の改正では否認権者が拡大され、子や母が前夫との父子関係を否認することができるようになりました。母の場合は、子の法定代理人、あるいは母独自、固有のものとしての否認権者となったわけです。

しかし、夫からDVを受けるなど、母は、加害行為を行った前夫と裁判で対面することによる心理的な負担を感じ、また、裁判を通じて自身や子の住所が前夫に知られることを懸念して、訴えを提起すること自体をちゅうちよする可能性があります。離婚に対する家事ないし裁判についても同様なんです。このようなDVなどがある事案について、嫡出否認の訴えなどの手続を希望する方が不安に感じることなく権利を行使する仕組みが必要だということも考えます。

そこで、一つは、DVがある事案について、生命身体に危害を加えられるおそれを排除するため、嫡出否認の訴えは、ウェブ会議を活用し、裁判所へ出向くことなく手続を完結する、こういうことも考えなければなりません。そして、このことについては、本年五月に成立した民訴法の一部改正法案によって、人事訴訟における口頭弁論をウェブ会議により行う改正がなされているところでありまして、また、現在、家事手続の更なるIT化を法制審において審議中である、また、運用としても、ウェブ会議を活用した家事調停の試

行もされていると承知しております。
一日も早く人事訴訟、家事事件のIT化の実現、これについて大臣に一つお伺いしたいということですが。

もう一つは、やはりDVがある事案については住所地等の秘匿が不可欠であります。これについて、DVなどの被害者に係る裁判記録の閲覧を制限するなど、住所等を被害者に知られるという懸念をなくす必要があり、これも、本年五月に成立した民法を改正する法律によって、人事訴訟等に被害者等の住所等を秘匿する制度が導入されたわけですが、このような懸念をなくすことが大事でありまして、また、そういう点で、この制度をしっかりと利用する、そして周知、広報の徹底、これが大事である。これによって、ちゅうちよされることのないようにこの否認権の行使等についてもやっていただきたいと思いますが、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○葉梨国務大臣 お答えいたします。
全く、大口委員、おっしゃるとおりでございます。離婚後三百日の推定を維持する以上は、嫡出否認の訴えをしなければならぬときに、それをちゅうちよをするようなことがないように、よく我々としても配慮していかなければいけないと思っております。

御指摘のありましたとおり、本年五月の民法の一部改正、これによって人事訴訟の手続についても、ウェブ会議による口頭弁論を行うことが可能とする制度が導入されました。現在、法制審において、人事訴訟等の手続の更なるIT化について御議論を賜っております。これは、先般閣議決定されました、令和三年十二月ですが、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、来年の通常国会には必要な法案を提出すること、そういうふうにごされております。

また、本年五月に民法で成立をいたしました、氏名、住所、この場合は住所ということになるんだろうと思えますけれども、相手方に住所等

を秘匿する人事訴訟法の手続上の制度についても、これが導入が図られた。これについては、やはり非常に重要な制度だと思えますので、本当にしっかりと周知、広報、それから御相談に応じるということをしていかなければいけないというふうに思っております。

今後とも、私ども、関係機関と連携して、人事訴訟等の裁判手続のIT化を進めるために必要な措置を講ずるとともに、住所等秘匿制度についても、その周知に努めるなど、円滑な施行に向けて取り組んでまいります。

○大口委員 しっかりとお願いしたいと思えます。

次に、前夫の否認権についてでございます。改正後の民法七百七十四条第四項で、再婚後の夫の子と推定される子について、前夫にもその否認権の行使が認められております。前夫によるその否認権の行使は、前夫が再婚後の夫婦の家庭に介入することを認めるものであり、嫌がらせ目的で否認権を行使することも考えられます。また、前夫の否認権については、争いを複雑化させるとの懸念もああります。前夫の否認権を認めた理由をお伺いしたいと思います。

また、前夫の否認権は限定的に行使される必要がある。法制審において、明確な要件として、子との間に生物学上の父子関係があることを要件とするということも検討されていると承知しております。そのような要件が設けられなかった理由についてもお伺いします。前夫の否認権を認める要件として、結果的に、改正後の民法七百七十四条第四項ただし書で、否認権の行使が子の利益を害することが明らかなき、この限りでない規定してあります。具体的にどのような場合にこのような要件に該当するのか、お伺いいたします。

○金子政府参考人 お答えいたします。
婚姻の解消又は取消しの日の後三百日以内に生まれた子であつて母が再婚した後に生まれた子については、再婚後の夫の子と推定されることとなりますが、前夫は、母がこのような再婚をしな

れば子の父と推定されるべき地位にあること等を踏まえ、再婚後の夫の子であるとの推定が事実上を反し、実際には前夫が子の生物学上の父であるときは、前夫に子の法律上の父となる機会が確保されている必要があるものと考えられます。これが、再婚後の夫の子と推定される子について前夫に否認権を認めた理由です。

御指摘のとおり、前夫に否認権を認めるということは、前夫が再婚後の夫婦の家庭に介入することを認めることにつながりますので、前夫による否認権の行使を正当化するだけの事情が必要ではないかとの指摘もあり得るところで、こうした観点から、法制審議会における議論の過程では、前夫の否認権行使の要件として、前夫と子との間に生物学上の父子関係があることを要求する案についても検討がされておりました。もともと、このような案に対しては、本来であれば否認権行使の結果として父と推定されるはずの前夫に対して、DNA型鑑定等を用いた父子関係の積極的な証明を要求することとなる点で、嫡出推定制の基礎と整合しないではないかという懸念がございました。

こういつた懸念を踏まえ、法制審議会では、生物学上の父子関係の存在を前夫による否認権行使の要件とする規律は採用しないこととされ、前夫が再婚後の夫婦の家庭に介入することを防止するための方策としては、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきには前夫の否認権行使を認めないという規律を採用することとされました。

具体的にいかなる場合が、その否認権行使が子の利益を害することが明らかなきに該当するかについては、最終的には具体的事案における裁判所の判断に委ねられることとなりますけれども、一般に、前夫が子の父として自ら子を養育する意思がないにもかかわらず、嫌がらせ等の目的で嫡出否認をするような場合には、子の利益を害することが明らかであると考えられるところでございます。

○大口委員 次に、子の否認権については、出生のときから三年以内に提起しなければならぬとされています。父と継続して同居した期間が三年を下回るときは、子が二十一歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができるとしてあります。このような、子の出生期間の特則を設けた趣旨、そして、出生期間を、成年年齢の十八歳まででなく二十一歳までとする理由はどのようなものかについてお伺いします。これは、認知無効の訴えも同様の形になっていきます。

また、改正後の民法七百七十八条の二の二項ただし書で「子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、この限りでない」ともしています。どのような場合にこの要件に該当するのかも伺いたしたいと思います。

○金子政府参考人 お答えいたします。
子の出生のときから三年以内という原則的な出生期間内には、事実上、子が自ら否認権を行使することができません。法務省が把握した無戸籍者の事案には、幼い頃に無戸籍状態を解消することができず、そのまま長期間が経過したといったものも相当含まれています。そのような事案において、子自身の判断によって嫡出否認の訴えを提起することができるとする必要があると考えました。そこで、子の出生から三年以内という原則的な出生期間を経過した後であっても、成年年齢に達してから三年間、すなわち二十一歳に達するまでの間は、子自らの判断によって嫡出否認の訴えを提起することができることとしたものでございます。

もともと、子が自らの否認権を行使する場合において、父と子が親子としての実態を有していたときまで否認権の行使を認めることは相当ではありません。そこで、まずは三年間継続して同居したことの有無という明確な要件を設けました。その上で、三年間継続して同居しなかった場合であっても、裁判所が父による養育の状況等を踏まえ、親子としての実態がないとは言えないと認めるときには、嫡出否認を認めないということが相

互に認められるべきであると思えます。このように、再婚後の夫の子と推定されることとなるが、前夫は、母がこのような再婚をしなれば子の父と推定されるべき地位にあること等を踏まえ、再婚後の夫の子であるとの推定が事実上を反し、実際には前夫が子の生物学上の父であるときは、前夫に子の法律上の父となる機会が確保されている必要があるものと考えられます。これが、再婚後の夫の子と推定される子について前夫に否認権を認めた理由です。

当であります。そこで、本改正法案においては、子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、嫡出否認をすることができないものとしています。

この要件の設けられた趣旨に照らしますと、継続して同居した期間が三年を下回る場合であっても、父が三年以上の期間継続的に養育費の支払いをしていたときや、三年に満たない期間を断続的に同居しその合計期間が三年を上回るときなど、三年以上の継続した同居と同程度に社会的な親子関係が形成されているような場合に限り、その要件に該当するものと言えると考えております。

○大口委員 次に、現行民法では、事実上反する認知があつたときには、認知された子その他の利害関係人が反対の事実を主張することができるとされています。この利害関係人は、個別の事案において訴えの利益を有する者とされ、判例では、親族間の扶養義務や相続を理由に、認知者の妻や兄弟などの訴えが認められたものであります。

今回、この改正後の民法七百八十六条第一項で、これまで利害関係人にも広く認められていた認知無効の訴えの提訴権者を、子、子の法定代理人、認知をした者(○)及び母に限定して、そのように認知の無効の提訴権者から利害関係人を除外した、この理由についてお伺いしたいと思います。

また、それが、この見直しの影響がどれほどあるのかということや、出訴期間を七年とした理由についてもお伺いいたします。

○金子政府参考人 お答えします。

現行法の下では、事実上反する認知、すなわち血縁関係がない者による認知は無効とされ、子その他の利害関係人が無効を主張することができるのとされています。この規定については、主張権者が広範で、無効主張の期間制限もないことから、子の身分関係がいつまでも安定せず、嫡出否認の訴えについて厳格な制限を求められていることとの均衡を欠くとの問題点がかねてから指摘されていたところがございます。

そこで、認知された子の身分関係の安定を図るため、無効を主張することができると主張権者の範囲を、子、子の法定代理人、認知した者、それから子の母に限定しました。その結果、裁判例等において、これまで利害関係人として提訴することによって認められることのあつた認知者の妻、認知者の妹、子の真実の父と称する者などは認知無効の訴えを提起することができなくなるものと考えられます。

そして、認知無効の訴えの提訴期間を七年間としておられるところ、これは、嫡出否認の訴えの出訴期間とのバランスのほか、民法、民法上の各種制度における期間制限の規定の在り方を参照するなどして、認知がされたことを前提にした身分関係の状態が継続した場合にもはや覆すことは社会的に相当でないと考えられる時間の経過として合理的と認められる期間を設定したものでございます。

認知無効に関する見直しは施行日以降にされる認知に適用することとしておりますが、本見直しにより嫡出でない子の身分関係の早期安定が図られることにもなるものと考えております。

○大口委員 また、今日、参考人からいろいろお伺いもさせていただきました。特に弁護士近藤先生からは、国籍法三条三項についてのお話をいただきました。この国籍法三条は、日本国民により認知された子で十八歳未満の者は法務大臣への届出によって日本国籍を取得できると定めております。そして、この規定に基づく日本国籍の取得にとされていられるものとは承知しておりますが、改正後の国籍法三条第三項ではそのような規律が維持される、それで、この規定が設けられたわけでございます。

しかし、そのような規律の下では、一旦届出によって日本の国籍を取得した子について、その後認知が事実上反するものであることが判明した場合日本国籍が否定されてしまう。結果的に無国籍となってしまうような例があることも、御指摘

も、参考人からもありました。

そのような場合、国籍法上、また入管法上、人道的な対応をしていく必要があると思うんですね。具体的にどのような対応が可能なのか、法務大臣にお伺いしたいと思います。

○葉梨国務大臣 本日、参考人の質疑、私も意見陳述の部分は聞けたんですが、その後の質疑は、ちよつとほかの所用があつて、参議院に行つたりして聞いてなかった部分もあるんですが、後でまた視聴させていただきたいと思ひます。

その上ですけれども、御指摘のとおり、改正後の国籍法三条三項の規律というのは、現在の規律を維持するという観点から、確認的に書かれたものであるということも前提として申し上げます。ですから、確かに今でも、あるいは現在でも、その届出が有効な届出でないということに判定されますと、遡って届出がなかったものとして扱われるということ、現状と新しい改正法によつてその取扱いが異なるわけではないんですが、御指摘のような問題があるということも、もちろん十分私どもも踏まえていかなければいけないと思ひます。

そこで、国籍法の世界の話ですが、国籍法で無国籍というふうになる事案が生じたときですけれども、一つは、国籍法の要件を満たしていれば帰化による日本国籍の取得が認められる余地があります。日本人の子として日本で安定した生活をしてきたなどの個別の事情も考慮されるところだと考えています。また、所定の手続を取ることだ母親側の国籍が認められる余地がある場合、これは、無国籍とならないように、当該外国の大使館若しくは領事館又は本国政府において所要の手続を取ることが出来ます。こちらの方も例は実際にあるというふう聞いています。

そこで、法務局では、日本の国籍を取得するための手続や外国の大使館等における所要の手続に係る案内を無国籍者の身分関係や意向等を踏まえて行うなどの取組を行っていますし、また、行つてまいります。

また、入管法上の取組ですが、認知が事実上反することが明らかになり、日本国籍が認められなくなった者について、退去強制の手続、これを受けることになるんですが、しかし、個別の事案ごとに、日本への定着性、日本国籍が認められなくなったことについての帰責性がないなどの事情を踏まえて、日本への在留を認めるべき者について適切に在留資格が付与されるよう、法務大臣の裁量によつて在留特別許可がなされることがあります。

本人の帰責性がなくて、日本で教育を受けているような、そういう事情がある方を、それが不利益な扱いがされるといふことは、やはり政治の責任としても解消していくことが私は必要だといふふうに思ひます。

ですから、この許可をするまでの期間について、個別の事情によりますけれども、可能な限り本人に不利益な取扱いとならないよう、迅速な処理に努めていかなければならないといふふうに考えています。

いずれにしても、無国籍者の置かれた立場に配慮して、無国籍状態の解消に向けて、可能な対応をしっかりとやっていきたいと思ひます。

○大口委員 本日に、人道的な対応をしっかりとやっていただくことを強く求めたいと思ひます。それから、今回の改正で、将来的に無戸籍が生じないようにするための法整備について措置することとしていきますけれども、その一方で、母が再婚していない場合や、そもそも母と婚姻解消がでない場合など、今回の改正の対象にならなかつた方々や、届出推定を原因としない無戸籍の方々もおり、このような無戸籍者の解消も同時に進めていく必要があります。

無戸籍者の方々に対する救済措置に関して、更なる取組について大臣の御所見をお伺いします。

○葉梨国務大臣 やはり、周知、広報、それから寄り添い型の支援というのが極めて大切であろうと思ひます。平成二十七年五月から、無戸籍者ゼロタスクフォーラムを設置し、法テラス、弁護士会

等の関係機関と連携の下に、一人一人に寄り添って、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続が取られるように支援する、寄り添い型の取組を実施してきております。

この改正案で、先ほど申し上げましたとおり、相当程度の対応ができるようになるわけですが、でも、やはり知識を持っていたらいいということも極めて大切なことです。ですから、御指摘のように、全てがこれで解決したんだというような立場は取りません。そうじゃなくて、やはりこれまでの寄り添い型の支援をしっかりと継続する、そういうような必要かつ可能な支援、これを行っていくということが大切だと思います。

○大口委員 今回、改正後の民法七百七十四条の嫡出否認の訴えの規定は、改正前に出生届が提出されず、既に無戸籍となっている方にも遡って適用されますが、経過措置の期間として定められている一年は妥当な長さと言えるのか、お伺いします。

また、この点について、嫡出否認の訴えを提起できる子、母を、期間内にできるだけ多くの方を救済できるよう、どのように周知徹底を図るのか、とりわけ、法務局が無戸籍者として把握している方々に対し個別の通知をする予定があるのか、お伺いします。

○金子政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、改正法案による子や母による嫡出否認の規定につきましては、嫡出否認の訴えの提訴権者を拡大することにより無戸籍者の問題の解消を図るとい見直しの趣旨に照らしまして、施行日より前に生まれたお子さんについて、一定の範囲で適用することとしております。

ただし、その場合には、同時に、身分関係の安定ということにも配慮する必要がありますので、施行日前に生まれたお子さんについては、施行日前から準備することが可能であるということも勘案しまして、子及び母の嫡出否認の訴えに関する規定を施行日後一年間に限って適用することとしております。このような観点から、一年という期

間は妥当なものであると考えております。

このように、施行日前に生まれたお子さんについて、子及び母の嫡出否認の訴えに関する規定を適用する期間を施行日後一年間に限っていただくこと、嫡出否認の訴えを提起できる子や母に対する周知徹底は特に重要なものと考えております。

具体的な周知の在り方については、法務局が無戸籍者として把握している方々に対する個別の通知をすることを含め、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

○大口委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○伊藤委員長 午後二時四十七分開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時四十七分開議
○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○米山委員 それでは、会派を代表して御質問いたします。

まず、国籍法第三条第三項の規定についてお尋ねいたします。

せつかくです。これは事例ということでお伺いしたいんですけれども、まず、アメリカ国内で、ちよつと事例で恐縮ですが、結婚してない日本人の父Aとアメリカ人の母Bとの間に子供Cが生まれました。日本において日本人の父Aがこの子供Cを認知したといたしますと、アメリカは属地主義で日本は血統主義ですから、子供Cは自動的に二重国籍を有します。そして、その上で、この子供Cが国籍法第十四条の義務を履行するためにアメリカ合衆国の手続で国籍離脱をした場合に、この子供Cは日本単独の国籍になります。

ここで手続についてお伺いしたいんですけれども、法務省のホームページを見る限り、国籍法第三条第一項による届出は、認知した日本の父の戸籍、出生届、認知に至った経緯の申述書、懐胎時期における渡航歴、その他親子関係を認めるに足る資料とされているんですけども、その他というのはいろいろあるからその他として、前半の四つ、戸籍と出生届と申述書と渡航歴という、これだけで十分であれば、その他としてDNA鑑定は必須ということではないという理解でよろしいんでしょうか。

○金子政府参考人 認知された子が届出によって国籍を取得するためには、認知した者と子との間に真実の親子関係があることが必要であります。そのことを認定するためにDNA鑑定の結果を添付するなどの資料を要求することは、実際してありません。

○米山委員 そうしますと、午前中の参考人の御意見、お話でもあったとおり、当然、それは申述等々ですから、エビソード的なものですから、後になつて、いや、違つたということはありませんか、後だと思つて、また、DNA鑑定を必須としたところで、それは、誰かが偽のDNA鑑定書を持つてくるといいますか、他人のサンプルを出すなどとして、後から事実が判明するということがあり得るんだと思つて、一旦国籍を取得した後、お話しもありましたし事例もありましたが、後で事情が分かるということは当然あり得るということになるわけなんです。

そういつたふうに、今ほどの事例で、子供Cが一旦日本国籍を取得した後に、何らかの事情で、いや、これは違うぞと判明したら、この子供Cは、先ほどの事例にもありましたが、確認ということで、無国籍になるということではよろしいでしょうか。

○金子政府参考人 委員が挙げていただいた事案について、子Cが日本国籍及びアメリカ国籍以外の第三国の国籍は有しないという前提でお答えいたします。

ないということになります。また、子Cはアメリカ国籍を既に離脱しているため、国籍の回復手続などがされない限り、無国籍者となるということになります。

○米山委員 今ほどのアメリカの話なんて、いかにもありそうな話なわけなんです。そんなに特異な事例じゃなく、十分無国籍はあり得るということなんだと思つて。

無国籍になつた場合、子供Cはどうなるんでしょうか。在留資格といいますが、日本にいる資格といふのはあるんでしょうか。

○西山政府参考人 日本国籍が認められなくなった場合には、当初から在留資格を有していなかったということになります。

○米山委員 有していなかったらどうするんですか。有していないその人を、一体、法務省としてどうされるのか、どうするのか教えてください。

○西山政府参考人 日本国籍が認められなくなった者は、退去強制手続を受けることとなります。もつとも、退去強制手続について、これをどのように進めるかは個別の事案によるのでございます。

例えば、児童については原則として收容しないということとしておられることのみならず、その児童の監護に必要な親がいる場合には、その親が退去強制事由に該当するときであっても、收容することなく手続を行つております。

退去強制手続においては、外国人が在留を希望する場合などに十分に主張できるように慎重な判断がなされるようになっておられるほか、退去強制事由に該当する場合であっても、法務大臣の裁量により、在留特別許可をされる場合がございます。

○米山委員 結局、個別で考えるしかありませんということですね。無国籍なんです。退去しろといつたつてどこにも退去しようがないわけなんです。

ちなみになんですけど、判明するとき、午前中のお話でもありましたけれども、子供Cと言つていましたけれども、子供Cがもう二十歳になつて、

何なら十八歳でも十六歳でも、結婚してしました。子供Cがもはや結婚して、しかも、この結婚する相手はアメリカ人だった。アメリカ人と結婚して、孫Dが生まれていました。

そうしますと、この子供Cが日本人だったら、孫Dは、日本は血統主義ですから日本国籍を持ちますけれども、孫Dが生まれてから子供Cがやはり認知は違いましたということになりましたら、この孫Dは日本国籍を失うということでしょうか。

また、同じように、孫Dもこの事態が判明する前にアメリカ国籍を離脱していたら、孫Dも無国籍になるということでしょうか。

○金子政府参考人 お答えいたします。

このDにつきましては、出生による国籍取得が問題になります。

孫Dがアメリカで出生しているなどによってアメリカ国籍を取得するといった事情がない場合を前提にしますと、関係しそうな日本国籍の取得の要件としては、出生のときに父又は母が日本国民であるときというのがあります、Cが先ほどの理由、認知が無効とされたことよって日本国民でないということになると、これを理由にDが日本国籍を取得するというのではないと思います。それから、アメリカ国籍も取得していない、あるいは失っているという条件の下では、Dが無国籍となる可能性が高いと考えられます。

○米山委員 やはりこれも同じような話で、そんなに異様な事例じゃないんですね。割にありがちな話であるので、ありがちな話でそんなことが起こり得るんだということになるのかと思えます。

ちなみに、先ほど、強制退去の話について、無国籍であったら強制退去はないという話だったんですが、逆に、今ほどの話が、アメリカ人との結婚だとアメリカの国籍を離脱みたいな話があり得るとして、無国籍にならず、例えば韓国人の方と結婚されていて、日本国籍は失うだけども、日本国籍を失った時点で、では今度は韓国の国籍

が残りますみたいな話になった場合に、要は、認知無効によって韓国籍だけが残りました、今まで日本国籍があると思っていたんだけど、それがなくなるから韓国籍だけ残りましたみたいなときには、それは韓国にやはり強制退去になるのでしょうか。

○西山政府参考人 今委員が御指摘になった限りにおきましては、韓国国籍が認められたとしても、日本における在留資格を付与されていない状態になりますので、日本に在留されたいということであれば、適切な手続を取って対応することになると考えられます。

○米山委員 つまり、適切な手続を取らなければ韓国に行けと言われかねないということですね。

ちなみに、やはり、この認知無効の手続というのは非常に、きちんと定まっていなくて、分からないんですけれども、例えば、今ほどのお話で、いや、その認知が事実でない、実は、俺は、俺が父親だから認知が事実でないことを知っているという人がいたとします。そうすると、その人は一体全体、その認知は事実でないということをして、どういう手続をして、いや、あの認知は実は事実じゃないんだということを言うのか。かつ、それはいつまでできるんだということは何いたくなるわけなんです、誰か、私人Xという方が、あの認知は事実でないということを把握した場合に、一体その人はどういう手続をすることになるんですか。

○金子政府参考人 私人が、ある認知が真実でなくて無効じゃないかというようなことを主張する方法というのは、ちょっと私どもではよく分かりませんが、少なくとも、国籍の取得の有無という観点で問題とされる場合は、通常は、公的な機関からの通知が市区町村長にされるということを中心にするということになっていますので、何か特定の私人が、あその認知はおかしいんじゃないかというようなことで、何か積極的に我々の方として調査をするとかいうようなことは想定されな

いと思います。

○米山委員 いや、それはすごく想定されるんです、相続がありますから。

相続を契機に、私、弁護士だからそういうのは多々あるんですけども、相続を契機に、いやいや、あれは実は息子じゃないんだという話はあるんです、あれは実子じゃないんだという話はないんですか。

では、全く私人が、いや、違うぞ、国籍法三条三項に基づいて、あれはうそだと思っても、それはもう何もできないということですか。それとも、それを警察に言ったら、それは警察からしかるべき公的機関に行くんですか。

○金子政府参考人 少なくとも、相続等の民事上の問題であれば、今回、認知無効の主張できる者の範囲を限定しましたけれども、主張できる範囲であれば、訴えを提起するというふうなことで、民事上の決着は図られるということになります。

国籍をめぐるといふ法律関係については、別途考えるということになります。

○米山委員 いやいや、その別途をどうするんですかと聞いているんですけども。

民事をやったら、では民事が確定したらいきなり、突然無国籍になるんですか。

○金子政府参考人 民事上の判決と必ずしもリンクするわけではありません。

○米山委員 つまり、出入国管理庁ですか、どこかが突然動かない限りは、民事上、認知無効だとなっても、それは関係ないということではないんですか。

○西山政府参考人 入管庁といたしましては、認知の有効、無効等を判断する立場にございませんで、もし、委員お尋ねのような事案で情報提供がございまして、それに基づいて、対象の方が外国人であるというふうな取扱いを直ちに行うことはあります。

ただ、そういった情報提供を受けましたら、例えばですけども、虚偽認知という問題もございしますので、警察に通報するなり、あるいは法務局

に御連絡をするなりという対応は考えております。

○米山委員 国籍法第二十条で言うような偽装認知というか、虚偽認知の罪はあるんです、これは、これも、刑事罰が決まったとかということ、それは関係ないということですね。刑事罰が決まったって、やはり国籍があるかないかは相変わらず分らないということではないんですか。

○金子政府参考人 刑事罰が決まったことをもって、取りも直さず国籍がなかったということではないと思います。

そのような有罪判決があったことが端緒になって届出がされ、市区町村長の通知されたことをきっかけに、その認知の効力を判断するということはあると思います。

○米山委員 そうしますと、結局、手続はどこで行われているかというところ、各市町村長なんです、それとも法務省なんです。手続、何か、誰かが、いや、違うぞと言った場合に、それはどこで、どういうふうにして、誰がやるんですか。

○葉梨国務大臣 今、いろいろと御指摘ありましたが、まず、後でも、今日、議論のあることなんです、今回の取扱いで新たにそうなったというわけではないこととはまず御理解をいただいた上で、例えば、認知無効の訴えというのが確定する、それが法務局に何らかの形で通報があったら、法務局において国籍を削除する、そういうような行政行為を行う。あるいは、刑事事件で虚偽であるということが確定する、それが通報が行くことよって、法務局においてその国籍の削除と

いうようなことをやる。いずれにしても、法務局においての行政行為ということになります。

○米山委員 そうすると、法務局の担当官がその場で判断する、そういう理解でいいわけですね。誰がどうやるんですか。法務局の何か、たまたま担当官がやるということですね。

○金子政府参考人 何らかの端緒があつて、市区町村から連絡があつて、その上で、戸籍の記載が法律上許されないものとか、あるいは記載に錯誤

あるいは遺漏があることを発見ということであれば、最終的にはその戸籍の訂正という形に結びついていくということになります。

その効果は、そのときに国籍を失うのではなく、初めから国籍を取得していなかったということになるので、ここに何らかの行政行為は想定されていらないことになります。

○米山委員 そうしますと、そもそも、今、虚偽だということが前提になっていきますけれども、これはまたさらに、いや、虚偽だと言ったけれども虚偽じゃなかったというものはあり得るわけですよ。俺が父親だと言ったけれども、実はその人は父親ではなくて。そうすると、今、行政行為ですらないので、一体全体、それに対してどうやって子供Cは異議を唱えるんでしょうか。一体全体、誰にどう異議を唱えたらいいのか。

行政行為ならまだしも、行政訴訟というのはできるかもしれないんですけども、行政行為でもない、刑事でもない、民事でもないとなりますと、もし偽の告発をされた場合に、偽の告発であるの認知はうそだと言われた場合に、一体全体、子供Cはどうやってそれに対して異議を唱えるのか、教えてください。

○金子政府参考人 ある程度確実性のあるような端緒がないと、我々の方で、元々認知が無効だったという認定が難しいと思います。認知をした方の人についてはかなり手続が、例えば刑事罰、されるなら刑事手続、それから民事訴訟であれば民事訴訟の中で主張できる機会があると思います。が、確かに、今おっしゃった認知された子Cの側からするとなかなか、防御する、あるいは反論する機会というのはないというのが現実かと思えます。

○米山委員 またさらに、そうやってはつきりしない中で、Xさんが、いや、あいつは日本人じゃないんだといううわさだけ立てて、うわさだけならまだしも、例えばXさんが実は子供Cと雇用関係を結んでいて、雇用関係を結んでいたんだけれども、実はあの人は国籍がないから在留資格がな

くて労働ビザがないんだよと行って、実際にお金を払わないとかということはあるんですけども、もし仮に認知が本当に無効だとして、

虚偽認知だということをXさんは本当に知っていて、だつて俺が父親だもの、だからあいつは違うんだということをやんと知っていたとして、では、それを知っている、しかも、法律上無効というのには誰にとつても無効なわけだから、そうすると、そもそもあなたは遡って無効なんだから、それは私がお金を払う必要がない、そういう主張は通るんでしょうかね。

○葉梨国務大臣 ずっと議論、やり取りを聞いておりました、先ほど、私、行政行為と申し上げましたのは、行政機関が行う事実行為、そういう意味で申し上げたんですけれども、今のお話ですと、遡って確かに国籍というのは削除されるわけですが、それと雇用関係における契約というのはまた別物ではないかなというふうに思えます。

○米山委員 ここまで終わりにしようと思うんですけども、何を言いたいかというと、どう考えても法に不備があるでしょうということだと思ふんです。

それは例外的な事象、先ほど、午前中の話でもありましたが、法に不備があったって、例外的な事象だからその場でやればいいとおっしゃられたような気がするんですが、それは、やはり法をつくる者として、そんなことではいけないでしょう。やはりこれはちゃんと手当てをして、そういう、それはゼロにはできないにせよ、よく分からぬ事態が生じないようにすべきだと思ふれます。

しかも、その方法は、比較的、そんなにおかしなことをする必要はなく、認知を無効と言え期限を区切れればいいのか、それは最初から無効じゃなくて、ちゃんと何か手続を定めて、それで定まったら、そこから初めて効果が生じるというふうにする方がいいわけです。しかも、その中で、無国籍のときには国籍はなくなるというすれ

ばいいわけなので。

やはり、こういう穴のある法律をそのままにほっておいて、その場でやりますなんというのは、それこそ法治国家としていかなものかと思えますので、是非、新しい、きちんとしたこれに対応する修正なり、法律案を作ったいただきたいと思うんですが、葉梨法務大臣の御見解を伺います。

○葉梨国務大臣 この点について、実は法制審議会でも議論がございました。

それで、今回、民法において、認知無効の訴え、これについて期間を定めるとか、あるいは出訴権者を限るとか、そういった規律を新しく導入することになったわけなんですけれども、確かに、パブリックコメントの段階で、そういうような規律を国籍法の世界にも導入すべきではないかというようなコメントがあった。それについて法制審でも議論が行われたんです。

ただ、やはり、先ほどちょっと議論になっていましたけれども、必ずしも認知無効の訴えということだけで認知が無効になる、取り消されるということではなくて、例えば偽装の場合なんかが、さっきも言ったように、刑事罰の過程でそういうことが、事実が分かる。

そうなりますと、偽装認知の場合ですと、これは法制審の議論というよりも、ちょっと私の意見ということになるわけですが、捜査もやっています。でも、偽装認知の場合ですと偽装した側がぐるぐるという場合もあって、認知無効の訴えを起すとかといったら、なかなか起すという場面はないんじゃないかというふうにも思われるわけです。

いろいろなおもてなしまして、私自身、法制審の議事録を読ませていただきましたけれども、民法での認知に関する規律を国籍法に取り入れるということについては、現段階でそれを取り入れることはしないで、やはり別途、国籍法の世界と民法の世界は切り分けていくべきであるというような議論があったというふうにも承知をしています。もちろん、だからといって、今の国籍法の規

律について、午前中も近藤委員の陳述だけは、私、聞くことができたので、いろいろな御意見があるというのをもよく存じ上げています。

ですから、先ほど、個別の事情ということで米山委員言われたわけですが、しつかり個別の事情を酌みながら、日本で生活して、あるいは教育を受けていた、そういうような子供たちが不利益を被らないように、私たちとしてもしつかりと、入国管理行政の面でも、あるいは帰化とか、あるいは国籍を本国に紹介するとか、そういった面でも適切な対応をしていかなければいけないというところは痛感しております。

○金子政府参考人 一点だけ訂正させていただきます。

先ほど、戸籍の記載について訂正等をする主体、私、もしかすると法務局と申し上げた場面があったかもしれませんが、主体は市町村長、市区町村長ということになりますので、訂正させていただきます。

○米山委員 では、それは分かりましたが、それはやはり非常に穴のあるところで、混乱するところですので、それはもうこの三条三項をつけないなり、修正するなり、立法するなり、きちんと対応すべきだと思います。

では、あと、もう時間が大分少ないんですが、ばつと言いますけれども、葉梨法務大臣、先般、葉梨ゴルフ大会につきまして、いや、それはアドホックな会員がやったことだから俺は関係ないんだとおっしゃいました。

週刊誌で報道されたところに、主催葉梨康弘後援会と書いてある、これは誤記だとおっしゃいました。まあ、それはそうしましょう。ちなみに、ここにはもう一つ、連絡先として、茨城県取手市新町四の二十二の三十三という連絡先も書いてあったわけですよ、電話番号は消されてしまいましたけれども。この連絡先、住所は何だろうと思つて、葉梨法務大臣の葉梨康弘後援会収支報告書を見ますと、その住所にあるわけですよ。結局、このアドホックな方々は、連絡先を葉梨

康弘後援会にしたわけですね。それでいいですね。

○葉梨国務大臣 これは新潮社に対して、取材がありまして、その回答で、当該ゴルフ大会の準備、運営については、葉梨後援会ゴルフ大会実行委員会の求めに応じ、葉梨康弘事務所の職員が運営のお手伝いや連絡等の業務を担ったことがありまして、このような回答もしております、これは便宜的に私どもの事務所の電話番号を連絡先というふうにしたものにすぎないです。

○米山委員 ちなみに、葉梨康弘後援会の収支報告書を見ますと、代表は葉梨康弘さんなんです、葉梨法務大臣はどんな業務をしていたか知っていますか。便宜的にやられたということは、大会運営を全部やられたということではないんですか。

○葉梨国務大臣 葉梨康弘後援会というのは誤記であるということについては先般申し上げさせていたいただきました。あくまで、これは葉梨康弘後援会とは別の、葉梨後援会ゴルフ大会実行委員会という親睦の団体ですから、葉梨康弘後援会とは全く異なるもので、あくまでもアドホックに、やりたい人が集まっている親睦の団体、団体というより、アドホックに立ち上げた、その都度立ち上げるといえるものであります。

団体という言い方もちよつと、恒常的な団体でもございませんで、正確ではないので、訂正をいたします。

○米山委員 それを聞いてるんじゃないんで、そのときの会計責任者、渡辺さんという人も、これは今度葉梨さんの第三支部ですか、の会計責任者もやっていらつしやるので、要するに、どんなお仕事をそのアドホックな人たちから依頼されたか、葉梨さんは全部把握していますよねと聞いているんです。

○葉梨国務大臣 葉梨康弘後援会という団体に依頼したということでは、実行委員長は思っていないと思います。あくまで、葉梨事務所を手伝ってくれないか、そこで葉梨事務所の職員もお手伝いをしてくれないかということだろうと思います。

○米山委員 あくまでそうおっしゃるのは、それはいいんです。

では、今ほど配りました資料のところ、これは葉梨康弘法務大臣のブログから取りました。これは平成二十三年ですけれども、十月二十四日は、毎年恒例の後援会ゴルフ大会。おかげさまで、約三百五十人の参加を得て開催することができた。」と書いてあるんですね。これも誤記ですか。

○葉梨国務大臣 毎年恒例のというのは、ほぼ毎年同じ時期に行われているということ、確実に毎年同じ時期に行われているということではございせん。まさに後援会の皆様、そこに看板も出ているかと思いますが、葉梨康弘後援会ではなくて、あくまで葉梨後援会ゴルフ大会ということ、後援会の皆様は親睦のために三百五十人集っていたら、大変ありがたいことだということに思っています。

○米山委員 いやいや、葉梨大臣、これは葉梨後援会と書いてあるけれども、葉梨大臣自身がブログに毎年恒例の後援会ゴルフ大会と書いてあるんですね。これも、では、ブログも誤記したんですね。

○葉梨国務大臣 葉梨後援会ゴルフ大会という親睦で集まった方々の団体で、葉梨というのを略した後援会ゴルフ大会と書かせていただいたんですね。

○米山委員 つまり、葉梨法務大臣は、葉梨後援会ゴルフ大会と言ったとしても、それは後援会です。やったんじゃない、それをみんながそう言っているという主張をしているんですね。

○葉梨国務大臣 葉梨後援会という政治団体はないんです。葉梨康弘後援会という政治団体はございせん。

葉梨後援会ゴルフ大会というのは、葉梨後援会ゴルフ大会、まさに字のとおりなので、後援会の方々が自主的に集まったものなので、葉梨康弘後援会ゴルフ大会というような名前も使っていないということですね。

○米山委員 もう一言だけですけれども、葉梨大臣、それはさすがにひど過ぎませんか。同じことであれなんでしょうけれども、その主張が通るんだつたら、全部それで通りますよ。

そもそも、では、後援会主催のゴルフ大会というのはあり得るんですか。ありとあらゆるものは、そんなもの、いや、やりたい人がやっただけだ、後援会はやらないんだ、公職選挙法百九十九条の五なんというものはないんだ、そう言っているのと一緒でしょう。それは余りにひどいと思いませんよ、私。

もう一度聞きませすけれども、では、葉梨康弘さんがブログで書いた毎年恒例のゴルフ大会というのは違うんですね。これは今ほど聞いたので、もう一回言わなくていいんですけれども。

ちなみに、十月二十四日、恒例で大会をされているらしいわけですよ。だって、自分で毎年恒例のゴルフ大会と書いてあるんだから。にもかかわらず、十月二十四日、ほぼ十月。次の、平成二十八年は十月十七日に行っているんですね。アドホックに集まった人たちもまた十月にやるんですね。アドホックで、ちゃんと後援会のゴルフ大会を恒例です。

何で、ちゃんと後援会のゴルフ大会を恒例です。やっているのに、また別にやっているんですか。それとも、葉梨大臣が言っている恒例のゴルフ大会というのは、毎回毎回毎回、全部アドホックに集まっているということなんですか。どちらの主張なんですか。

○葉梨国務大臣 十月にとっても、おつしやるんですが、これはたしか週刊新潮にちっちゃく、私どもから提供した資料で出ていたものの開催日は十二月です、また、週刊新潮に、葉梨後援会の実行委員会です、しかも主催は実行委員会事務局ですよということでしたら訂正したものを、

週刊新潮に提出したものは三月です、月によっても、また、毎年のようにやるということであつて、毎年毎年必ず同じ時期にやっていたとかそんなものではないんで、やはりゴルフ好きの方が、親睦のために、さあ、やろうというふうに集まって、アドホックにつくった実行委員会だということに思っています。

○米山委員 これで終わりますけれども、時間です。

余りにも残念です。法務大臣自らそうやって、脱法行為であり、余りにもあり得ない言い訳を続ける。自分がブログに書いたことにすら反するようなことを堂々と国会の場で言うということに對して、極めて残念ですと言わせていただいて、残念ですよ、何で笑っていられるのか、私、分からないですよ。(葉梨国務大臣)ちゃんと説明しているじゃないの」と呼ぶ説明になっていないでしょう。(葉梨国務大臣)なってますよと呼ぶ。そんなのはあり得ないですよ。(葉梨国務大臣)あり得る、あり得る」と呼ぶ。あり得るんですね。

○伊藤委員長 米山さん。
○米山委員 分かりました。結構です。これで質問を終わらせていただきます。

○伊藤委員長 次に、山田勝彦君。
○山田(勝)委員 立憲民主党の山田勝彦です。どうぞよろしくお願いたします。

今回の民法の改正案、親の体罰を禁止し、子供の利益を守ることが明確化されました。また、女性が離婚後百日間再婚できないという理不尽な現行法を改め、再婚禁止期間が廃止されました。さらに、認知によつて親子関係が一旦成立し、七年が経過した場合は、その認知を否定できなくし、子の権利や利益を保護しようとする前向きな内容になっていきます。全体として改正内容に賛成しております。

しかし、国際的な流れから逸脱する国籍法三条三項が新たに設けられました。ある日突然、父親だと信じていた人が父親でなかったという事実が判明した場合、日本国籍を失つてしまう。親の事

実に反する認知によって、なぜ何の責任もない子供が国籍を失うという多大なる不利益を受けなければならぬのか、全く理解できません。

午前中の近藤参考人と鎌田委員との質疑を聞いて、改めて人道的な問題があることを強く感じました。日本人でなくなる。それが国籍を取得した日にまで遡り、日本人としてこれまで過ごしてきた全期間が、その人の人生が否定されてしまうこと。驚くべきは、過去に遡って不法滞在扱いされてしまうということです。子供に、生まれ育った日本にいれなくなる、そういった恐怖心を与えてしまうような法改正、子供の無国籍はあってはなりません。

そもそも、この国籍法を新設する理由、事前に法務省の担当部局に確認しておりますが、偽装認知による不正な国籍取得を防止するため、そういう説明を受けています。

今日の午前中、近藤参考人ははっきり言われました。既に厳格な審査を行っていて、偽装認知はかなり防止できている。国際的な無国籍を防止する法整備が他国で進む中、また、本改正案において子の権利や利益を保護するという趣旨に、明らかに矛盾しています。

法案全体には賛成ですが、参考人の意見を聞いた上で、やはり、この国籍法には強く反対いたします。大臣、国籍法三条三項、大きな問題があると思います。削除すべきではないでしょうか。

○葉梨国務大臣 これも先ほど来議論のあるところで、私も近藤参考人の意見陳述は、グランディ難民高等弁務官とかと会ったりもしていたものから、ほかの、鎌田委員の質疑の時間に聞けなかったんですけども、意見陳述は拝見、見させていただきました。

その上で、近藤参考人が、たしか十月二十七日の意見書の中にも書かれていたんですが、この三条三項の規律というのが新しい規律ではなくて、今の、現状の規律をなぞったものであるということとは近藤参考人も理解をされているだろうというふうに思います。

先ほどもちよつと申し上げましたが、この三条三項で、私どもは新しい規律を設けようとしているわけではありません。公法である国籍法の規律の中で、認知に反する事実が明らかになつたときは、これを遡って、つまり、届出が有効でなかつたものとして、不受理という事実を遡ってという現在の運用規律、これを変えるものではない。

そして、なぜそのところを変えなかつたのかということなんですが、先ほどもちよつと紹介をさせていただいたんですが、法制審議会での議論がございまして。パブリックコメントの中でも、今回の認知に関する規律というのが相当変わってきている、この民法の認知の規律というのが国籍法にも適用すべきではないかという意見があったことはあります。そこについても丁寧な議論は、実は法制審議会でも行われておりました。しかしながら、民法の規律をそのまま公法である国籍法に取り入れるということについては、議論の一致というか、これは見ることができません。やはりそこは切り離していくべきであるということが結論として全会一致で、結論としては決まったということに理解しています。

その説明として偽装認知の話もあるんだろうと思うんですが、偽装認知といえますのは、つまり、平成二十年に国籍法が変わるときに、やはり偽装認知の問題というのが非常に大きな問題になりました。

そこで、偽装認知ということを考えますと、認知を偽装する側が誰かとぐるになって、子供に責任がない場合は多いと思うんですが、そうすると、認知無効の訴えを偽装認知をした側が出すということとはなかなか考えられない。ですから、いろいろな形の摘発ということでその偽装認知が明らかになつて、そして、それが市町村を通じて法務局に通報されて、法務局が国籍を持っていないので、国籍を削除するというような事実行為を行う。そうなつてくると、今の認知に関する民法の規律、これをそのままやはり国籍法に当てはめる

というのは、なかなか議論のあるところだと思います。

また、国籍法の原則というのが、やはり血統主義で、極めて例外的な出生地主義ということになつているということになりますと、それについての、やはり今後、哲学的な議論もまた出てくる可能性もある。

ただ、るる申し上げましたけれども、思いは全く一緒でございまして、日本に生活していた子、しかも帰責事由のない子供、それから教育なんかも受けている、そういう子供、これを不利益な扱いをしては絶対ならない、私は政治家の一人としてそう思います。ですから、後でも議論いたしたいので、そのとき答えるをいたしまして、個別にしっかりと対応していかなければいけないと思っております。

○山田(勝)委員 大臣、丁寧な御回答、ありがとうございます。

虚偽認知に基づく国籍取得は、大臣おっしゃるとおり、本当にあつてはならない、そういうのは私も当然だと思っております。大いに取り締まるべきだと。

しかし、虚偽認知による不正な国籍取得を防止するために無国籍者を生み出してしまつていいのではありませんか。まさに本末転倒ではないでしょうか。近藤参考人が指摘されたように、不正な国籍取得に対しての対策は今まさに法務省を挙げてされている。自らに何の罪もない子供が突如として無国籍状態になつてしまうことを現行法は肯定してしまつています。

法治国家として、どちらを葉梨法務大臣は優先して防ぐべきだと思われませんか。簡潔にお願いします。

○葉梨国務大臣 時間の関係もあるので、簡潔に御答弁します。

先ほども紹介した法制審の議論を鑑みますと、制度的に国籍法で対応するというのはなかなか難しい面があるかな。ただ、しかしながら、やはり個別に私どもがしっかりと運用することによつ

て、帰化、あるいは本国の紹介、あるいは在留特別許可、いろいろな手段を講じながら、不利益が生じないような方策というのをしっかりとやっていくということが大切だと思います。

○山田(勝)委員 まさに木を見て森を見ず、そのような状況かと思えます。余りにも不正防止を意識する余りに視野が狭くなり過ぎています。より重要な視点が抜け落ち、物事の本質を見誤つた法改正が行われようとしていっていることに強い懸念を示させていただきます。

国際機関であるUNHCRは、国連総会から無国籍の把握、防止と削減そして無国籍者の保護という世界的任務を与えられ、各国政府と今まさに協力して取り組んでいるところです。

UNHCRは、今回の国籍法三条改正案に伴い、日本政府に対し、国籍法に基づいて無国籍及び国籍の恣意的剥奪の防止を確実にするための具体的な提言がなされています。大臣、日本はなぜ無国籍者地位条約、そして無国籍削減条約、この二つに批准していないのか。これも大きな問題だと思っております。

時間がないので次に行きますが、その上で、この国籍法三条三項、実は、日本が締結している国際条約である児童の権利条約や自由権規約に明らかに違反しております。

自由権規約の第二十四条第三項では、全ての児童は国籍を取得する権利を有するとしております。また、児童の権利条約第八条第一項では、締約国は児童が法律によつて認められた国籍を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束するとあります。

児童が国籍を保持する権利を尊重する、この条約に日本は締結しているにもかかわらず、全く尊重されていないではないでしょうか。このような明確な国際条約違反、大臣、これは問題ではないでしょうか。

○葉梨国務大臣 先ほど来の話で、木を見て森を見ずというお話でありましたが、この国籍法の世

界もまた法治主義の世界でござります。これはなかなか制度的に、今、だからといってすぐにいじるといのが可能かどうかというのは、なかなか難しい面があるんです。

その上でお答えをさせていただきたいと思うんですが、おっしゃるとおり、児童の権利条約あるいは自由権規約、これについては、児童が国籍を取得する権利を有することなどを規定してあります。これは、現在の国際社会で国籍を有しない児童の地位が不安定であること、これに鑑みて、締約国が児童は国籍を取得する権利を有することを認めるとの原則を規定したものです。

ただ、これは、各条約の締約国が、自国内で出生する場合を含めて、自国内にいる全ての児童に対して自国の国籍を付与する義務まで課したものではありません、そういうふうに理解をしています。

我が国の国籍法では、無国籍者の発生を予防すべく、出生による国籍の取得に関し、原則として父母両血統主義を採用し、補充的に生地主義を採用しています。さらには、無国籍者について、より帰化条件が緩和される、簡易帰化によって日本国籍を取得する、そういったこともできるようにしています。

ですから、このような施策、法律の体系が、おっしゃるような児童の権利条約あるいは自由権規約に反している、そういうふうに私どもは考えているわけではございません。

○山田(勝)委員 大臣から、先ほど来、なかなか国籍法に適用していくのが困難であるというお話がありました。

しかし、海外ではどうでしょうか。用意した資料を御覧ください。UNHCRの資料です。

一ページ目、オランダ。第十四条第八項では、オランダ国籍、喪失の結果無国籍が生じるときは失われない。ノルウェー。同様に、無国籍となる場合は適用されない。ここで示されている多くの国々が、国籍を失う場合に無国籍となる場合はその国籍を剥奪しないことを明記しています。これがグローバルスタンダードではないでしょうか。

さらに、一番最後、スペイン。スペインでは、スペイン国籍を十年間保持し、かつ継続的に使用してきたことは、そもそも資格が無効とされるべきであったとして、スペイン国籍を確認する根拠となると明記されています。つまり、十年間スペイン人として過ごしていた実績があれば、仮に事実的に親子関係が認められなかったとしても、スペイン人として、そのままスペインで生活しているという規定です。

日本が今行おうとしている法改正は、全く世界の流れから逆行していると言わざるを得ません。これまでの国籍が維持されるように、日本でも、世界同様、保護していくべきだと思います。無国籍を防ぐ法改正が求められています。

大臣、無国籍防止規定、加えるべきではないでしょうか。

○葉梨国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、国籍法については、更なる哲学的な議論も含めた議論というのが私は必要なんだろうと思えます。ただし、グランディ難民高等弁務官とも今日お会いいたしましたけれども、やはり、我々は、無国籍者を生み出さない、そういう努力をしつかりしていくということは大切なことだというふうに思っています。

そういうことで、先ほども申し上げましたように、例えば簡易帰化の要件、あるいは無国籍とならないように本国を紹介する、さらには、日本にいていただいて、いろいろな帰化をお手伝い、お手伝いというか支援をしていく、そういう意味で、先ほど言ったような、日本に生活していたこと、あるいは教育を受けていること、これは積極的に考慮する要素として、しっかりと私たち自身も考慮していかなければいけないと思います。

そこは、血も涙もないというふうに言われないうちに、しっかりと血も涙もあるように、我々しっかりと対応しなきゃいけないし、また、今後は非国籍法の議論については、全体の議論ということで、また国民的にも議論をしていただければありがたいなというふうに思います。

○山田(勝)委員 ありがとうございます。新聞報道によれば、国内で無国籍の人は二〇〇四年以降約三千四百人確認されている、そして、支援する民間団体によれば実際は一万人以上いるとも指摘されています。

このように、現行、無国籍状態を放置してしまふかのような法整備。実際に無国籍になつてしまつた方々、どのような不利益を私たちの社会で被つてしまうのか、改めて教えてください。

○葉梨国務大臣 これは、本当に不利益は大きいと思えます。守つてくれるべき国がないということ、このことは本当に、私は、だからこそ私自身も解消の努力というのはしつかりしていかなければいけないと思えます。

具体的には、当然旅券も発行されませんから、諸外国にも行くこともできないし、極めて大きな不利益であるというふうに思います。

○山田(勝)委員 大臣の真つすくな思ひ、気持ち、本当に届きました。確かに、不利益、物すごく不利益なんです。

さらに、恐ろしいことに、遡つて効力を失わせますよね、今回の内容。違法滞在期間中、日本国民として受けられた社会保障や、例えば選挙権などはどうなつてしまふんでしょうか。児童手当は返還しないといけないんですか。選挙で投票した票はどうなつてしまふんですか。過去の日本人としての歩みを消されるということは、大変重要なことです。この点についてもお答えください。

○葉梨国務大臣 児童手当とか生活保護、これは是非厚労省の方にも聞いていただければありがたいと思うんですが、例えば選挙権については、別に、過去の投票したものの、これについては、別にかれるとか、そういうことはないというふうに私は聞いています。

○山田(勝)委員 大臣から、対策として、先ほど来、帰化についての言及があつております。国籍法五条二項では、このように規定されています。「法務大臣は、外国人がその意思にかかわ

らずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」

つまり、葉梨法務大臣は、特別な事情があると御自身が認めれば、帰化を許可する権限をお持ちです。このようなケース、葉梨大臣、当然、帰化、許可されるのでよろしいでしょうか。そのような法解釈でよろしいでしょうか。

○金子政府参考人 今御指摘になつたのは国籍法五条二項かと思いますが、「外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合」というのは、重国籍状態にある者がその重国籍を解消することができないような場合を想定しておりますので、ちよつと場面を異にするように思います。

○山田(勝)委員 それでは、葉梨大臣が先ほどおっしゃつた簡易的に帰化を認めるというのは、一体どういうことなんでしょうか。

○葉梨国務大臣 これは、今局長から答弁したとおり、その帰化の許可をすることができない理由というのが第五条にずっと列挙されている。二項を委員引かれたんですけども、簡易許可というのは、そうではなくて、八条になつてまいります。

第八条の四号、これで「日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者で」、これは遡りますので、「その時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの」、これについては、その者が五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができるという規定になつておりまして、これを利用していくことができるのではないかという趣旨で最前来た答弁をさせていただいています。

○山田(勝)委員 ありがとうございます。では、八条を活用することで、こういったケース、帰化を与えていくことができるということでしょうか。

ただし、ここにも大きな矛盾、午前中、近藤参考人が指摘されたように、そもそも国籍、帰化を与えるということは、国籍を更にも与え直すんですよ。であれば、国籍を奪う必要はないんじゃないでしょうか。ここに大きな矛盾があるんです。帰化ができるから大丈夫ですよ、じゃないんですよ。帰化を与えるぐらいたったら、国籍を奪う必要はないんですか。大臣、いかがでしょうか。

○葉梨国務大臣 そが先ほど来ちよつと哲学的な議論と言っているところでございます、国籍法というのは、まさに血統主義と例外的な出生地主義。そして、帰化というのは、それと別で個別に国籍を与えるという行為になってまいります。そうやってまいりますと、真正・生物学的な子供ではない子供、これに対して国籍を与えるということになりますと、やはり今の現行法の体系の中では帰化というものを利用していかざるを得ないというたてつけになりますので、最前来てそういう答弁をさせていただいています。

○山田(勝)委員 大臣なり、法務省、行政側の理屈はそうなのかもしれませんが、これは人生が懸かっているんですね、当事者は。その行政手続の、何か国籍と帰化がちよつと一緒にできないとか、誰も理解できないと思います、国民は、その説明で。これは本当に検討していただきたいと思

います。さらに、じゃ、帰化があればいいじゃないかというところは大きな問題がありまして、帰化はそもそも半年から一年ほどの長期間を有する。簡易的な帰化をと言われたので、これは大事なポイントです。どの程度の期間で帰化が認められるんでしょうか。

○葉梨国務大臣 実際、認知無効になりました帰

化を認めるケース、近藤参考人の例を出されたのを私も勉強させていただいたんですが、ちよつとあのケースは少し長かかったというの、別にいろいろな事情があったからだというようなこともあるようにございます。

具体的にどれぐらいの期間で帰化を認められるかというのは、なかなかこの適用事例がないものですから、しっかりとそら辺の運用も含めて、私も検討していきたいと思ひます。できるだけ早くというふうには思ひます。

○山田(勝)委員 ありがとうございます。今改正案では、親子関係の認知無効を訴えられない期間として、七年の認知期間が提案されています。親の虚偽認知によつて全く罪のない子が国籍を喪失してしまい、不利益を被ることがあつてはなりません。葉梨大臣も、守ってくれる国がないという状態は大変な状況であると御心配いただいております。

子が既に取得した国籍が喪失、剥奪されることのない、先ほど紹介したスペインのように、一定の期間制限として、今回改正される親子の認知関係同様、この七年の期間を同様に適用すべきではないでしょうか。

○葉梨国務大臣 これも最前来て申し上げているとおり、やはり、今回御提案させていただいたものは、法制審の議論を踏まえて、民法の世界をしつかり整理をしていこうと。ただ、その民法の改正内容、これを国籍法に取り込むということは切り離してということで提案をさせていただいております。

御意見が御意見としてあるということは、私もよく、山田委員のお気持ちも、熱い気持ちも分かれますし、また理解もできるんですが。ただ、しかし、私どもとしては、やはり、法律として提出している以上は、国籍法の取扱ひというのは従前どおり、もちろん、いろいろ御意見はあるだろうと思ひます。ただ、今回はやはり民法の部分をしつかりと整理をしていきたいなというふう

思っています。

○山田(勝)委員 そろそろ時間になります。大臣とるいろいろ議論をさせていただきました。最後に、これだけ伝えさせていただきます。やはり、日本国籍を七年以上有していれば親の虚偽認知が判明しても国籍を失うことがない、また、そもそも日本国籍を失うことで無国籍になつてしまふ、そういったことを防止するための法整備、必ず必要であると強くお訴えさせていただいて、私の質疑といたします。

○伊藤委員長 次に、沢田良君。ありがとうございます。

○沢田委員 日本維新の会、埼玉の沢田良です。まず冒頭に、本日午前に開催いたしました参考人質疑における野党枠の貴重な参考人を一名欠員させてしまったことについて、本日参加させていただきます全ての委員の皆様へ、この場をおかりしましておわび申し上げます。

また、御報告が遅れたことで、伊藤委員長、蘭浦筆頭理事、寺田野党筆頭、委員部の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしましたことを重ねておわび申し上げます。大変失礼いたしました。

本日は、先日行われました衆議院本会議での葉梨法務大臣、永岡文科大臣に質問をさせていただきますました際の御答弁いただいた内容、そして附帯する問題点について議論をしたいと思っております。

葉梨法務大臣を始め関係省庁の皆様、委員長、委員部の皆様、そして、お忙しい中、築文科副大臣、本日、よろしくお願ひいたします。

法務委員として民法を知ろうとルーツをたどれば、日々の暮らしに多く関わっている法律である我が国の民法は、フランス民法を規範とし、日本近代の司法制度の基礎を築いた江藤新平氏主導の下、推進されたことを今更ながら知りました。明治二十九年に民法が制定されてから今日に至るまで様々な改定が行われてきました中、本日議論させていただきますます嫡出推定制度や懲戒権については、基本的に明治以来の規定がいまだに引き継がれております。

まずは、懲戒権に関する規定等の見直しについて伺います。今回の改正では、懲らしめる、戒めるという強い語氣をはらむ懲戒という言葉が民法の規定から削除されることとなりました。従前より児童虐待の口実として使われてきたと言われているような懲戒権が削除され、虐待、そして正当なしつけ、この境界を曖昧にする要素が今回の改正によって排除されることは歓迎すべきことと考えます。

特に、前回、二〇一一年の民法改正の際に、懲戒権の削除は議論の俎上にのせられていながら、正当なしつけを妨げる可能性があるとして削除には至らなかった中で、児童虐待の深刻化などを今の政府全体として向き合った結果、二〇一一年に見過された言葉すら今回丁寧に向き合い、改正を目指すという姿勢には、こちらは共感いたしました。

そして、今回、民法の規定から削除された懲戒という言葉は、民法のみに使われる用語ではもちろんございません。文科省の所管する学校教育法には、いまだに懲戒についての規定が残っております。

本会議においても、永岡文科大臣から、学校教育法第十一条を見直す必要はない、こういった御答弁をいただいたんですが、法務省と文科省における懲戒の言葉の意味やイメージを含めて、それぞれどのようにお考えなのか教えていただきました。

○金子政府参考人 まず、法務省から、民法に言う懲戒について御説明します。民法第八百二十二条の懲戒、これは現行ですけれども、一般に、子に問題行動等があつた場合に、子の監護、教育に責任を負う親権者がこれを矯正し、その責任を全うするために厳しく説教するなど、一定の制裁を加えることをいうものと理解されていると思ひます。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。学校教育法についてでございますけれども、学校教育法十一条に規定する懲戒につきましては、

学校が教育目的を達成するため、校長及び教員が児童生徒及び学生に対し、教育上必要な範囲で叱責、注意や退学、停学等を行うこと、このように解釈をさせていただきます。

○沢田委員 法務省と文科省からそれぞれ懲戒という言葉についてお伺いしました。

ただ、一方では規定が削除され、一方では残存しているということと混乱する可能性が高いのは、私は、日々子供たちと接する学校現場ではないかと考えております。

というのも、今回の民法の改正で大事な部分は、懲戒という言葉が法務省は大変デリケートに考えた結果、削除するという方向性を出された。ただ、児童虐待をする親が本場に、この懲戒という言葉で児童虐待を始めるんでしょか。私は、虐待をした親が、結果として自らの正当性を訴える材料に使ったとしても、民法を読んでも、懲戒してもいいんだというほど民法に精通している方など、私自身、子育てをしながら見たことがほとんどございませぬ。

逆に、学校教育法を知らない学校の先生は一人もいません。そして、先生はもちろん公務員ですから、特に児童生徒に関係するような民法改正について関心や興味は高いと考えて普通だと思えます。言い方は極端かもしれませんが、ほとんど知らない方に向けて、デリケートな判断をする法務省の姿勢を知っても、文科省は何も問題がないとお考えなのでしょうか。答弁ください。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

最前、先生が御指摘いただきました本会議でも大臣が御答弁申し上げておりますとおり、先ほど私が申し上げました学教法の懲戒の趣旨というものにつきましては、今回の民法の改正の趣旨とは異なるものでございますので、改正の必要はございません。

ただ、先生おっしゃいましたとおりでございますので、民法上の規定の改正、懲戒規定とは趣旨、目的が異なるものでございますけれども、こ

うしたことにつきましては、何らかの機会を捉えまして、学校現場にも周知を図ることを検討してまいりたい、このように存じているところでございます。

○沢田委員 どうもありがとうございます。

何か少しトーンが変わったような気がしております。レクのと看からずとお話を伺っていて、やはり問題がないという文科大臣の意見を役所の方もずつと踏襲していただけたらと思っております。今、御検討いただけるとのことをお願いいたします。

私はPTA会長をやっております、もう今ちょっと辞めちゃったんですけども、現場の声をいろいろと聞いてきました。

今の先生方は、子供に逆上りを指導する際、セクハラや体罰へのおそれから、体には触れずに、表から頑張れ頑張れと言っているんですね。そこまでして鉄棒を教える意味が一体どこにあるのか、私は正直分かりませぬ。そして、これが学校の現場の実情なんです。

私は今四十三歳ですけれども、中学校でも高校でも体罰を受けてきました。私の、昭和五十四年生まれ、まさに、高校で遅刻をすれば、蹴る先生がいました。私立にもありました。そんな中で、体罰は決して許されないと、私は、自分の教育にも課しています。子供たちに手を上げない、親として声を荒げないということは徹底しているんです。

だからこそ、体罰は決して許されないと、これは当たり前の話なんですけれども、今の現場は、こうやって先生方をがんじがらめにして、教育という本質から逸脱したことですら平気で行わせてしまっているというのを目の当たりにした私からは、懲戒という言葉すら小さなゆがみになり、現場に新しい混乱を生んでしまうのではないかと強い危惧をしております。

先ほども御説明いただきましたが、学校においては、停学や出席停止といった法律上の懲戒と実際の教育現場における懲戒、この両面があるとは

思います。仮に、民法の規定が見直されたのならば、学校現場に誤解のないよう、民法改正についての説明や通知等を発出するつもりがあるのかをお伺いいたします。

○寺門政府参考人 お答えいたします。

先ほども若干申し上げましたけれども、学校教育法の懲戒規定というものと、今般の民法の改正の趣旨というものは異なるのでございますけれども、こうしたことにつきましては、機会を捉えまして、例えば、都道府県の教育委員会の集まりの会議ですとか、そういう場を捉えまして、学校現場にも周知を検討してまいりたいというふうな存じているところでございます。御理解をいただければと存じます。

○沢田委員 更に御検討、ありがとうございます。

次に、学校教育法第十一条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例についてお伺いいたします。

これは、本会議でも取り上げました。文科科学省がホームページに掲載している児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例では、認められる懲戒として、練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させるなどが例示されておりますが、文科大臣によれば、心に深い傷を与えるような指導であれば、それは懲戒権の範囲ではないということでした。私は、正直、載っているものと、この大臣の答弁も含めて、この答弁によってまた学校現場は更に混乱していくのではないかと感じております。

そこで、この参考事例について幾つか質問をさせていただきます。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘の参考事例が添付されています通知でございますけれども、経緯といたしましては、この通知が作成された当時、部活動中の体罰を背

景とした高校生の自殺事案が発生したことを受けて、各都道府県教育委員会に對しまして、体罰の禁止の徹底を改めてお願いしてございます。

そこで、御指摘の参考事例でございますけれども、もとより、教員等の児童生徒等に対する懲戒行為が体罰に当たるといふ点につきましては、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況などを、諸条件を総合的に考えまして、個々の事案ごとに判断をするものでございまして、この参考事例につきましては、学校現場の参考に資するように、あくまでもその参考としてまことに示してございます。

また、この趣旨につきましては、先生が御指摘くださいました事例の添付してございます通知にも明記をさせていただいておりますのでございませぬ。

○沢田委員 御丁寧ありがとうございます。次々と質問、また続くんですけども、次に、どのような経緯でこれらの事例を選定されたのか、また、これに現場の声など、数量的なデータというものが取り入れられているのかも伺いたいと思っております。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

参考事例につきましては、具体的な事案やそれを踏まえた教育効果を想定して懲戒の種類というものを示したものでございまして、学校現場での実践に当たりまして、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為につきまして、あくまでも例示として記載してございます。

経緯、背景でございますけれども、この事例につきましては、定量的とまでは、済みませんが、申し上げられませんが、専門家、有識者や校長会など、学校現場の御意見も踏まえながら作成したものであるというふうにご承知してございます。

○沢田委員 ありがとうございます。

いろんな現場の声というものが入っているということなんですけれども、各都道府県、また学校ごとに、更に細かいマニュアルなどは作成されているのでしょうか、これ以外に。

○寺門政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、文部科学省につきましては、例えば、この参考事例の添付してございますものの通知のほかに、部活動につきまして、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにおきまして、通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものとかが、運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われるものなどについて、これもあくまでも参考として例示をしているところでございます。

また、文科省におきまして、教育委員会等において作成されている体罰防止に関する資料を網羅的に把握しているものではないかと、一部は個人的に感じております。つまり、ネガティブリスト的な動き、考えができた方がよいのではないのでしょうか。

○沢田委員 どうもありがとうございます。

各自治体などで細かいマニュアルを作成していることがやはりあるという御答弁も先ほどありましたが、改めてなんですけれども、体罰の禁止は明確にまず決まっております。

そんな中、各教育現場にも細かいマニュアルが配付されている中で、文科省が懲戒についてわざわざあのような細かい例示をすることで、やはり、また同じように混乱が起きるのではないかと、もうふうに考えてしまうんですね。

ポジティブリスト、ネガティブリストという言葉がございます。ポジティブリスト方式、ポジティブリスト制度など、いろいろ呼び方はありますけれども、基本的には、軍事、防衛の分野ではよく使われる言葉です。要は、いわゆるそれ以外に禁止する方式はポジティブリスト。そして、一般に、ポジティブリスト方式は、原則として禁止、規制している犯罪、事件、事故などを抑止する効果があると言われています。反対に、原則として自由とする状態で、例外的に禁止、規制するものを列挙した一覧表をネガティブリストと呼びます。

そこで、教育現場で考えた場合、どうでしょうか。私は、恐らく、現状としては、ポジティブリスト的に使われているのではないかと。現場の教職員は許されることが限定的になるため、いろいろな縛りや同調圧力などで拘束され、自由にやれる環境ではなくなっているように思います。

本来自は、生徒児童のためにあることであれば、最低限のやつてはいけないこと以外は自由にやっていい環境が必要だということに私は個人的に感じております。つまり、ネガティブリスト的な動き、考えができた方がよいのではないのでしょうか。

このような中途半端な事例を載せることが現場の混乱を生む、教職員の皆さんは疲弊されているのではないのでしょうか。

以前、文科省の方と話しした際に、懲戒とは教育に含まれるという言葉をいただきました。ということは、ホームページにある懲戒についても、本来、教育として何か別の意図がないならば、やるべきでないとも私は考えます。

ちなみに、文科省にお伺いしたいのですが、例としてある、放課後等に教室に残留させることや、授業中、教室内に起立させることで、一体どんな教育になるとお考えなんですか。

○寺門政府参考人 お答えいたします。

先ほど来、るる繰り返して申し訳ございませんけれども、今回の事例はあくまで参考事例でございます。まさに、教育現場、日々現場で児童生徒に向き合って、真摯な教育活動を行ってくださるかと存じています。

そういう中で、例えば、体罰は絶対禁止、許されない行為でございますけれども、教育熱心な余り、懲戒と体罰というものの線引きといいますか、それに悩まれるというようなお声も聞きますので、そういう意味において、参考事例としておつけをさせていただきます。

ただ、先生、るるおっしゃっていることにつきまして、私どもの通知の精神と通底する部分も

あると思いますので、改めてそういう趣旨は、機会を捉えまして、教育委員会等を通じて学校現場にしっかりと対応を図ってまいりたいと思っております。

なお、文科省といたしましては、現在、改訂に取り組んでおります、現場で先生方が指導に使用します生徒指導提要というものにおきましても、懲戒と体罰の区別等につきまして新たに記載をさせていただきます。しっかりと対応を今後も続けてまいります。

○沢田委員 重要なのは、懲戒を教育とするのであれば、何を行うかではなくて、手段ではなくて、その懲戒によってどのような教育的効果が得られるのかということこそが本質であり、それを教育現場の先生方が常に考え、そして子供たちに接していく。

先ほど言った例なんて、私が小学校に行っている頃からやってた懲戒です。あれをやはり、私は当事者の意識として、やられたからといって何の反省もした記憶はありません。ただただ嫌だったなど、省みた記憶がありません。そして、あれによつて実際に何が変わるのかというの、やはり今考えても分からないんですね。

おうちで同じことをするか。子供が御飯を食べ散らかしたら、そこに立っていなさい、ずつと立っていた。私は、どちらかというと、おうちで竹の定規でお尻をたたかれたりとか、おうちから外に出されて家に入れないとか、そういうことを考えて、逆に、怒られたくないから、帰りたいとか、たたかれないから気をつけようというの、はあったとしても、家の中に立っていなさいと言われても、多分これって何も関係ないんですね。

私は、日本の教育でよく言われているもので、相関関係と因果関係、これを余りにも混同している教育制度というものがあつたというの、これは専門家の方もよくおっしゃっています。いわゆる、これをやっておけばいいんだ、結果、それに

よつてうまくいく、いかないということではなくて、例えば、本を読んでいる学生が頭がいいのか、本を読んだ学生が頭がよくなったのか、これを証明できないものを相関関係といいます。因果関係というものは、その生徒に対して、また児童に対して、こういった教育を施した結果、ある新しい能力が得られた、そういったものを因果関係といえます。

よく言うのが、一億総教育者といつて、医療についてはほとんどの人が何も言わない中、多分全ての方が、子供の教育を含めて、教育に対して口を出せるんですね、今私が言つたように、自分の意識として。でも、こんなことをやっていったら、決して子供たちのためになるとはやはり思えないんです。

やはり、最先端の技術とデータと子供たちのいろんな知見を基に、学校現場の先生方が本当に子供たちのことをどうやって成長させていくのかということを考えていく、この本質的な議論がなければ、やはり、何かいんなものを、先生方にやれないことを言つて、結果、鉄棒というものを、表から頑張り頑張りなんて言つている。こんなばかげたことをやつて、先生方も意味が分かつていないと思えます。子供たちも、一体どうやったら逆上がりができるのかも分かりません。

こんなばかげたことが起こっていることが、まさに現場の環境なんです。だから、やはりここに、副大臣に質問させていただきたいと思えます。

私は、参考事例にある懲戒が、やはり教育につながるかどうかとも思えないんです。目的を見失い、手段だけを現場の先生方に押しつけば、当然、現場の理解は得られません。そうならばこそ、先生方含めて、無責任な手段だけが残つて、教育からは更にかき離れたことが起こつてしまうということがあります。

う生かすのかという方向性を考え直す必要があると思うんですけども、副大臣、どうお考えでしょうか。

○**築副大臣** 先ほど来事務方からお答えしていることと重複する部分もありますけれども、学校における懲戒は、校長及び教員が、児童生徒に対して、教育上必要があると認められるときに、児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を目的に、叱責、注意や退学、停学等を行うものであります。

懲戒を行うに当たっては、当該事案の状況や児童生徒の発達段階等を考慮し、個別の事案に即した対応が求められており、文部科学省が一律に方針や懲戒の類型を示すのではなく、各学校が教育活動を行う中で必要に応じて行われるものであるというふうにご考えております。

こうした観点から、参考事例につきましては、具体的な事案やそれを踏まえた教育効果を想定した懲戒の類型を示したのではなくて、学校現場での実践に当たり、通常、懲戒権の範囲内と判断されると思われる行為について、あくまで例示として記載したものでございます。

御指摘の通知についてでございますけれども、これは、この通知のところに、そもそも、学校教育法第十一条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例ということで、いわゆる、委員も御懸念されるように、体罰と懲戒というものをしっかりと具体的に示すことで、こうした行為は体罰に当たりますよということで、そういうものをしつかりと示して区分を整理しているということでございます。逆に、先生が御懸念されているところにしつかり対応するべく、しつかり区分けを整理しているという趣旨の通知であるというふうにご承知しております。

○**沢田委員** 副大臣、今日はわざわざ、お忙しいところ、ありがとうございます。
ただ、私も十歳と八歳の父親でもありまして、やはり学校の先生に生き生きと教育の現場に立っていただいて、なおかつ、うちの子供たちも、私たちから、私は今四十三ですけども、もう三十

年以上前です。その三十年という時を超えて、これだけ時代も進歩しているわけですが、教育の方法であったり、調べられるデータの在り方というものが劇的に変わっている中で、同じことを繰り返している教育よりは、やはり最先端、この国の子供たち、未来、まさに我々の土台になっていく、礎となっていくような、そういった強い子供たちを育てていくことは私はとても大事なことだと思っております。それを育てる、子供たちのサポートの、教育の側に回る先生方も、目的、本質、ここから即したところで教育に誇りと自信を持って動いていただきたいと思っております。多くの規制や多くのいわゆるリストがあると、やはりそういった動き方に制限がかかってしまふということをお伝えしたいと思います。

私のちよつと知る人間でも、本当にうつ病になってしまった学校の先生、大変真面目で若い女の先生がなくなってしまったというのを私は見えました。

子供たちも、今、情報化社会の中で本当にまっていますね。うちの十歳の娘も本当にやはり大人びていますし、その年齢でティックトックをやったり何をやったりという子も増えているんですけども、そういうのを感じると、学校の先生方も本当にどんどんどんどん閉じ込めるよりは、もっともっとウイングを広げて、先生方がやれることを広げていくことの方が私は必要なんじゃないかなというところも是非文科大臣とお話ししていただければと、よろしくお願いいたします。

続きまして、昨年四月に成立しました教育職員等の児童生徒性暴力防止法、いわゆるわいせつ教員法というものがあります。これによって、性暴力等で免許を失った者への教員免許の再授与が相当程度困難になったと承知しております。

立法から現在までの経緯や学校現場への周知方法、また教育職員の性犯罪に関わる懲戒処分等の最新の状況についてお伺いしたいと思います。

○**里見政府参考人** お答えいたします。
児童生徒を守り育てる立場にある教員が児童生

徒に対して性暴力等を行うなどということは、断じてあってはならないことでございます。

法施行前のデータではございますが、公立学校教員のうち、令和二年度に児童生徒等に対する性暴力等により懲戒免職となった者は九十一人に上り、依然として深刻な状況にあるものと考えております。

児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職となり、免許状が失効となった特定免許状失効者等への免許状の再授与に関しては、教員性暴力等防止法に基づきまして、外部有識者から構成される都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聞いた上で、再び免許状を授与するのが適当であると認められない場合は再授与しないこととされております。

文部科学省におきましては、本年三月に教員性暴力等防止法に基づく基本指針を策定し、再授与審査等に関する具体的な考え方を示すとともに、六月には法や基本指針の概要等に関する啓発動画を作成、周知し、都道府県教育委員会を含め、各関係者における適切な運用を図っているところでございます。

引き続き、児童生徒等を教育職員等による性暴力の犠牲者とさせないという断固たる決意で、性暴力等を行う教員の根絶に向けた取組の実施に全力を尽くしてまいります。

○**沢田委員** どうもありがとうございます。
次に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、今後の計画についてお伺いいたします。

今回の懲戒権の削除の趣旨については、本会議においても、葉梨大臣より、児童虐待の防止に向けた明確なメッセージを国民に向けて発し、児童虐待の防止を図ることにありますと御答弁いただきましたが、児童虐待防止に向けては、子供たちの通う学校での虐待の早期発見が重要な鍵となります。

強化が期待されますが、中でも、文科省のチーム学校を実現するための三つの視点、第一に掲げられる専門性に基づくチーム体制の構築、特にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった学校内又は学校に近い場所での問題を解決に導く専門職の配置、拡充は喫緊の課題となっております。

既に専門職の配置、拡充に向けては取組が進んでいることと思いますが、予算確保の面でも苦慮されているとも伺っております。体制強化に向けた今後の見通しについて、予算確保に向けての決意も含めて、文科副大臣、御意見いただきたいと思っております。

○**築副大臣** お答えいたします。
様々な課題を抱える児童生徒に対し、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の整備を図ることは重要と考えております。

このため、文部科学省においては、令和四年度予算において、引き続き、スクールカウンセラーについて、基礎配置分として全公立小中学校に相当する二万七千五百校分を、また、スクールソーシャルワーカーについては、基礎配置分として全公立中学校区に相当する一万中学校区分を計上するとともに、これらに加え、それぞれ重点配置も計上するなど、予算の拡充を図ったところでございます。

他方、文部科学省としては、児童生徒等への対応や教師への助言等のための時間を十分に確保する必要がありますと考えていることから、令和五年度概算要求においても、配置時間の更なる拡充に向け、必要な予算を計上しているところでございます。

今後の配置目標について現時点で明確にお答えすることは困難ですが、文部科学省としては、引き続き必要な支援の充実に努めてまいります。

○**沢田委員** 副大臣、ありがとうございます。

子供たちにとって必要な予算になりますので、是非とも確保に向けて動いていただけたらと思います。

続いて、厚労省にお伺いいたします。

御承知の委員も多いと思いますが、毎年十一月は厚労省の定める児童虐待防止推進月間となっております。そこでは、オレンジリボンキャンペーンとして、オレンジをテーマとしたバッジをつけている方を見たことがあると思います。私も今日つけてさせていただいているんですけども。

児童虐待防止において最も重要と言える役割を担うのは、やはり、都道府県や政令指定都市、中核市など全国二百か所以上に設置されている児童相談所となります。令和三年度の速報値では、児童虐待の対応件数が二十万七千六百五十九件と過去最多に上りました。

児童相談所には様々な専門性を持つ職員が配置され、物理的に親子を引き離す一時保護などの強い権限を持わせております。が、しかし、どれだけ強い権限を持っていても、緊急時の難しい判断を適切に下すのは難しいものです。さらに、慢性的な人員不足によって、職員たちが限界量を越えた案件を抱え、それによって判断が鈍るといふようなことが起こることもございます。

厚生労働省にお尋ねします。
平成三十年に策定されました児童虐待防止対策総合強化プランには、児童福祉司の二千人以上の増員、一時保護の体制強化などが盛り込まれておりますが、現在の取組状況を教えてください。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。
先生御指摘の平成三十年に策定いたしました児童虐待防止対策総合強化プラン、こちらのプランに基づきまして、児童福祉司、全国で、この四年間で、つまり本年度末までに二千人程度を増員し、約五千二百六十人の体制とすることを目指しております。

この増員の目標でございませうけれども、一年の前倒しで、昨年度末、令和三年度末、おおむね達成という段に至りましたので、今年度、つまりこ

のプランの最終年度である今年度は、当初の目標から更に五百人強を増員いたしました。合計五千七百六十五人の体制を目標として進めているところでございまして、今年度中にこちらの新しい目標の方も達成が可能な見込みでございまして。

○沢田委員 ちょうど時間となりましたが、今日は御答弁ありがとうございます。

最後になりますが、私は、この懲戒という言葉、決して、今あることが問題だとは思っておりません。ただ、小さな言葉一つ、現場にとつて大きなおもしになることも、是非、今日のやり取りをもって全ての関係省庁の皆様と考えていただければというふうな思っております。

質問が時間の都合上でできなかった部分もございまして、御準備いただいた方、皆様、大変申し訳ございませんでした。

どうもありがとうございました。
○伊藤委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木義弘委員 国民民主党の鈴木義弘です。順次質問に入らせていただきたいと思っております。

今日も朝からお疲れさまでございました。明治に制定された民法における嫡出推定の規定について、約一世紀を経て改正がなされた、法律案が上程されたわけですが、社会情勢の変化や家族観の多様化により改正法ができたと理解しております。

法律上の父子関係と生物学上の父子関係についてどう考えるべきか。最新の科学の知見を用いながら、生物学上の父子関係が高い確率で明らかになっている。これは午前中にもちよつと御質問申し上げたんですが、法律上の親子関係の在り方については、血縁主義でいくのか。

血縁主義なんですけれども、私はひいおじいさんに育てられたんです。その親がいた。そのひいおじいさんとひいおじいおばあさんまでは、自分のところの話で申し訳ないんですけども、五代までは血が繋がっているんですけども、その先は子種がなくて、結局、そこで鈴木家の血は切れちゃっているんです。

ただ、明治の初めぐらいのことを考えれば、江戸の流れからずつと来ていますから、やはり家を大切にしようという考え方が価値観であつたんだと思うんです。養女をもらつたり、養子さんをもつたりですね。その中で民法というのが制定されて、今日まで運用されてきたというのは自分でも理解できるんですけども、結局、家族というのがやはり一番小さな単位になるんだと思うんです。

先ほど申し上げましたように、いろいろな家族の形態が変わつてきているというのは承知しているんですけども、我が国の社会の成り立ちの考え方にも、在り方にも影響を及ぼすような複雑かつ慎重な議論が必要なんじゃないかというふうな思うんです。

科学の進歩や社会情勢の変化が著しい今日において、嫡出推定制度の存在意義は何なのかというのをまず大臣にお尋ねしたいと思っております。

○葉梨国務大臣 やはり子供の利益を図るという観点から、早期に子供の地位を安定させるということが必要だということだと思います。やはり母親、父親が子供を、親権者として監護をしていくわけですから、早期にその関係を確定していくということが、結果的に、監護される子供の利益につながるというふうに思います。

○鈴木義委員 子供の法律上の安定を一番に考えているということなんですけれども、推定ということをやつとやつてきたんです。

午前中にも学者の先生方にもお尋ねしたんですけども、結局これだけ、DNAの鑑定とかミトコンドリアの鑑定とかという、確度が高くなつてきている時代の中で、何でも全部それをやればいいということじゃないんですけれども、いざ父子関係で争いをするとなつたときに、自分の子だ、いや、自分の父親じゃない、何といつたときに、DNA鑑定をきちつと制度上取り入れて裁判をやつているという話も聞かれないですか。それは、争つたから初めてそうなつただけの話かは分かりませうけれども、だから、推定で

ずつとこれからやつていつた方がいいのか、やはり技術が少しづつ分かつてきた段階で。

私は、世の中というのは、全てが分かつたから幸せかというのは、ちよつとまたこれは議論が必要なところだと思つてます。そのところを、大臣、もう一回御答弁いただきたいんですが。

○葉梨国務大臣 DNA鑑定は、争いになればDNA鑑定を使うという例があるというのは私も存じ上げていますけれども、例えば、戸籍窓口において必ず、届け出てこられる方皆さんに、ではDNA鑑定を求めることができるといったら、なかなかそこところは難しいところはあるかと思つてます。

ですから、形式的審査をするしかないわけで、そのよすがとして、やはり嫡出推定という制度は有用性を持つものだと思います。

○鈴木義委員 今朝からの議論を聞いています。何年もやはり一緒に住んでいたから、それを事実として認定するのか、でも、遡つてみたら自分の子供じゃなかったという話になつていくわけですね。だったら、疑いのある人だけでもやはりそういう技術を取り入れるというのが一つの方策じゃないかと思つてます。

例えば、夫の子を懐胎することが不可能であることが明らかの場合やDNA鑑定の結果で生物学上の父子関係が明らかの場合に、親子関係は明らかと言えるわけですね。このような場合には嫡出推定が及ぶとすれば、これを排除するには裁判に訴えなければ、アクションを起こさなければならぬわけですね。今回の法改正であっても、しかし、訴えを起こすというのは、やはり精神的にも経済的にも負担となるというふうに私も思つてます。

そこで、外観上懐胎が不可能な場合、遠方に暮らしているのが長かつた、ほとんど接触がなかつたとか、あとはDNA鑑定の提出があつたような場合については、例外的に七百七十二条の推定を受けないとするような考え方はできないのかというのを、法務大臣に見解を求めたいと思つてます。

○葉梨国務大臣 もう既に判例法理の中で、婚姻中の懐胎であっても、明らかにそれが、懐胎が及ばない状況であるということについては推定が及ばないという判例法理はあるわけなんです。ただ、いずれにしても、やはりそこは裁判で明らかになっていくものであることだと思います。

実際のところ、先ほどちょっと申し上げましたけれども、そういったように、婚姻中に懐胎が及ばない状況であったことが明らかであるかということについては、先ほど申し上げた戸籍の窓口の形式的な審査でこれを明らかにするというのは、極めて難しい面がございます。

また、DNA鑑定というのも、みんなにDNA鑑定を義務づけるというわけにもまいりませんから、そういったことが裁判等の形の争訟になりまして、そこで明らかにする材料として使われるというのがやはり実務上は妥当なところではないかなというふうに思います。

○鈴木(義)委員 前段でお尋ねした裁判というのは、一般の国民、私も含めて、裁判というのはそんなに簡単にばばばできるものじゃないと思うんです。だから、その前段として制度を設けられないかという考え方です。

最終的には、国民の権利として、法治国家ですから、裁判に訴えるということではなくしちや駄目だと思っております。でも、その前段として、明らかにそれはもう大丈夫だろうということであれば、そういうものをやはり制度で確立しないと、何でも裁判に訴えればいじやないかといったって、それは金もかかるし、法テラスがあります。何がありますというのにはあつたとしても、何でも裁判をすればそれで事が済むような問題じゃないような気がするんですけれども、もう一回、そこそこのお考えを、ちょっと再答弁、お願いできればと思います。

○葉梨国務大臣 やはり、そういうお考え、御意見として承りましたが、これは身分関係、親子関係の確定に関するものでございますから、慎重に考えていかなければいけないんじゃないかなと思

うふうには私思います。

○鈴木(義)委員 私も、毎日毎日あなたは鈴木義弘さんですと喋って育てられてきたから、ああ、私が鈴木義弘さんなんだというふうには自覚しているだけの話です。

例えば、私たちが、私も車を運転しますから、免許証があります。免許証が身分証として広く一般に使われていますよね。

免許証を一番最初に取得するときに、住民票を持ってこいと。では、その住民票が正しいか正しくないかはよく分からない。だって、身分証明書がないんだから。でも、住民票を取ってきて免許証の申請。それで一回免許証を取得できれば、五年に一回、昔は三年に一回、免許の書換えは、その免許証が身分証みたいな形で、後から戸籍謄本を取ろうが住民票を取ろうが何を取ろうが、必ず市役所の方が、身分証明書はありますか、免許証はありますかと申してお尋ねになる。誰も疑うことなくその制度を使ってやってるんです。でも、基のところは正しいのか正しくないのか誰も分からない。

そういったことで社会が動いていっているというのが現実だと思っております。そのところをやはり少し考えなくちゃいけないかなというふう

に思っています。

それと、無戸籍問題についてですね。これまで法務省は取り組んでこられたと思うんですが、ホームページにも、無戸籍でお困りの方向へというものが、無戸籍となった方への情報提供をされています。

平成二十六年七月には、法務省の民事局通達として、市区町村の業務の過程で無戸籍者の存在を把握した場合には、法務局への相談を促し、あわせて、法務局において無戸籍者の情報を集約することとする通達を発しているんだそうです。

このように、市区町村なども連携して問題解決を図ることを努力されていると聞いています。この点については、法務局への相談を促し、あわせて、法務局において無戸籍者の情報を集約することとする通達を発しているんだそうです。

いて取り組むには、なる前の方策を講じることが必要であるというふうには考えるんです。

妊娠すれば、これも届出を出さない限りは駄目なんですけれども、自治体に母子健康手帳を申請するんですね、大半の方は。一部、申請されない方もいるやに聞いています。この情報を共有すること、無戸籍問題の解決を図ることができないかという考え方です。

それぞれ制度の役割が、趣旨だとか管轄が違うということは承知しているんですけども、今ある制度の中でオーバーラップするような部分については連携していくことはできないのかということですね。新たな制度を立ち上げてサポートするよりも、今ある制度を有効に使った方が対応が早くできるんじゃないかという考え方です。

是非、無戸籍問題について、母子手帳を今までの以上に活用できないだろうか。大臣か、厚労省なんでしょうか。大臣の方で。

○葉梨国務大臣 こちらは市区町村にお願いしている立場ですから、私からお答えをいたします。今回の民法改正、これは無戸籍を解消するため、そのネットワークとなっている再婚をした後の嫡出に、そのネットワークと直したり、あるいは再婚禁止期間をなくしたりというようなことをやらせていただいているんですが、やはりそれだけで全ての無戸籍が解消するわけではないと認識しています。

今おっしゃられたように、しっかりとアンテナを広くして、それも、しかも関係機関がしっかりと連携をしながら、寄り添った対応をしていく。そのためには実態把握というのが非常に大切で、残念ながら、法務局に無戸籍だと届けてくれる方がいるわけではないので、やはり市区町村が持っている情報はいかに共有していくかということが大切だと思います。

御指摘のような母子健康手帳の問題でも、そういうことで、市区町村の戸籍、住民票の窓口、これも連携をしなければいけません。さらには、市区町村の母子保健や福祉担当部署等においてもこ

れに接することがある。そこで、私どもは、これらの機関に対して、無戸籍の情報に接した場合に、市区町村の戸籍担当部署に知らせただけではなく、そこからまた法務局にも情報が共有されます。また、法務局に情報提供をしていただくような協力依頼をしております。

現在も、母子健康手帳が交付された際に、出産前の母が出生届の提出を拒む意向を示しているなどの事情があるときは、関係する部署の間で情報が共有されておりまして、今後とも、引き続き、無戸籍者の情報を把握する取組をしっかりと進めていきたいと考えています。

○鈴木(義)委員 是非、いろいろなツールを使って、一人でも救えたらなというふうに思います。それと、次に、嫡出否認制度に関する規定の見直しについて質問をさせていただきたいと思うんですが、もう時間が来ましたので。

二十一歳とか三年とか七年とか、数字が出てくるんですけども、その数字の根拠は一つ一つお聞きすればいいかと思うんですけども、やはりそこところはきちっと説明をいただければなと思うんですが、それで終わりにしたいと思います。

○葉梨国務大臣 三年といいますが、大体親子の関係が確定する、その期間を参考としながら、三年ということですね。

二十一歳、嫡出否認の訴えというの、これは条件はありますけれども、十八歳の成人プラス三年という形に成人の場合はさせていただきます。七年というのは、失踪宣告が七年になっておりまして、そういったものも参考にしながら七年という形で作らせていただいたんですが、詳しくは、法制審の議論等、事務方にも聞いていただければと思います。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。終わります。

○伊藤委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、懲戒権の削除の関連でお伺いをしたいというふうに思います。

この懲戒権の削除については、長年求められてきたことで、例えば、二〇一一年の民法と児童福祉法の改定ときも、虐待する親の口実に使われていることなど指摘が相次いで、日弁連の皆さんや運動団体の皆さんや、そして私も日本共産党も削除を求めてまいりましたので、この点は評価をしております。

先ほど参考人質疑の中で指摘をさせていただきましたので、先ほど申し上げた通り、やはり、子供への虐待というのは、未然に防ぐということが一番大事だというふうに私は考えております。

その点で論戦もやってきたんですけども、今回、体罰の禁止に加えて、児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止するという文言が加わりました。

本会議でも葉梨大臣とやり取りをさせていただきました。きまして、今日も資料に出させていたいただいてあります。速記録の二ページの下の段のところなんですけれども、葉梨大臣に、児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動とは何かという質問をさせていただきました。葉梨大臣は、子に不当に肉体的又は精神的な苦痛を与え、その健やかな心身又は精神の発達に悪影響を与え得る行為を指すものです。これに該当するか否かは、最終的には、具体的な事案を前提として、裁判所における社会通念に照らした個別的な判断に委ねられますが、一般論として、当該行為の態様のほか、子の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的、時間的環境等が配慮されるものと考えていますということ、結局は司法判断に任せているということ、委ねられているというふうになっております。これでは、やはり民法に何が違反をするのかということが具体的に分からないというふうになってくるというふうに思います。実際に子供さんと向き合う具体的な場面で保護

者の方が適切に判断できるものを示す必要があるのではないかと考えていますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○葉梨国務大臣 お答えします。

正確を期しますと、民法に違反するかどうかというのが問題になったときは、最終的には司法判断ということで申し上げたんですけども、先ほど来議論があるのとおり、民法を変えたからといって、みんな民法を読んでくれるわけではないんですよ、親御さんも。ですから、この内容がどういう、ちよっとイメージが湧く形で、具体的にどういう内容だということを周知、広報すること、これが、まさに今回の民法改正の趣旨と、具体的に、こういうことは、体罰だけじゃなくてそういう言動もいけませんよということ、やはりできるだけ私も分かりやすい形で広報していく、このことはしっかりと努めていかなければいけないというふうに思います。

○本村委員 どういうものが出てくるかということ、またそれについて議論をさせていただきました。あるいは言動が狭く解釈されるんじゃないかという懸念も実際に出てくるわけですね。

健全な発達のために必要なしつだけだといって身体的あるいは性的、精神的、心理的、経済的暴力が正当化されるようなことはあってはならないというふうな考えますけれども、大臣も共有していただきたいと思います。

○葉梨国務大臣 従来から、平成二十三年の改正が行われまして、子の利益というのが入りました。ですから、その中でも、今回削除した懲戒権というのは、体罰とかそういうような心身に悪影響を与えるようなことは当然駄目だということ、当時も考えておいたわけなんですけれども、それがなかなか昨今の児童虐待の中では、やはり徹底をしないということ、しっかりとそこは、具体的にいろいろ、どういような広報資料になるかどうか、そこら辺のところはまた議論をさせていただくにしても、気持ちとして、それがしつ

けの名の下で悪影響を与えるような言動が行われるということ、それは許されないとどういふふうな意味では共有させていただきます。

○本村委員 狭く解釈することがないようにということ、申し上げておきたいというふうに思います。

次に、国籍法の三条三項についてお伺いをしたいというふうに思います。

十一月一日の本会議でこれも質問させていただきました。認知が事実と反する場合、国籍の取得を否定されてしまう、そうすると、何十年も日本国内で日本人として暮らし、安定した生活がなされていても、反対の事実があると認められた場合は、国籍を失い、無国籍となってしまう、これは子供の権利利益に反するんじゃないかということ、質問させていただきました。

それに対して、葉梨大臣のお答えが、二つ論点があるかなというふうに思うので、それについてお伺いをしたいんですけども、まず一つ目の答弁は、認知について反対の事実があった場合でも、必ずしも子が無国籍になるとは限りませんということ、でございます。

この答弁の無国籍にならないのは、私はこれは一部にすぎないのではないかと考えますけれども、どういふケースでしょうか。

○金子政府参考人 お答えします。

例えば、母の出身国が父母両方の国籍を承継できる国、韓国、フランス、イタリア等であれば、母の国籍である外国の国籍が認められる場合もあり、必ずしも子供は無国籍とはならないということになります。

また、出生地の国籍を取得できる国、これは生地主義といいますが、を採用している国、アメリカが有名かと思いますが、で出生していた場合には、出生地の国籍が認められる可能性があり、必ずしも無国籍となるものではありません。

なお、生地主義を採用しない国で生まれ、かつ父が判明しない場合で母が無国籍の場合、又は母の国籍国が厳格に父の国籍のみ承継を認めている

国である場合などについては、無国籍となることがございます。

○本村委員 今日、資料の中で、法務省が出しておりますフローチャート、どういふケースで無国籍になるのかということも出させていたでいて、いるんですけども、やはり一部にすぎない、無国籍にならないケースというのは一部にすぎないです、先ほど、各国で父母の両系の血統主義の話もありましたけれども、その国の国籍を取るのにどれくらい御苦労があるかというののはつかんでおられるんでしょうか。

○金子政府参考人 国籍の問題は、国ごとにどういふ場合に国籍を付与するのかが決まっています。日本における帰化の場合であればある程度把握できますけれども、外国の国籍を取得すること、どのくらいの期間がかかるかということも承知していません。

○本村委員 国籍を取ること自体も、物すごい苦労を要するわけですね。例えば、日本の戸籍のところ、母の名前が片仮名で書いてある、そうすると、母国語に変換が正確にできない、照合できない、なかなか国籍を取るの難しいというケースもあるというふうに聞いております。

法務省が、昨年の八月なんですけれども、事務連絡を出しております。各国の国籍取得に関する主要国法制表というのもあるんですけども、実は、これが正確じゃない。例えば、ネパールでも婚外子だったらこの取扱いは違いますよというふうな、これも正確じゃなくて、もしこれで事務的にやられたら、あなたの国、母国はできるでしょうということ、はね返されてしまうケースだつて出てくるかというふうに思っています。

やはり、こういう資料も正確にしていた方がいいというふうに思うんですね。弁護士の方や支援者の方としっかりと情報交換しながら、この資料もブラッシュアップなんかを是非していただきたいと思っております。通告していただくというふうな、お願いしたいと思っております。

（この部分は上記の重複を修正し、内容を整理）

○金子政府参考人 国籍の在り方はそれぞれの国で決まっております。もちろん、我が国として、他の国がどうした場合にその国の国籍を取得できるかということについては他の国の法律に書かれていますので、もちろん、こういう時代ですから、他の国の法律を、国籍法に当たる法律を、きちんと目を光らせて、そのような資料も正確を期するように努めてまいりたいと思いますが、例えば、改正があったときに多少のタイムラグがあるとか、そういうこともあるかと思いますが、極力御迷惑がからないように努めてまいりたいと思います。

○本村委員 加えて、日本にしか住んだことがないのに、外国の国籍を取得したからそれで終わりというわけではないわけです。

先ほど、国籍法の八条の四号、大臣、御説明ありましたけれども、無国籍になりました、外国の国籍を取りました、そのケースは、次に帰化をするということにも行くケースもあると思うんですけども、国籍法の八条四号、これは使えるんでしょうか。

○金子政府参考人 八条四号は、「日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの」となっておりますが、この場合は緩和された要件で帰化を許可することができるかとされております。

日本で生まれたかどうかというのははっきりしていると思います。出生のときから国籍を有しない者というのは、虚偽の認知だということになった場合は、最初から日本の国籍を有していなかったことになるので、ここに該当してくる。あとは継続三年要件というのを満たせば、この四号の要件は満たすこととなります。

○本村委員 外国の国籍を取っても、生まれたときから無国籍ということになるんですか。

また後で教えていただければと思います。済みません、進めたいというふうに思います。

大臣は、もう一つ答弁をされました。仮に子が

無国籍となるような場合であっても、無国籍者の置かれた立場に配慮しつつ、無国籍状態の解消に向け、可能な対応をまいりますというふうにご答弁をされましたけれども、無国籍状態の解消に向け可能な対応とはどういう対応でしょうか、お示しく下さい。

○葉梨国務大臣 先ほど民事局長が答弁しましたように、八条の四号というのは、出生が日本である、そして出生時に国籍がない、ですから無国籍ですね、それで三年以上という要件です。ですから、これは遡ってですから、三年以上の、無国籍状態が認定されるような方であれば、これを活用するというところで、無国籍から日本国籍に移るというようなことが可能になるということを最前米答弁しています。

もう一つは、やはり、本国の国籍を取りたいという方もいらっしゃるだろうと思います、日本国籍だけではなくて。そういう方については、やはり、大使館につなぐとか領事館につなぐ、あるいは本国政府と御相談をしていただく、そういうような形を取っていく。

いずれにしても、私どもとして、日本で暮らしている、日本で教育を受けているといったことは、日本にいていただくための積極的考慮要素であるというふうにご答弁しておりますので、先ほどの答弁と同様、私どももそのところは汗をかいていかなければいけないと思います。

○本村委員 支援をされている方のお話を伺いますと、この八条の四号は当てはまるケースがかなり限定されているということで、子供たち全てを救うということにはならないというふうに思いますので、更なる支援が必要だというふうに思いますし、やはり国籍を剥奪するようなことはやめるべきだということを強く求めまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○伊藤委員長 次回は、明九日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会